
平成 3 0 年 第4回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成30年12月11日

閉会 平成30年12月12日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（12月11日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○感謝状の伝達	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	3
○日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告について	5
○日程第 6 報告第 3 号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 4 号 第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会結果報告について	6
○日程第 8 報告第 5 号 議会懇談会開催結果報告について	7
○日程第 9 報告第 6 号 委員会所管事務調査報告について	8
○日程第10 町の一般行政について質問	12
5 番 今 村 辰 義 君	12
1 北海道全域停電「ブラックアウト」事態における教訓事項について	
2 中高生のピロリ菌検診について	
9 番 荒 生 博 一 君	17
1 複合的機能を備えた拠点施設整備方針について	
2 「泥流地帯」映画化に向けた取り組みについて	
13 番 村 上 和 子 君	23
1 町立病院の一般病床を療養病床への再編、医療と介護一体的な方向へ 転換し地域医療を守れる病院の構築を	
2 ボランティアポイント制度を導入してはどうか	
10 番 高 松 克 年 君	27
1 難聴者支援対応が必要	
2 学校図書館の管理と充実が必要	
3 番 佐 川 典 子 君	35
1 風疹の予防接種の助成について	
2 高齢者社会参加ポイント制度の導入を考えては	
○散 会 宣 告	41

目 次

第 2 号（12月12日）

○議 事 日 程	4 3
○出 席 議 員	4 3
○欠 席 議 員	4 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 3
○議会事務局出席職員	4 3
○開 議 宣 告	4 5
○諸 般 の 報 告	4 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 5
○日程第 2 町の一般行政について質問	4 5
1 2 番 中 瀬 実 君	4 5
1 今後の気象災害に対する町の対策は	
2 河川、道路、橋、側溝等、公共施設の改修・修理の目安である優先順位の決め方について	
6 番 金 子 益 三 君	5 2
1 停電時における非常用電源確保について	
2 関係人口の増加に向けた取り組みの考えは	
1 1 番 米 沢 義 英 君	6 0
1 防災対策について	
2 保育士、幼稚園教諭の確保について	
3 公共下水道の汚泥処理について	
4 国民健康保険税の引き下げについて	
○日程第 3 議案第 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ...	6 8
○日程第 4 議案第 10 号 上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例	6 9
○日程第 5 議案第 11 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	7 1
○日程第 6 議案第 12 号 上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例	7 1
○日程第 7 議案第 13 号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	7 2
○日程第 8 議案第 14 号 上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例	7 2
○日程第 9 議案第 1 号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	7 3
○日程第 10 議案第 2 号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	8 0
○日程第 11 議案第 3 号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8 0
○日程第 12 議案第 4 号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	8 1
○日程第 13 議案第 5 号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正（第4号）	8 2
○日程第 14 議案第 6 号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	8 2
○日程第 15 議案第 7 号 平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号） ...	8 3
○日程第 16 議案第 8 号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号） ...	8 4
○日程第 17 議案第 15 号 財産の取得について（総合行政システム）	8 5
○日程第 18 認定第 1 号 平成30年第3回定例会付託	

	議案第 8 号 平成 2 9 年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定 について	8 5
○日程第 1 9	認定第 2 号 平成 3 0 年第 3 回定例会付託 議案第 9 号 平成 2 9 年度上富良野町企業会計決算の認定につい て	8 5
○日程第 2 0	発議案第 1 号 議員派遣について	8 6
○日程第 2 1	発議案第 2 号 日米物品貿易協定交渉に関する意見について	8 7
○日程第 2 2	閉会中の継続調査申し出について	8 7
○閉 会 宣 告		8 9

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	12月12日	原 案 可 決
2	平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
3	平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月12日	原 案 可 決
4	平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
5	平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）	12月12日	原 案 可 決
6	平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
7	平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	12月12日	原 案 可 決
8	平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	12月12日	原 案 可 決
9	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
10	上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
11	上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
12	上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
13	上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
14	上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例	12月12日	原 案 可 決
15	財産の取得について（総合行政システム）	12月12日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成30年第3回定例会付託 議案第8号 平成29年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月12日	認 定
2	平成30年第3回定例会付託 議案第9号 平成29年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月12日	認 定

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行 政 報 告	12月11日	
	町の一般行政について質問	12月11・ 12日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月11日	報 告
2	町内行政調査報告について	12月11日	報 告
3	議員派遣結果報告について	12月11日	報 告
4	第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会結果報告について	12月11日	報 告
5	議会懇親会開催結果報告について	12月11日	報 告
6	委員会所管事務調査報告について	12月11日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	12月12日	原 案 可 決
2	日米物品貿易協定交渉に関する意見について	12月12日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月12日	原 案 可 決

平成30年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成30年12月11日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期決定について 12月11日～12日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告について
第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 4号 第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会結果報告について
第 8 報告第 5号 議会懇談会開催結果報告について
第 9 報告第 6号 委員会所管事務調査報告について
第10 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長谷川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
農業委員会会長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	林 敬 永 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	北 越 克 彦 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
農業振興課長	狩 野 寿 志 君	建設水道課長	佐 藤 清 君
農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	教育振興課長	及 川 光 一 君
ラベンダー・ハイツ所長	北 川 和 宏 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
主 事	大 井 千 晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎感謝状の伝達

○議長（西村昭教君） 御報告いたします。

平成30年10月26日に、総務大臣より、米沢義英議員に対し、議員歴35年、町議会議員としての長きにわたり地方自治の振興・発展と住民の福祉の向上に尽力された功績により、感謝状と記念品が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

○事務局長（深山 悟君） 演壇の前におきまして伝達をいただきたいと思います。

西村議長、米沢議員におかれましては、演壇前にお願いたします。

○議長（西村昭教君） 感謝状。

北海道上富良野町 米沢義英殿。

あなたは35年以上の長きにわたり、町議会議員として、地方自治の振興・発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成30年10月26日。

総務大臣 石田真敏。（拍手）

○事務局長（深山 悟君） 以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（西村昭教君） 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は、12月7日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

また、本定例会の運営について、議会運営委員長から、11月21日及び12月6日に議会運営委員

会を開き、会期及び日程等の審議並びに本定例会までに受理しました4件の陳情要望の取り扱いの結果報告がありました。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、両常任委員長から町内行政調査の報告、議会運営委員長から議員派遣結果及び議会懇談会開催結果の報告、第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員長から当該計画の前期基本計画の調査報告、議会運営委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査の所管事務調査の報告の提出がありました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案15件、議長からの報告案件6件、認定案件2件、議員からの発議案件2件であります。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、平成30年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、今村辰義議員ほか7名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告を受理した順であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 金子 益三 君

7番 北 條 隆 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月12日までの2

日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

行政報告に先だちまして、先ほど議長から伝達表彰をお受けになりました米沢議員に対しまして、在職35年の御活躍に対しまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後の御活躍を心から御期待申し上げますところでございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、平成30年度の町表彰式についてですが、多くの御来賓の御臨席を賜り、11月3日に挙行いたしました。

今年度の被表彰者につきましては、まちの関係では、長年にわたり地方自治の振興、発展に貢献された1名に自治功労表彰を、また、地方自治やスポーツの振興、発展、消防業務の向上に功績を残された4名に社会貢献賞を、教育委員会関係では、文化振興に貢献された1名に文化功労賞を、また、文化奨励賞とスポーツ奨励賞には26名と8団体をそれぞれ表彰させていただいたところであります。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして、消防功労として瑞宝単光章を2名が受章され、また、同日発令の危険業務従事者叙勲では、防衛功労により2名が瑞宝双光章、3名が瑞宝単光章を受章されました。また、長年にわたり町議会議員を務められました吉武敏彦氏が、12月1日付の発令による高齢者叙勲において、地方自治功労と防衛功労により瑞宝双光章を受章されました。

受章されました皆様の御功績に対し、改めて心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、全国町村長大会等についてですが、11月28日の全国町村長大会に出席するとともに、過疎法適用外小規模町村連絡会議による要請行動を行ってまいりました。

また、上京にあわせ、東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席したところであります。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、10月26日に開催され、関係者とともに出席し、当町にゆかりのある多くの方々とお会いし、親睦を深めるとともに、有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、基地対策及び自衛隊関係についてですが、10月18日から19日、30日から31日にかけて、富良野地方自衛隊協力会及び上富良野支部による「上富良野駐屯地現状規模堅持、更なる拡充を求める要望」を道内選出国會議員、防衛省に対して行ってきたところであります。

また、10月22日から23日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会による中央要望を、11月16日に北海道基地協議会による中央要望を関係機関に行ってまいりました。

また、防衛計画の大綱等の見直しが年内に予定されていることから、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会会長とともに、11月28日及び12月4日に、防衛省に対して緊急要望を行ってきたところであります。

次に、記念行事についてですが、第3地対艦ミサイル連隊創隊24周年記念行事及び多田弾薬支処62周年創立記念行事を初め地元駐屯地関連部隊等の記念行事等へ参加してきたところであります。

次に、第6次上富良野町総合計画の策定についてですが、基本構想に基づく前期基本計画案について、9月13日に総合計画審議会に諮問し、御審議を賜り、11月22日に附帯意見とともに答申をいただいたところであります。

この間、パブリックコメントの実施やまちづくりトークを開催し、まちづくりへの思いなど、町民の方々からの御意見等の把握、反映に努めるとともに、町議会においても、第6次総合計画基本計画調査特別委員会が設置され、11月2日に意見書をいただきましたので、これらを踏まえ、前期基本計画を決定したところであります。

今後の作業といたしましては、総論、基本構想、前期基本計画をまとめた概要版を作成し、町民の皆様に関心におけるまちづくりの方向性のお知らせとあわせ、第6次総合計画に基づく施策や事業への御理解と御協力がいただけるよう、3月末を目途に全戸配布を行うこととしております。

次に、十勝岳ジオパーク構想の推進についてですが、10月6日、7日の2日間、日本ジオパーク全国大会アポイ岳大会が様似町において開催され、関係する皆様とともに参加してまいりました。

本大会では、日本ジオパーク発足10年の節目の

大会でもあり、これまでの10年を振り返り、これからの10年を歩む上での理念や方向性について、熱心に議論されました。

また、教育との連携が重要視されている中、上富良野高校からは、ポスターセッションとワークショップに6名の生徒が参加し、ポスター発表では優秀賞を得るなど、高い評価をいただいたところでもあります。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。販売額を7,000万円とし、11月15日から20日までの予約期間において、販売額を225万円上回る7,225万円、1,568世帯からの予約があったところでもあります。11月22日に、高齢者世帯などの優先世帯を除く一般世帯のうち、購入限度である5万円分の購入予約をされた世帯の中から225世帯を抽選し、1万円分減額の4万円分の購入としていただき、申込者全てが購入できるように対応が図られたところでもあります。

商工会や地元事業者の主体的、独自の取り組みとあわせて、本事業を相乗的に実施することにより、町内購買力の確保及び販売力の拡大につながることを期待しているところでもあります。

次に、津市との交流事業についてであります。10月6日から8日に開催されました津まつりに、副町長初め職員、関係者を含む5名で訪問し、多くの皆様と交流を深めるとともに、イベント会場において上富良野の観光特産品のPRを行ってきたところでもあります。

また、島津地区が開基120年を迎えましたことから、11月6日から8日、島津住民会の皆様とともに、当時の農場経営者であった鹿児島市の島津家を訪問し、交流を深めてきたところでもあります。

次に、認定こども園への移行についてであります。9月28日付で西保育園が北海道の認定を受け、10月1日から施設名称を上富良野西こども園に変更し、幼保連携型認定こども園となったことから、町内全ての施設が認定こども園へ移行したところであり、今後さらに利用形態の幅が広がったところでもあります。

次に、介護保険施設の整備についてであります。今春より工事が進められておりました認知症対応型共同生活介護施設、グループホームおおぞらが9月10日に落成を迎えられ、9月18日付で地域密着型サービス事業所の指定を行ったところでもあります。

同施設は、10月1日から2ユニット、定員にいたしますと18名でございますが、開所され、11月末現在、7名の方が入所されているところであり、今後の高齢者福祉の充実に貢献いただけるもの

と期待をしているところであります。

次に、かみふらの収穫祭2018についてであります。かみふらの産業賑わい協議会主催により、10月14日、公民館を会場に開催したところでもあります。約600名の皆様に御来場いただき、新米やとれたての野菜の販売、地元産の食材にこだわったフードブースのほか、町内のホップを使用、製造した忽布古丹のクラフトビールや、札幌開拓使麦酒醸造所の開拓使麦酒によるビアホールが設けられるなど、地元農産物への理解とともに、町民同士の交流が深められたところでもあります。

次に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟関係についてであります。10月11日に福島県で開催された全国治水砂防協会理事顧問会議に出席するとともに、11月14日に札幌市で開催された全国治水砂防協会意見交換会及び11月20日に東京都で開催された全国治水砂防促進大会及び中央要望へ参加してまいりました。

今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより促進されるよう取り組んでまいります。

次に、第55回町総合文化祭についてであります。11月2日から4日までの3日間、社会教育総合センターにおいて開催したところでもあります。

開催に当たりましては、多くの町民の皆様に参加いただき、総合展示、町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、郷土館の特別展示などの事業が行われました。

また、協賛事業として、上富良野高校の生徒による小説「泥流地帯」を題材にした朗読劇などの事業が行われ、延べ2,300名を超える方々の御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

なお、11月9日の特別事業においては、北海道舞台塾ふらの事業として、富良野塾OBユニットによる「みずのかげら」の公演が保健福祉総合センターにおいて開催され、195名の方々に鑑賞いただいたところでもあります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。10月12日から横浜市で開催された全国ジュニアオリンピック陸上競技大会に上富良野中学校の伏見洋飛さんが男子砲丸投げに、藤井夢加さんが女子砲丸投げに出場いたしました。

また、旭川東高校音楽部の一員として、野本志温さんが11月6日に東京都開催されたNHK全国学校音楽コンクールに出場し銅賞を、同じく27日に長野市で開催された全日本合唱コンクールにおいては銀賞を受賞したところでもあります。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面

で活躍いただくことを期待するとともに、優秀な成績を残された皆様に改めて拍手を送りたいと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月7日現在、件数で11件、事業費総額で6,011万2,800円で、本年度累計では55件、事業費総額7億1,146万800円となっております。詳細につきましては、お手元に平成30年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成30年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） ただいま上

程されました報告第2号町内行政調査報告について御報告申し上げます。

裏面をごらんください。

町内行政調査報告書。

平成30年第3回定例会において議決された町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成30年10月24日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

厚生文教常任委員長、荒生博一。

記。

1、調査の経過。

平成30年9月28日、全議員による合同調査として町内行政調査を実施し、町内公共施設及び災害復旧等の現況を視察し、町理事者（所管課長等担当者）からの説明を求め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、8カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会審議に資することとした。

調査時点では、工事などおおむね適正に進められているが、今後においても適正な施工・管理に努められたい。

以下、調査箇所8カ所については記載のとおりです。御高覧願います。

以上、町内行政調査の御報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） ただいま上程されました報告第3号について、報告書の内容等について、以下、朗読させていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成30年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成30年11月21日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

1、上川管内町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成30年10月23日に当麻町で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修に12名が参加した。

(2) 研修の結果。

元米国森永乳業社長、雲田康夫氏より「豆腐バカ、世界に挑む!」、山形屋百貨店カリスマバイヤー、日高博昭氏より「山形屋の『北海道主催 北海道の物産と観光展』への取り組み」の2講演を聴講した。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成30年10月29日に南富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修に13名が参加した。

(2) 研修の結果。

山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授、江藤俊昭氏より「地方自治の根幹としての議会及び議員の役割」～地方議会の改革について～の講演を聴講した。

以上、報告内容でございました。お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会結果報告について、報告を求めます。

第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員長、村上和子君。

○第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました報告第4号第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会結果報告について、調査結果報告書の主な内容をもって報告させていただきます。

1ページをお開きください。

第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会調査結果報告書。

本特別委員会の事務調査として調査した事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成30年11月2日。

第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会委員長、村上和子。

記。

1、事件名。

第6次上富良野町総合計画基本計画。

2、検討の調査経過。

平成30年6月19日開会の第2回定例会において、第6次上富良野町総合計画基本構想が上程され、質疑、討論の結果、可決されたが、基本計画策定に当たっては、議会の慎重審議が必要として、第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会の設置を議員発議により可決し、設置した。

その後、調査特別委員会を下記のとおり9回開催し、その内容等を調査、検討、審議した。

9回の開催経過は記載のとおりであります。

3、委員名簿。

本特別委員会の委員名簿は、記載のとおり二つの分科会を設置して調査を進めました。

2ページをお開きください。

4、調査の報告。

(1) 基本計画に関する意見について。

今後のまちづくりの方向性については妥当と判断するものの、第5次上富良野町総合計画の後期から、本町の抱える重要課題解決に関する施策項目について、明確な方向性や推進体制を示されるよう、特に重視していただきたい事項を取りまとめた。

なお、公共施設の整備に当たっては、老朽化に伴う整備改修等を前期基本計画で明確に位置づけ、優先順位、有利な財源の確保とともに、財政見通しを明確にして、新たな暮らし輝き安心で安全なまちづくりに向けていくよう、以下の点を町長へ意見として提言されたい。

ア) 人口減少対策について。

総合計画総論で最重要課題とされている、まち一体となった人口減少の対策、また、基本構想の人口の目標値1万660人に向けて、分野別目標の効果的な施策を実行されたい。

イ) 成果指標について。

成果指標（ベンチマーク）は、第5次総合計画基本計画の進捗状況及び平成29年度の実績値を踏まえて設定されているが、第6次総合計画基本計画に掲げられた主要施策との整合性やその成果をはかる数値であることから、指標名、指標値の妥当性とともに、今後の人口の推移や計画の進行管理も踏まえた視点で検証されたい。

また、継続しているもしくは平成30年度に更新する個別計画の成果指標との整合を図られたい。

ウ) 町立病院の改築等の整備促進について。

町立病院については、築38年を経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、また、防災・防火体制についても平成37年6月末までにスプリンクラー設置が義務づけられている。

町立病院は病床を有する町内唯一の病院、また、救急指定病院でもあることから、これらを含めた施設改修について、前期基本計画の早期に明確な方向性を示す必要があり、介護療養型老人保健施設、特別養護老人ホームとの医療と介護の連携を含めた運営のあり方を早急に検討され、一定の方向性を示されたい。

エ) 拠点施設について。

本町の産業活性化に向け、前期基本計画（案）に位置づけられている拠点施設については、あり方を検討し、明確な方向性を示されたい。

３ページ。

（２）その他の主な意見について。

記載のとおり意見がありました。

５、まとめ。

平成３０年６月２０日の特別委員会設置から約４カ月間という短期間ではあったが、上富良野町の今後の進むべき方向性について、調査効率の点から、常任委員会を基本とした分科会も設けて調査、検討を行った。

８月に第５次総合計画の評価、検証及び素案の概要説明を受け、素案の段階から調査を始め、９月に提供された第６次総合計画前期基本計画（案）について、分科会で各常任委員会所管事務の章ごとに分担して、案に対する意見や個別計画に反映させるべき意見の取りまとめ、主要施策の所管課への確認と質疑応答などを行った。

特別委員会の中で、町立病院、ラベンダーハイツを中心とした介護医療複合施設の建設や、観光、交流の拠点施設に関する意見があり、これらの提言等をまとめ、別添意見書（案）として添付するので、町長に対して意見書を提出されたい。

今後、第６次上富良野町総合計画基本計画を長期的なビジョンとして、本町のまちづくりの方向性を示すとともに、実行的な町政運営がなされ、基本構想に掲げられる三つの視点、将来像、人口目標が実現されることを願い、調査の報告とする。

なお、４ページ以降に意見書（案）を添付させていただきます。

以上、報告といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

○議長（西村昭教君） 日程第８ 報告第５号議会懇談会開催結果報告について、報告を求めます。

初めに、議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） ただいま上程されました報告第５号について、以下、朗読をもって報告させていただきたいと思います。

議会懇談会開催結果報告書。

平成３０年第３回定例会において議決された議会懇談会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成３０年１１月２１日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

１、開催の目的。

上富良野町自治基本条例による議会の役割と責務の趣旨に基づき、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告する機会をふやし、理解を求めることや、広報広聴活動の充実を目指し、より町民との接点を設けるため、全議員による議会懇談会を町内６会場で開催した。

２、開催日。

平成３０年１１月１５日。

３、会場及び参加人数。

６会場、６５人。

（１）草分防災センター、６人。

（２）富原会館、８人。

（３）島津ふれあいセンター、６人。

（４）江幌会館、１１人。

（５）保健福祉総合センターかみん、１２人。

（６）セントラルプラザ、２２人。

４、出席議員数。

（１）１班（草分防災センター、島津ふれあいセンター、保健福祉総合センターかみん）７人。

（２）２班（富原会館、江幌会館、セントラルプラザ）７人。

５、議会報告及び懇談内容等。

（１）議会改革の経過、他町村議会との比較。

これまでの議会改革の経過及び上川管内、道内類似町村議会との議員定数の比較などの説明を行うとともに、質疑応答を行った。

（２）懇談。

「議員定数について」のテーマで、参加された町民の方から自由に発言をいただき、懇談を行った。

また、まちづくり全般について、参加町民から多くの意見、質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

（３）参加者アンケート。

参加者からの議会懇談会に対するアンケート調査

を実施した。

6、結果報告。

全会場で寄せられた意見や参加された方の個々の疑問点などをまとめ、「かみふらの議会だより」で抜粋した内容を掲載し、周知、報告する。

また、紙面上、掲載しきれなかった意見等については、後日、ホームページ等で周知、報告する。

対応可能な意見等については、所管委員会で調査、審議し、その後、「かみふらの議会だより」を通してお知らせをする。

7、まとめ。

第9回議会懇談会を開催し、「議員定数について」できるだけ多くの町民の意見を聞けるように、町内6会場で実施した。

最初に、議会改革の経過、他町村議会との比較について説明を行い、続いて、参加町民と議会との直接的な懇談の場として、「議員定数について」町民からの意見を聞き、懇談し、相互の意見交換が活発に図られた。

町民からの貴重な意見については、平成30年7月31日付で議長から諮問された「議員定数について」の調査、検討の参考とする。

今後も引き続き、町民の意見を聞きながら、議会活性化とともに町民にとって身近で開かれた議会を目指していき、アンケート結果をもとに、多くの町民が参加できるよう、より興味を持ちやすい議会懇談会のテーマや参加しやすい実施方法などについてさらに検討し、見直しを進めていく。

以上、報告いたしました内容でございます。お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号

○議長（西村昭教君） 日程第9 報告第6号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） ただいま上程されました報告第6号委員会所管事務調査報告について、以下、朗読をもって説明をさせていただきます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成30年12月6日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

調査事件名。

1、所管委員会及び全員協議会に関すること。

調査の経過。

本委員会は、常任委員会の活性化を目指すため、平成29年1月25日付議会運営委員会、全員協議会で承認された「所管委員会及び全員協議会に関すること」により、平成29年3月第1回定例会から現在まで試行してきたが、改善すべき課題が明確になったことから、次のとおり調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1、調査内容。

（1）会議運営の対比、別紙のとおり、3ページでございます。

（2）長所短所の対比、別紙のとおり、4ページでございます。

（3）常任委員会の権限、全員協議会の役割、別紙5ページのとおりでございます。

2、現状課題。

（1）前述1（3）の表に掲げるとおり、全員協議会で定例会上程予定付議事件の一括説明を受けた場合、地方自治法第109条に基づく委員会固有の権限である所管事務の調査が委員会の枠を超え、委員外議員も同席しているため、委員会権限の調査に支障を来すこと。

（2）暫定試行の会議順序により、全員協議会で全議員が一括説明を受け、その場の質疑は議員として行い、さらに深掘りする付議事件を全員協議会后に委員会で決定して、理事者に対して説明員を要求し、その翌日以降の委員会で再度調査することは、①委員会として所管事務の説明を受けていないこと、②質疑応答で全員協議会では議員の立場、委員会では委員の立場の区別になる、③同日に質疑応答ができないことの非効率、説明から調査（質疑応答）までの連続性がないこと、④暫定試行前と比較して、2日間の全員協議会（協議事項、議会事項）、2日間の常任委員会（説明員要求する付議事件の協議、再度詳細を調査する委員会）と2日間の日程が消化されていることなど、当初に目標として掲げた「常任委員会の活性化」に向け、短所の課題が明確になっている。

（3）その他、短所は別紙の「長所短所の対比」、4ページに掲げるとおりでございます。

3、暫定試行の成果。

（1）全員協議会で委員会所管事務の枠を超えた説明を別の常任委員会に委員外として出席しなくて

も傾聴できること。

(2) 説明員を要求して正式な委員会として調査していること。

4、総論。

常任委員会活動を活性化するためには、地方自治法第109条に基づく常任委員会の所管事務の調査権及び議案等の審査権を明確にし、議会委員会条例第2条に規定する所管事務の調査、審査を各常任委員会で行うことから、委員会協議会で協議事項の説明を受けることが望ましい。

ついては、暫定により試行してきた定例会前の全員協議会協議事項の全体説明は、前述の法令に規定されている委員会の調査、審査とは別の会議の場であり、委員会の活性化にはつながっていないと考える。

また、全員協議会後に行っていた各常任委員会ですらに調査、審査が必要な事件の説明員要求は、必要に応じて行すべきと考える。

なお、暫定試行で成果のあった別の常任委員会の所管事務については、委員外の議員として別の委員会に出席できるため、その機会を生かしていただきたい。

ただし、質疑応答は、委員外であるため、全員協議会の協議事項の場で行うべきである。

また、常任委員会として調査、審査を行うことから、協議事項の説明を受けた後は、委員会で十分に協議され、当該事件等について、委員会の方向性をしっかりと見出ししていただきたい。

最後に、今後の定例会前の会議の進め方については、下記の順番で開催されるよう提案し、報告する。

委員会等の名称は、順番1、議会運営委員会。会期、一般質問、委員会報告日程、陳情要望の取り扱い、議員派遣（報告）、閉会中の継続調査。

順番2、常任委員会（理事者協議事項を含む）。調査の内容は、町長協議事項、付議事件の委員会の方向性協議、陳情要望の取り扱い、閉会中の継続調査（調査、審査、視察、報告）。

順番3、議会運営委員会。調査等の内容は、会期、一般質問日程、議員派遣、委員会報告、陳情要望、意見書発議、付議事件の付託。

順番4、全員協議会。町長協議事項、常任委員会共通事項の説明、重要課題の説明、別の常任委員会からの付議事件の質疑でございます。

また、所管委員会及び全員協議会に関するものの検討資料として、3ページに、1、会議運営の対比（これまでのまとめ）と、次のページ、4ページに、長所短所の対比（これまでのまとめ）、5ページ、6ページに、3、常任委員会の権限、全員協議

会の役割を添付させていただいております。

これにつきましては、御高覧いただいたものとして、説明を省かせていただきます。

以上、所管委員会及び全員協議会に関する件について、議会運営委員会の所管事務調査として報告をさせていただきましたので、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、次の報告に移ります。

厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） 続きまして、厚生文教常任委員会所管事務調査の報告を、一部要約と朗読をもって報告させていただきます。

1 ページをごらんください。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成30年12月4日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

厚生文教常任委員長、荒生博一。

記。

調査事件名。

1、町立病院等高齢者福祉施設について。

2、地域包括支援センターについて。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「町立病院等高齢者福祉施設について」と「地域包括支援センターについて」に決定し、別紙厚生文教常任委員会における審議の経過のとおり、平成29年1回、平成30年14回の計15回にわたり委員会を開催し、調査を行った。

また、平成30年4月16日から19日の4日間、先進地調査として、福島県三春町及び茨城県利根町で地域包括支援センターの運営について行政調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1、町立病院等高齢者福祉施設について。

(1) 上富良野町立病院について。

ア、町立病院の現状と課題について。

上富良野町立病院は、昭和54年建設で、38年を経過し、施設の老朽化と狭隘化が著しく、また、機能面では、現在の医療ニーズに対応できなくなっている。

この間、中待合室やトイレの改修、玄関のバリアフリー化、介護療養型老人保健施設へ転換するな

ど、改善を進めながら現在に至っている。

今、町立病院施設の大きな課題となっているのは、平成28年4月1日に施行された消防法施行令の改正により、一般病棟を有する病院はスプリンクラーの設置が義務づけられ、その期限は特例により平成37年6月末となっている。

町立病院は、第6次総合計画の町民アンケート調査の結果からも、多くの町民の方々から、医療体制の整備は優先度が高く、将来とも現在の医療水準を継続しなければならないことを前提に、現有施設にスプリンクラーを設置すべきか、または新たに病院施設の改修を進めることにより、スプリンクラー問題の解決を図り、入院患者や入所者の安全確保を進めるのか、早急に判断を行い、町立病院の将来像を定める必要があると考える。

イ、改築の必要性について。

町立病院は築38年を経過しており、今後において、現施設を維持していくためには、配管設備、電気設備、自動ドア、エレベーター、スプリンクラー等の設備等の整備を進めなければならない、そのためには多額の予算が必要になってくる。

さらに、医療施設としての機能上の課題としては、外来受付や診療室の中待合室などの個人情報保護の観点、一般病棟における感染症や重篤患者対応の病室がないこと、救急診察室と検査室、レントゲン室との動線に問題があることを考慮すると、早急に改修することが強く望まれる。

(2) 上富良野町の高齢者福祉施設について。

上富良野町には、老人福祉法により規定されている特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（ショートステイ）、介護療養型老人保健施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設などの施設がある。

今回、高齢者福祉施設の対象としたのは、上富良野町が管理運営を行っている特別養護老人ホームラベンダーハイツと、併設されているデイサービスセンター、老人短期入所施設（ショートステイ）、また、現在、上富良野町立病院内に併設の介護療養型老人保健施設の調査を行った。

ア、特別養護老人ホームラベンダーハイツの現状について。

ラベンダーハイツは昭和59年建設で、33年が経過したことにより、老朽化が進み、施設、設備の機能低下等への対策が必要になってきている。

具体的な老朽化の箇所としては、給湯、暖房設備、屋上と屋根の改修に早急に取り組まなければならない状況にある。

一方、運営上の課題としては、介護士離職に伴う介護士不足により、入所者定員50床、50人を確保するための適切なサービス提供体制が整わない状況にある。介護認定者の増加等に伴い、入所希望が増すことが予想される。新たな入所者を積極的に受け入れ、経営の健全化を図る上からも、介護士の安定的な確保が急務となっている。

3ページをごらんください。

ラベンダーハイツ併設の、イ、老人デイサービスセンターの現状について及びウ、老人短期入所施設（ショートステイ）の現状については、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

続きまして、エ、介護療養型老人保健施設の現状について。

上富良野町立病院の病棟構成転換が平成20年12月1日に行われ、これまでの医療療養病床16床、介護療養病床20床から、経営の安定と高齢社会に備え、医療機関併設型の小規模老人保健施設28床に転換された。

消防法の改正により、原則、介護保険施設については、平成29年度末までスプリンクラーの設置が義務化されたが、病院との併設施設であることから、病院施設と同様に、平成37年6月末までの設置期限となっている。

介護療養型老人保健施設の機能上の課題としては、町立病院内併設のため、38年の経年劣化に伴う老朽化、狭隘化、そして個室化の検討が必要である。

また、運営上の課題としては、介護療養型老人保健施設は、医師による医学的管理のもと、喀痰吸引や経管栄養といった医療処置のほか、入所中の急病や終末期ケアにも対応できる体制となっていることから、看護師、介護士、作業療法士等、専門職の安定的な確保が必要である。

現在の介護療養型老人保健施設の稼働率は9割以上で、数名の待機者がいる状況であり、介護保険事業計画上においても、今後の入所対象者の増加が推計されていることから、28床の入所定員が適切であるかの検討が必要である。

(3) 結論。

本委員会の閉会中の継続調査として、町立病院等高齢者福祉施設について、調査、研究を進めてきた。

高齢者福祉施設については、まちが一体となって直接経営する特別養護老人ホームラベンダーハイツ、併設の老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（ショートステイ）は、いずれの施設においても老朽化や狭隘化が問題となっており、一方、利

用者のプライバシーの確保や快適性の面からの改善策が必要である。

特にラベンダーハイツにおいては、次代の要請などから、個室化への対応が求められるとともに、超高齢社会と長寿命化により入所ニーズの高まりが予想されることから、現状の50床の入所定員が適切であるかの検討が必要であると考ええる。

仮定として、町立病院の改築が実施される場合、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（ショートステイ）においても、一体的に経営することのほうが、マンパワーなどの有機的な結びつきからも、町立病院との併設、同一敷地内併置などを積極的に検討すべき課題と考える。

町立病院は2床10室、4床1室、5床4室の計44床を有する町内唯一の有床医療機関として、入院、外来、救急医療、予防接種業務、健診、訪問リハビリ等のほか、介護療養型老人保健施設の医療と介護を担っている。このことは、超高齢社会において、町民が安心して暮らしていくための大きな支えになっていることなどから、救急病院として、さらに身近な医療機関として、町立病院は将来とも維持、継続されることが強く望まれる。

また、地域包括ケアシステムの中核施設としても継続することが期待されることから、介護療養型老人保健施設と同等な機能を有する施設の存続と、増床についての検討も望まれるとともに、経営面や医師、看護師等の確保面からも、病院に併設されることが効率的であると考ええる。

2、地域包括支援センターについて。

（1）地域包括支援センターの法的位置づけと、次ページ、5ページ資料、地域包括ケアシステムの姿は、御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

（2）社会現象の変化と地域包括支援センターの役割。

我が国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進展しており、上富良野町においても高齢化率は平成30年5月1日の時点で30.9%となっている。

今後においても、高齢化の進行は、要介護者、認知症、閉じこもり等高齢者の増加、介護力の低下などの問題が危惧される。

そのような中で、地域包括支援センターは、国が進める地域包括ケアシステムの拡充によって、主な四つの業務のほかに、近年、認知症患者に関する相談が多くなっていることから、認知症専門医と医療と介護の専門職が認知症初期集中支援チームを組み、認知症の方やその家族に早い段階から関与する

ことで、早期診断、早期対応ができる体制になっている。

そのほかにも、在宅医療、介護の連携、生活支援コーディネーター、介護予防の推進、地域ケア会議の主催などの業務内容が追加され、地域包括支援センターの業務はさらに高度化してきており、地域内で果たす役割の重要度が増してきている。

（3）地域包括支援センターの相談支援の現状。

相談分類としては、家族からの相談が多く、相談対象者は約8割が75歳以上の後期高齢者についてである。

相談内容は、介護保険認定の相談、介護保険サービス利用に関することが全相談件数の約半数を占めている。

相談件数は増加の傾向にある中で、困難事例の増加や相談内容の複雑・多岐化、多様化、責任ある家族が近くにいないなどの問題があり、独居高齢者と高齢者夫婦世帯の増加により、来所相談が難しいケースが見受けられ、職員負担が大きくなってきている。

6ページをお開きください。

6ページ上部、相談件数及び相談方法のグラフ、そして（4）地域包括支援センターの人員基準と職員体制は、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

続きまして、（5）、7ページをごらんください。

障がい者等支援の相談体制の現状。

地域包括支援センターの総合相談支援業務では、主に介護に関する相談を受けているが、それ以外にも、医療や子どもに関する心配ごと、障がいに関することなどの相談が可能である。

障がい者の支援相談業務等は、現在、富良野市の施設に委託をしているが、今後においては、当町の地域包括支援センターでの相談体制を整え、身近なところで相談ができるよう、専門的な人員配置など、障がい者等の相談体制についても十分な検討の必要があると考える。

（6）結論。

上富良野町の地域包括支援センターは、平成18年4月1日から、まちが直接管理監督をして運営を行ってきている。

地域包括支援センターの役割は、介護が必要になった方にとって、介護に関する相談を行政や関係機関の間をたらい回しにされることなく、介護、医療、住まい、生活支援、権利擁護など、ワンストップで対応することである。

これからの2025年問題に向けて、今後も相談件数、困難事例の増加、相談内容の複雑・多岐化、

多様化（生活面、家族問題、障がい）等により、業務過多が心配される。

さらには、次代の要請として、子どもから高齢者までトータルに相談できる窓口としての機能強化も望まれることから、人員配置、職員体制について早急に検討し、体制強化の充実が求められる。

また、高齢者の暮らしを地域でサポートする機関として、地域包括支援センターの存在が十分に認知されていない状況が見受けられることから、今後においては、地域包括支援センターの役割や機能などを、関係機関の協力を得ながら周知の徹底に努めるべきである。

そして何より、地域包括ケア機能強化のためにも、上富良野町社会福祉協議会との連携の強化を図り、高齢者の方が住みなれた地域で自分らしい暮らしを送り続けられるように、地域包括支援センターのさらなる充実を期待する。

以上、厚生文教常任委員会所管事務調査報告いたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時半といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 町の一般行政についての質問

○議長（西村昭教君） 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長にお伺いいたします。

まず1項目めといたしまして、北海道全域停電、俗に言うブラックアウト事態における教訓事項についてでございます。

9月6日未明、胆振東部地震が発生しました。このときのまちの状況というのは、町長は入院されて、そして現場というか、このまち自体は石田副町長以下が指揮したという状況であったということでございます。

そういった中で、お二人は通信連絡手段をしっかりと確保して、状況を報告する、指示をする、そういったことを含めまして、石田副町長以下もそれぞれの立場で、あるいは役割をしっかりと認識されて、町民の安心、安全の確保に使命を持って臨まれたというふうに理解しております。非常にお疲れさまでございました。

さて、9月6日未明に胆振東部地震が発生しました。その後、全く予想だにできなかった北海道全域が停電するブラックアウトが起きました。

上富良野町も停電が解消される時間に長短はありましたが、全域が停電となりました。真っ暗闇での行動の大変さや、朝になれば当たり前のように炊けていた炊飯器の御飯が炊けていない、テレビがつかないなど、町民の皆さん全員が改めて電気のありがたみをつくづく思い知らされたのではないのでしょうか。懐中電灯や携帯ラジオなどの常日ごろからの整理整頓など、非常食やガスボンボなど、災害グッズの事前準備の大切さなど、個人で、家庭で、そして自治体として、それぞれの立場において、今回のブラックアウト事態における教訓事項も多くあったのではないかと思います。

そこで、このブラックアウトという非常事態において、特に污水处理場の補助発電機といいますか自家発電装置がなかった、不備であったということ、あるいは、高層建物屋上への給水不能、信号機が不作動時の誘導、通信の不通及び死亡事故対処を含め、病院、上下水道、交通、消防、通信、連絡、家庭など、それぞれの立場において教訓事項が多々あったと思います。まちのそれぞれの教訓事項（問題点と応急処置及び今後の対策）について、町長にお伺いいたします。

2項目めでありますけれども、中学生、高校生のピロリ菌検診についてでございます。

感染症でがんを引き起こすものがあります。治療法のあるものは治療を、ワクチンなどの予防法があるものは感染予防をすることで発がんのリスクを少なくすることができます。

ピロリ菌は胃酸の分泌が未成熟な幼少期に感染し、生涯、感染状態が続く、胃粘膜の機能が長年にわたり損なわれ、がんを発症するリスクが高まります。

ピロリ菌の除菌治療は、胃粘膜の機能がまだそれほど損なわれていない若いうちに行くと、胃がん予防の効果が高いと考えられています。ただし、胃酸の分泌がまだ発達していない幼少期だと、除菌治療後に再び感染してしまう可能性もあります。

そのような背景から、中学生、高校生にピロリ菌検診をする自治体がふえており、滋賀県では中学3

年生、鹿児島県では高校１年生で行われているなど、都道府県レベルで実施されているところがあります。

道内では、２０１８年現在、１７９市町村のうち４７市町村で実施されています。そして、公費負担の範囲は自治体によって異なっております。

今の日本では、主な感染ルートは家庭内、特に母子感染であると言われております。親になる前に除菌をしておけば子どもへの感染も防げることから、対策を講じることが大事であります。

このようなことから、胃がん発症のリスクを減らす意味でも、中学生、高校生のピロリ菌検診を公費負担で実施してはいかがでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ５番今村議員の２項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの、北海道全域停電、いわゆるブラックアウト事態における教訓事項に関する御質問にお答えいたします。

９月６日未明に発生いたしました北海道胆振東部地震に伴い、北海道内全域にわたり停電が発生するという、これまでに誰も経験したことがない事態が発生し、当町においても９月６日午前３時２５分ころから停電となり、復旧までには、全町的に電力が復旧した９月７日午後８時４０分ころまでのおおむね４２時間を要したところであります。

長時間に及ぶ停電により、各家庭での日常生活を初め商工業、農業など、経済活動の分野を含め、対応に御苦労されました皆様に心から御慰労申し上げます。

停電発生後のまちの対応につきましては、９月６日未明の停電の発生を受け、直後に庁舎内に情報連絡本部を立ち上げ、停電の状況、それにかかわる被害や影響の状況把握に努めつつ、町民への情報提供は防災行政無線を通じて行ったところであります。

時間の経過とともに、全道的に停電している状況が明らかになり、早急な復旧のめどが立たないことが判明したことから、直ちに災害対策本部を立ち上げ、下水道の使用抑制や、学校の臨時休校、公共施設の閉館などの対応を図ったところであります。

また、福祉的対応といたしましては、在宅酸素を必要とする方や、夜間、在宅に不安のある方々に対し、保健福祉総合センター内に避難所を開設し、延べ２６名の方が避難されたところであります。

御質問にあります、今回の事態を受けての教訓に関しましては、これまでの防災計画において、このように長時間、広域的に電力の供給がとまるという

ことは想定されておらず、議員の御発言にありますように、現在の生活は大きく電気に依存している実態を改めて痛感したところであります。

まず、町民の皆様への情報提供につきましては、各家庭に設置しております戸別受信機の乾電池の点検が十分になされていない家庭が多く、放送が聞けないという問い合わせが寄せられました。

また、停電時に家庭の固定電話が使えないことから、携帯電話やスマートフォンを使用することによるバッテリー切れが生じ、充電場所の確保等も必要と認識したところであります。

次に、公共施設に関しましては、災害時において行政事務の中心を担う役場及び消防庁舎につきましては、自家発電設備を整備していることから、今回の停電時には平常時と同様に業務を継続することができ、本部機能が喪失するという事態には至りませんでしたが、他の非常用電源のみの公共施設においては、停電時に対応する範囲が限られており、長時間の停電に対応できず、今後、これらへの対応についての検討が必要と認識したところであります。

いずれにいたしましても、これまでまちは、十勝岳噴火災害対策を中心に、大雨、洪水対策などにも対応した防災計画としてきたところであり、また、災害時における対応として、さまざまな関係機関、団体、事業者との災害時の協力協定を締結してきておりますが、今回のように範囲が全道的に及ぶような電力の長期喪失時には、支援要請が集中し、個別支援対応が難しいという事態を受け、現在、これらも含め、あらゆる課題を抽出し、各部署において整理、集約するとともに、全庁的に対応策について検討しているところであります。

今後、今回の教訓を防災計画にどのように反映させていくのか、さらに十分協議、検討を重ね、住民の安全確保の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの中高生のピロリ菌検診に関する御質問にお答えいたします。

世界保健機構における国際がん研究機関研究報告におきまして、胃がんの約８０％がピロリ菌の感染が原因で、除菌治療により胃がん発症を３０％から４０％減らせる効果があると報告されていることから、各国に予防対策を求めているところであります。

日本においても、胃の入り口以外の胃がんは８９％がピロリ菌による慢性感染が原因と推測されていることから、当町におきましては、胃がん検診の胃カメラ検査と同時にピロリ菌検査が実施できることを皆様に周知しているところであります。

しかし、ピロリ菌検査を受けることによる予防効果につきましては、現段階において、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインの中では、がん検診としての成果が確定しておらず、また、集団における対策型検診としても推奨されていないことから、まちとしての助成は行っていないところであります。

議員御発言にあります、中高生へのピロリ菌検査につきましては、2016年に日本ヘリコバクター学会において、生涯の胃がんリスクを低下させる対策として、青少年期にスクリーニング検査と治療が考慮され、自治体等が施策として実施することは考えられるとの提言が発表されましたことから、全国的に取り組む自治体が増加してきたものと捉えておりますが、2018年、小児栄養消化器肝臓学会において、無症状の青少年に対しての検査は科学的根拠が示されていないなどと議論されている経過を踏まえ、現段階でまちとして検診項目に加えることは想定していないところであります。

しかしながら、がんを減らすことは重要な課題でありますので、今後の動向を注視しながら、町民の健康増進のため、情報収集に努め、必要な研究、検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 私の今回の質問のねらいは、あるものはしっかり使って、そして教訓をやっていると。ない袖は振れませんので、今後の教訓対策をまちはどうやっていくのだろうというところがねらいの質問でございます。

教訓事項といいますと、よかった点、悪かった点、あるいは悪かった点に対する対策を講ずることになるかと思いますが、よかった点というのはなかなか言いづらいところがあって、質問には加えていなかったわけでございます。

しかし、本当にスムーズに情報連絡本部の開設から対策本部開設、そして汚水処理場の発電機がないから直ちに防災無線での使用制限等、非常に迅速な行動をとられたなというふうには考えております。

まだいろいろ問題点等、成果等あると思いますけれども、問題点の中で、特に町長の答弁をお伺いしますと、全庁的に対応策について検討しているところであるというところなのですけれども、道も災害対策というところで、各企業だとか自治体に対策要綱、何かそういったもの、11月27日のテレビで示したというふうに言われております。結構時間がかかるなという認識で、まちが全庁的に対応策について検討していると。これはいつごろ具体的につく

られて、町民の皆さんに示すとか、あるいは計画に反映するとかというのはいつごろを考えておられるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番今村議員の、今回のブラックアウトを受けての教訓等に関します御質問にお答えさせていただきますが、まず、町民の皆さん方に、生活上支障を来すような事態の回避については一定程度対応できたのかなと思っております。

しかしながら、今回の事象を受けての反省点、あるいは気がついた点は、実は膨大な量が、実は各課から、災害対策本部が設置されましたので、災害対策部長と、課長をそういうふうと呼んでおりますが、多くのことがそれぞれの各対策部から実は示されております。それらについては、町民の皆さん方に直接感じるような部分でなくて、例えば連絡調整のあり方、あるいは発電機の調達の方法だとか、さまざまなことに及んでおります。現在、それらを取りまとめまして、役場の中で検討、協議を続けておりますが、今、集約に向けて検討しておりますので、その中から、御質問にありますように、直接来年の平成31年度の行政執行の中に反映させていかなければならないようなことの取りまとめ、あるいは防災計画の中に書き込んでいかなければならないようなこと、それらを今区分いたしまして、整理しております。できれば、予算を伴うこともございますので、平成30年度中にはまとめたものを町民の皆さん方、あるいは議会の皆さん方にお示ししたいというような心積もりで作業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） まさしく町長も言われておりますように、想定外の出来事であったというふうに思います。やっぱり東日本大震災のとき、もう二度と想定外という言葉は使わないというところが全国民の考え方であって、いろいろな事象を考えて対策をとろうとしていたと思うのですけれども、やはり想定外という事態が発生するということで、今後もし発生するかもしれませんので、そういったところに対策を講じて、そういうことも考えてやらなければいけないと思うのですけれども、まちがなぜある程度、ある程度と言ったら怒られますね、スムーズに入っていったのか、その成果、よかったところは何か、例えば十勝岳防災総合訓練、そういったものを毎年やっていたおかげだとか、何かあると思うのですけれども、そのよかった点をまず教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、まさしく今、議員が御発言いただきました、十勝岳の避難訓練、これをずっと継続して積み重ねてきて、そういったことがスムーズな行動につながった、そしてまた、マニュアル化がしっかりなされていたというようなことが非常に今回は大きく、スムーズな対応に至ったものと理解しておりまして、しかし、そうは言え、全停電ということは想定しておりませんでしたので、非常にそこら辺は欠落していたものが逆にまた見つけたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） わかりました。

みんなで検討した対応策について、周知徹底と、今年度中にはしっかりまとめて、次年度の計画に反映していきたい、予算にも反映していきたいというお話であったと思いますけれども、例えば熊本地震がございましたよね。あれも同じ地震が原因の話ですけれども、我々が本震だと思っていたものの2日後というか、1 日半後ぐらいにまた余震が来て、余震が本震になりましたよね。だから、そういったことを考えると、なるべく早く示す必要があるだろうと。

もう一つ、先ほど町長が言われたのは、町民の皆様にある程度示すものよりも、計画とかのことが主体であるということですが、道が11月24日にニュースで示したのは、停電対策の周知ということで、経済団体などに対策推進呼びかけということで、例えば酪農をやっている方々には、自家発電機を地域共有でできる体制をとってほしいとか、あるいはコンビニエンスストアなどは自動車などから電力確保を検討してほしいと、要するに具体的に末端まで指示しているような対策を示しているわけです。まちとしても、やっぱり町民に対して、皆さん教訓として持っておられると私も思いますけれども、やはりこういったものは準備しておくといいいよとか、こういったときはこういう避難所に行かないといけないよというのは、改めて私は示す必要も、ここら辺もあると思うのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、例示されましたようなことに対する対処につきましては、北海道がオール北海道という観点から、いろいろアドバイスをしていることは伺っておりますが、例示されましたような、例えば当町におきましては、酪農家の方々、非常に大きな電力を使

用しておりますので、私が今の北海道の動きといたしまして理解させていただいているのは、酪農関係について申し上げますと、酪農団体等を通じまして、系統の中でそういったことに対する備えを啓蒙しているというようなこと、あるいはコンビニ関係につきましても、コンビニ業界を通じてそういったことに対する対処力を高めていただきたいと、そういうことをお願いしているというふうに理解をしているところでございます。

また、各家庭に対しましては、今月、広報の10月号に、町民の皆さん方に周知しておきたい点につきましては既に掲載させていただいておりますので、そういった各業界、あるいは各団体、そしてまた各家庭、個人というような、各段階において対応することが今後重要だというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、私どもも自治体としてのあるべき姿をしっかりと整えてまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 大体理解できました。

ブラックアウトはもう起きないかというお話なのですが、電力の需要と供給、バランスが崩れたから今回なったわけですね。では今後ないのかというと、冬期における需要が非常にふえていくだろう、あるいはどこかの発電機が老朽化しているのがありますから、停止する可能性もある。供給のほうが少ないということ、また起きる可能性があると思います。0.5ヘルツの周波数の変動があれば、もうブラックアウトになるということが専門の資料に載っています。

そういったことを考えると、先ほどのお話ですが、今年度中、要するに3月31日までにまとめるというのも理解できます。そんな急にはまとまりませんが、ただし、まとまっているものをつくり、示していくと、そういったことを考えてやっていく、あるいは一つ例を言いますと、污水处理場の発電機、これらについては、またそういった事態が起きた場合、どのように対処するのか、そこをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、冒頭の御答弁で申し上げましたように、例えば具体的に発電機が備わっていることによって非常事態を回避できるような施設、そういったこと、その程度はどの程度緊急性があるかというようなことも、今各課から課題として上がってきておりますので、それらを含めまして、その施設、あるいはその場所に対応した整備を今後図っていくことがやはり大事なのであろうというふ

うに理解しておりますので、それらの整理が、まだ今検討中でございまして、そしてさらに、それらの整備に関しましては、当然、予算を伴うことでありますので、それらも総合的に含めて、今後検討して、決定をしまいたいと考えておりますので、今具体的に終末処理場に設置するというようなお答えを申し上げられる段階でございせんことを御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 予算のネックというのですか、あるのは町長が一番重々承知されていると思います。今まで町長が言われたことをしっかりと対策を持ってやっていってほしいなというふうに思います。

それでは、2 項目めの中高生のピロリ菌検診について、残念ながら現在のところ想定していないということでございまして、復唱しますと、なぜ取り入れないかという理由につきましては、がん検診としての成果が確定していませんよというところと、集団における対策型検診としても推奨されていないということで、まちは公費の助成は行っていないと。私が言っている公費の助成というのは、全額ではありませんから、各市町村でもそれぞれパーセンテージが違いますので、そういう話でしたけれども、助成はそういう理由で行わないと。

あるいは、検診項目に加えないという理由で、無症状の青少年に関しての検査は科学的根拠が示されていないと。18 年に小児栄養消化器肝臓学会から示されているというところでございます。この小児栄養消化器肝臓学会というのはどういう学会なのか、私もちょっと調べたのですが、一般社団法人でも何でもなし、日本の医学会にも入っていないですね。

それで、ちょっとだけ質問したいのですけれども、無症状の青少年、小児学会が青少年の論文を出したのか、この青少年というのは小児との誤植なのか、ここをまず確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番今村議員の、ピロリ菌に関します御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました小児という定義につきましては、私どもも承知していないところでございますが、一般的にゼロ歳から小学校へ入る以前ぐらいのことをこの学会では指しているのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 私が言っているのは、小児栄養消化器肝臓学会が出した報告書の中で、無症状

の青少年に対しての検査云々とありますけれども、ここは青少年でいいのか、小児という言葉でないのかをまず確認したいということでございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 5 番今村議員の、ただいま町長の答弁していただきました小児という表現と、無症状における青少年に対する定義についての御説明をさせていただきます。

まず、この学会の定義につきましては、そういう名称を使っておりますけれども、町長のほうから答弁していただきました「無症状の青少年に対する」というのは、青少年という表記につきましては15 歳以下を指したものであるということで表記させていただいております。ただ、小児というのは、先ほど町長が述べさせていただいたように、普通に小児というふうに表記をしますと、就学前の5 歳未満、5 歳以下のお子様のことを指しているものというふうに判断しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） ありがとうございます。

私が確認したかったのは、小児といえば幼稚園生、小学校入学する前ですね。青少年というのは、通常は中学校から25 歳まで。ただ、民法等ではお酒とかたばこは二十歳からですね。そうなっているわけです。だから、青少年というところで、そういうふうには書いていると、私は中学生、高校生にピロリ菌の検診をどうのという話は全く外れてしまうわけで、確認したわけです。今聞いてみると、15 歳までと。ということは、高校生は該当するではないですか、私が言っている話に対しては。だから、中学生はだめでも高校生だったらいいのではないかというお話はありますか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいまの5 番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問は、中高生ということでの御質問だったのですが、今、青少年という定義が15 歳未満ということになりますと、高校生は対象になるのではないかと御質問だったと思いますが、当町におきましては、ピロリ菌の検査につきましては、あくまでも集団で行う対策型検診で、まず実際にそれを検診としてまちが行うかどうか、そこをまず基本に考えまして、今現在、まちで行っている胃がん検診につきましては、バリウムの検査、胃カメラの検査を行い、胃カメラの検査において、初めてドクターがピロリ菌の症状、胃の粘膜の収縮や内臓を見て、ピロリ菌の検査についての促しも行うことから、きちっとその症状が確認されてからの検査を行

うことを推奨させていただいておりますことから、先ほど町長が申し述べたように、対策型検診では実施していないこと、あくまでも任意で、皆様にオプションで受診をしていただいて、自己負担をしていただいているということで御説明させていただいております。ただいまそれが16歳から高校生以上、この検診ができるかということでは、実は胃がん検診を、ではそこからやるのかどうか、そういう方向にまず考えなければいけないこととなりますことから、今、このピロリ菌検査につきまして、高校生以上にやるという考え方は今現在は国のほうのガイドライン並びに厚生労働省からの指針の中にも明確な指示が出ておりませんことから、まちとしては検討をしているところではないということで、今答弁させていただいております。

なお、各自治体が、議員の御質問にもありました、各道内においても進めている自治体があるというふうに御質問いただいておりますが、それは検診機関が各自治体に、先ほど答弁のほうでも申し上げた、提言があることから、検診機関が自治体に推奨し、自治体が独自に判断して、検診を実施しているという情報は私どもも十分に調査し、収集し、検証しておりますけれども、それは検診機関と自治体との契約の中ですので、私どもは必ず国ないし道の考え方をきちっと確認した上で、今後の検診の内容については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 考え方はわかりました。

このピロリ菌検診、私は一番最初に言っているのですけれども、お母さんになる前に検診をして、菌を持っている人が除菌しておれば、赤ちゃんにも移らないわけです。まちはがんの撲滅ということで、がんに対するいろいろな検査の料金などもみんながんにに対して積極的にやっておられるではないですか。その中で、ピロリ菌というのは胃がんをほとんど絶滅できると言われているでしょう。ピロリ菌以外の原因でがんになったというのは1%ないというデータもあるではないですか。裏返せば、99%以上、ピロリ菌で胃がんになるわけです。だから、ピロリ菌を撲滅すれば、胃がんそのものがなくなる可能性があるではないですか。だから言うておるわけでございます、中学生、高校生というのは健康診断をやっているではないですか。検体、尿だとか血液だとか、血液をとっているかどうかわかりませんが、便だとか、出しておるではないですか。別に胃カメラをのまなくても検査できるわけですよ。そういった検査を取り入れられないかと。そして、そこで陽性になれば、改めてもっと精度のいい

検査をやっていけばいい話なのでございますから、そういった検査をぜひ取り入れてほしい方向でいくのと、まちががん撲滅を重視しているのと、私は合致していると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員のピロリ菌検査に關します御質問にお答えさせていただきますが、現在、さまざまな学会、あるいは研究機関等から、ピロリ菌に対します所見が発表されております。私が知る限りにおいては、特に中学生、高校生くらいまで、あるいはさらに幼少期の無症状期の幼児等も含めまして、非常にピロリ菌除去による発がんへの因果關係については、これは明確な方向が学会共通の認識として示されていない段階と、そんなふうに理解をしております。

ただ、母子感染につきましては、ピロリ菌の母子感染を防ぐ観点からの効果があるということは、これは立証されておりますので理解できますが、特に無症状の小さいお子様も含めた検査については、非常にまだその結果が確立されていないというふうに述べられていることに対しまして、私は理解できるなというふうに考えておりますので、ただ、御質問にありますように、中学生は別といたしまして、高校生以上のほぼ成人に近づきつつある、そういった年齢の層に対しまして、ピロリ菌検査による除菌が果たして今後国として有効な胃がんを未然に防ぐための方法として認めていこうというような方向性等が今後示されるようなことがありましたら、それは検討に値すると思いますが、現時点、まちが情報収集しております限りにおいては、子どもに対する胃がん検診を項目に加えること、あわせてピロリ菌検査を行う必要性が今求められているものではないというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 了解しました。

町長、一番最初に言われたように、しかしながらということで、今も言われましたけれども、国等が新たな指針を示すとか、そういったものの情報収集に努めて、検討してまいりたいということを言われておりますので、それに期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目、9点に關しまして、町長にお伺いた

します。

まず1項目め、複合的機能を備えた拠点施設整備方針について。

平成30年度町政執行方針及び第6次総合計画策定の中において位置づけられている複合型拠点施設の整備方針と進捗状況について、町長にお伺いいたします。

まず1点目、複合型拠点施設の基本設計委託が今後予定されていると聞き及んでいますが、施設の目的や経済効果、波及効果及び活性化等の考えのもと、発注側の考えを示さなければならないと考えますが、整備目的とその内容、施設を利用する対象者、着手と完成の目安、建設整備にかかわる総予算額について、どのような構想をお持ちなのか、お伺いいたします。

2点目、道の駅は想定していないとのことでしたが、その場合、施設の周知が当町のホームページの活用や観光協会のパンフレットなどに限定されてしまい、PR不足が非常に懸念されます。道の駅は一切考えていないのか、また、道の駅として多様な機能を備えた運営を行うのか、現在の町長の考えをお伺いいたします。

3点目、今、まちでは、美瑛町とともに、十勝岳ジオパーク構想をまちづくりの柱にとらえ、交流人口の増加を目指しております。認定、非認定にかかわらず、ジオパークの推進には必ず拠点となる施設が必要だと考えます。複合施設にジオパーク機能を加えるお考えがあるのか、それとも、別途ジオパークの拠点施設の整備を考えているのか、現在の町長の考えをお伺いいたします。

4点目、町民の利便性の向上と上富良野町をPRする大きな役割を担う複合的機能を備えた拠点施設の設置場所の考えをお伺いさせていただきます。

5点目、拠点施設の整備が進み、拠点施設が完成した後、現時点での運営についての町長の考え方を確認させていただきます。

続きまして、2項目め、「泥流地帯」映画化に向けた取り組みについて。

上富良野町は、小説「泥流地帯」の映画化及び四季彩イベントの拡充を柱とした地域再生計画（計画期間平成32年3月31日まで）の認定申請を内閣府に行い、平成29年11月7日付で認定となりました。

この認定を受け、本計画に位置づけられた事業、プロジェクト推進に当たり、その財源を企業版ふるさと納税に求めることが可能になりました。

本年1月25日に「泥流地帯」映画化を進める会を設立し、その後、映画制作会社が決まり、三浦綾子記念文学館との連携協定調印式を行い、この間、

町民に対してさまざまな機運醸成に向けた取り組みの活動を行ってまいりました。

そこで、映画化に向けた取り組みの進捗状況をお伺いいたします。

まず1点目、「泥流地帯」映画化に向けた機運醸成活動の一環として、次の事業が進められています。各事業の現状を御確認させていただきます。

①上富良野中学校、上富良野高校に「泥流地帯」「続泥流地帯」の新書版を寄贈したが、その活用状況と効果はどのようになっていますか。

②上富良野高校生徒による朗読劇「いいこと、ありますように」の活動状況はどのようになっていますか。

③上富良野町図書館、ふれんどで、三浦綾子フェア2018が開催されておりますが、町民の利用状況と、三浦綾子マスターの証、ミウラーの認定者、ゴールド、シルバー、ブロンズの状況はどのようになっているか。

④「泥流地帯」映画化を進める会発行の映画化プロジェクトニュースレターの発行年月、発行枚数、配布先、その反応はいかがか、確認させていただきます。

続きまして、2点目、現在まで企業版ふるさと納税によりお寄せいただいた給付金の総額と企業の数及びプロジェクトに支援いただいた個人の数を確認させていただきます。そして、今後の企業版を含めてのふるさと納税奨励対策について御確認させていただきます。

3点目、地域再生計画の計画期間は平成32年3月31日までとなっておりますが、映画制作会社の映画化に向けた取り組みの現状と今後の見通し及び完成年の目途を確認させていただきます。

4点目、この事業に伴う平成30年度予算の執行状況はどのようになっているのか、確認させていただきます。

また、町内のさらなる機運醸成活動及びふるさと納税のPR等、企業や個人に向けた周知、協力要請に伴う予算措置が必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの複合拠点施設の整備方針と進捗状況に関する5点の御質問であります。複合拠点施設につきましては、農業、商業、観光振興及び交流を促進し、まち全体の活性化を図ることを目的とした拠点として整備するものであり、平成31年度から始まる第6次総合計画において、平成35年度

までを期間とする前期計画期間中の整備を目指しているところであります。

まず、1点目の整備に係る基本的な考え方、構想についてですが、4点目の設置場所並びに5点目の運営方法につきましても関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

今年度実施いたしました複合拠点施設に係る基礎調査において、想定される機能、規模、立地や動線、施設運営方法、さらにどういった方々に利用を期待するのかなど、来年度予定しております基本構想策定につながる事項、情報を整理したところであります。

今後、この調査結果をもとに、庁内に設置しております検討会議において、考え方の方向性を一定程度まとめるとともに、それらを踏まえ、基本構想において持たせる機能や規模、立地、運営方法等を決定してまいりたいと考えております。

とりわけ運営方法につきましては、直営や民間委託等によるなど、選択肢を広く持って研究することが必要ととらえております。

なお、事業費につきましては、基本構想策定後の基本計画の中で概算事業費が算定されることとなりますので、現段階におきましては、まだそこに至っていないことを御了解賜りたいと存じます。

次に、2点目の道の駅としての考え方についてですが、道の駅を前提とした施設整備の場合には、施設の機能や対象となる主な利用者、特に立地条件が限定されてくるものと思われ、複合拠点施設については、まち全体に及ぶ活性化につながるような効果を期待するものであることから、事業計画を進める中で、道の駅の整備事業を活用し、かつ本事業の事業目的も満たすと考えられる場合には、検討対象になることもあるかと思います。

次に、3点目のジオパーク構想と連動した施設整備についてですが、現時点で複合拠点施設に組み込む具体的な機能を決定しているわけではありませんが、ジオパーク構想に限らず、まちの有効な情報発信や活性化につながるものについては、備える機能の対象としたいと考えており、基本構想の策定過程において検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の「泥流地帯」映画化に向けた取り組みに関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の機運醸成に向けた取り組みについてですが、御承知のとおり、具体的な映画制作に対する支援に先駆けて、町民の皆様の小説「泥流地帯」への理解をさらに深めて、町民一丸となった映画化支援につながるよう、機運醸成活動を進めているところであります。

その一環といたしまして、原作小説がいつでも手にとれる環境づくりに、図書館ふれんどのほか、町内中学校、高校の各教室に文庫本を配置させていただきました。

その後、上富良野中学校においては、「泥流地帯」を題材とした総合学習の取り組みや、学校祭での学習成果の展示、さらには、生徒個人としても夏休みの課題として感想文に取り組むなど、作品に対する理解が着実に進んでいるものと考えております。

また、上富良野高校におきましては、今春、「泥流地帯」映画化を進める会応援隊が結成され、富良野市の演劇集団、富良野グループ所属俳優の指導のもと、三浦綾子記念文学館提供の脚本による朗読劇に取り組んでおり、学校文化祭での公演を皮切りに、三浦綾子記念文学館や高文連文芸大会、町総合文化祭等での公演を重ね、町内外で原作小説と映画化プロジェクトのPRに大きな役割を果たしていたところでもあります。

また、三浦綾子文学フェアに関する利用状況及び映画化を進める会発行のニューズレターの発行状況等につきましては、後ほど担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、2点目の映画化プロジェクトに対する寄附の状況についてですが、企業版ふるさと納税として3社から270万円、個人からの御寄附につきましては、町内外から6名、33万円となっているところであります。

今後におきましても、個人からの寄附につきましては、引き続きふるさと納税取り扱いサイトの活用や、有効なPR活動を行うとともに、企業版ふるさと納税につきましても、「泥流地帯」の映画化を初め地域再生計画に基づく事業に連動し、企業訪問等を通じ、ふるさと納税に結びつくようにPR活動を進めてまいります。

次に、3点目の映画制作会社における取り組みの状況と見通しについてですが、5月に制作協力に関する覚書を締結いたしました映画制作会社と協力を図りながらプロジェクトを進めているところであります。

現在の状況といたしましては、作品の要であります脚本家の選考を進めているところでありまして、決定後は、脚本の執筆と並行してキャスティングや配給会社の決定、制作チームの編成が行われ、町内ロケを含めた制作作業が進められていくものと考えているところであります。

完成、公開の目途につきましては、双方において2021年を目指しているところであります。

また、現在の地域再生計画の計画期間は平成32

年3月までとなっておりますことから、計画期間の2年間の延長を予定しており、来春の延長申請に向けて準備作業を進めているところであります。

次に、4点目の予算の執行状況についてであります。映画化を進める会の活動費につきましては、まちが負担金として支出し、会による機運醸成活動を初め観光庁所管のロケツーリズム協議会が主催する研修会への参加等に活用されているところであります。

また、企業や個人に対するふるさと納税の広報活動やPR活動に要する経費につきましては、まちが直接経費として執行しているところであり、今後におきましても、必要な予算措置を講じながら事業を推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（□ 剛君） 9番荒生議員から御質問の2項目め、1点目の三つ目、四つ目になりますけれども、三浦綾子フェアの状況、また、映画化を進める会で発行していますニュースレターの状況につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、三浦綾子文学フェアの利用状況ということになってございますけれども、9月25日から開始いたしまして、以降、50日間の統計になりますけれども、三浦綾子対象25作品について、この間、103冊の貸し出しがあったところでございまして、フェア開始前の貸し出し実績と比較して12倍の貸し出し数になっているところでございます。

また、ミウラーの状況でございますけれども、ブロンズミウラーが13名、シルバーミウラーが5名、ゴールドミウラーが3名という認定状況になってございます。

次に、四つ目の、映画化を進める会ニュースレターの発行状況等でございますけれども、本年におきましては、会の会報として、3月、7月、9月、10月の4回発行してございます。こちらにつきましては、会員の方31名に送付したほか、駐屯地から会員になっていただいている方の働きかけによりまして、駐屯地内にも300部程度を配布させていただいております。

内容といたしましては、活動経過でありますとか、今後の活動予定ということで、会員相互の情報共有、また、いろいろな機運醸成活動を中心とした関連行事、イベント等への参加促進ということで発行させていただいている状況となっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいま町長より御答弁いただきました、1項目め、複合的機能を備えた拠点施設整備方針について、まず御答弁の中には、今年度実施いたしました複合拠点施設に係る基本調査において、想定される機能、規模、立地や動線、施設運営方法、さらに、どういった方々に利用を期待するかなど、来年度予定しております基本構想策定につながる事項、情報の整理をしたところでありますとございました。整理が終わっているということであれば、この複合型拠点施設は町民の最も関心のある事項と理解し、今後、その基本構想の策定であるとか実施計画を踏まえ、町民に十分な周知が必要と考えますが、この整理した内容というのはお聞かせいただくことはできませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、実施させていただきました基礎調査に関しましては、非常にまとめが広範にわたってまとめられております。非常に選択をするというようなまとめ方になっておりませんで、さまざまなことが想定されますというようなまとめをいただいております。それをそのままでは全く一つの方向へまとまらないという、まだ前段でございまして、こういった計画を持つに当たっては、こういうことも検討、場所であるとか、対象にする人だとか、さまざまなものが想定されますよという提起をいただいている、そういう調査になっておりまして、それらを具体的に上富良野町にどのように当てはめていくかということ、今、庁舎内の会議でそれを集約しているということでございまして、今の状況で町民の皆さん方にお示ししても、何かまとまらないというような印象しか持たれないかなというふうに思います。もう少し集約した段階でお示しすることは必要かと考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 確認させていただきます。

その中で、1点確認なのですが、その大きな調査内容の中には、具体的に町長が描く場所などというのも調査関係業者にお示ししていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今回の基礎調査に関しまして、私の個人的な想定というものはお示ししない中で調査をしていただいております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、調査業者の依頼内容に、この場所だったらどうだろうとかかというような調査依頼はなされていないということによろし

かったですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） はい、そのとおりでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、ここで質問を変えさせていただきます。

道の駅的な機能に関しての御答弁は、考えていただけるようなニュアンスも含まれておりました。一番懸念されるのが、やはり複合型拠点施設、町長が描かれているものが、いざでき上がりました、目的を持ち、利用者に来ていただけるための理由づけというのは非常に難しく考えますが、もし道の駅の看板を借りることにより、全道的にも全国的にも道の駅のマニアの方は数多くいらっしゃるし、黙っていてもそのグループのネットワークに位置情報などを的確に、こちらから発信せずにしても、そういったPR効果は増大と考えます。今後、この拠点施設構想の中に機能を入れる、入れないの判断はこれからということです、ぜひ御検討いただきたいのが、立地条件ですとか交通網の関係等々にハードルや障がいがあるかもしれませんが、やはり看板を利用するというのも、交流人口をふやすための施策として考えられますが、その点、もう一度考えをお伺いさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、複合拠点施設に関する御質問にお答えさせていただきますが、道の駅に対するとらえ方、一番、私、検討の一つに加えさせていただくこともあり得るというふうにお答えさせていただきましたのは、何と言っても、私の頭の痛いところは財源をどのように確保するかということもございまして、財源を確保する観点から、道の駅事業を活用することが、もし私どもが目指す施設がそれらの事業を活用する部分があるとするれば、それは財源確保上から活用することは何も否定するものではないと、そういう観点でとらえているところでございます。

一方、国交省から今示されておりますのは、現在、道の駅というのはネットワーク化されたものがしっかりとできております。国交省におきましては、今後さらにそういったネットワーク化を充実させて、国交省の考え方としては、一番私が危惧するのは、道の駅の、そこへ行くことを目的と明確にしたいというふうに国交省で位置づけております。しかし、私どもの思いとしては、そこを通じて、その効果が町内に波及していただかないと、そこ自体が目的になってしまうと、商工観光事業に波及していきませんので、そこが非常に悩ましいというような

思いが現状であることでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 昨年末、急遽、補正を組み、東北に2カ所、先進地調査をされています。たしかその1カ所は道の駅であったと認識しておりますが、今の町長のお考え、いろいろ資金的なものとか、十分わかります。ただし、私が考えるには、そのPRとか広告宣伝費含め、建設費は一時的なものです。しかしながら、PR、その費用というのは永年続くものですから、考え方を変えれば、そちらのほうが多く済むような気がするのですが、どうでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に最終的に持たせる機能もさることながら、立地場所というのが非常に大きなポイントになっていくのかなというふうに思っておりますが、とりわけ一般論で申し上げますと、道の駅というようなことを排除しないとすれば、非常に今回の基礎調査の中でも、要するに町民の皆さん方の利便性より通行される方々の利便性を考えると、現在の国道の周辺というようなことも調査内容から示されております。そうすると、本当に町民が365日集える場所としての機能はそこで満たせられるかということを考えますと、必ずしも道の駅的な要素を強くしてしまうと、どうもそこが整合性が持たなくなるのではないかという危惧を持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいまの町長のお考えは確認させていただきました。

今御答弁いただきました、町民の方が365日ということをおっしゃっていただきましたが、ここでまだこれからその拠点施設の中に含まれる要素というのは庁内で検討されるということですので、ぜひ御提案なのですが、今、子育て世代の親御さんたち、悪天候のときに、隣まちのある施設に、弁当をつくったりとか、そこでは飲食の提供も行っております。非常に六、七時間、子どもが帰らないというぐらい、いい子どものよりどころがあります。また、これから超高齢社会において、高齢者の集う場所というのも、やはり課題としてとらえていただきたいと考えておりますので、現在、町内、中央にございます中茶屋等も、残念ながらやはり手狭になっておりますため、ぜひ今後庁内で検討いただける事項であれば、子育て世代の部分、それから高齢者の集う場所、この2点を検討いただきたいと思います、その辺、いかがでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番荒生議員の、今後の具体的な構想を練る段階での御提言をいただきました。既に今、議員から御発言にありましたが、子どもさんたちが親子ともども遊べるようなスペース、さらには、高齢者の方々が過ごしていただけるようなスペース、これらについては、もう既に職員の検討段階で、私も話が伝わってきておりまして、そういったことも大きなファクターになるなど、そんなふうに理解をしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9 番荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） ありがとうございます。

では、この1 項目め最後の質問になりますが、具体的に我々、それから町民にある程度まとまった情報の提供というのは大体いつごろになりますか。最後、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本計画がまとまった段階では、むしろ積極的に皆さん方に、町民の皆さん方を含めてお示しして、町民の皆さん方から広く御意見をいただいて、そして基本計画をさらに実施計画につなぐ段階は、幅広く情報開示するとともに、御意見をいただく大切なプロセスだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 9 番荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） では、確認させていただきましたので、続きまして、2 項目め、こちらの質問に移らせていただきます。

やはり複合型拠点施設同様、町民の多くはこの「泥流地帯」の映画化、これも重要な土ネタと申しますか課題として、我々、春先に、一定程度、町内の機運醸成活動に向けた取り組みということで、いろいろ公の施設を利用したり等々で、町民の皆様に、さあ、映画をつくりますよということで、いつとき、すごい盛り上がりがありました。その後、今、最近ではいろいろ上高生の活動等々が新聞紙面にも載っておりまして、ほかのいろいろな部分から感じとることはできるのですけれども、いつときの春先に比べたら、若干トーンダウンしているような感覚を受けております。現在、肝である脚本家の選定に着手していらっしゃるということで、この脚本家決定のめどというのは、制作会社から何か情報は入っていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番荒生議員の、「泥流地帯」映画化に関します御質問にお答えさせていただきます。

現在の作業の進み方について、先ほどお答えさせていただきましたが、映画制作会社から伝わってくる意向をお話ししますと、非常に制作会社といたしましてはグレードの高い作品にしたいというような考えをお持ちでございまして、そうなれば、申し上げるまでもございませんが、やはり脚本家の存在というのがかなり大きなウエートを占めるということで、ある程度そういったことを意識した脚本家に読み込みを現在依頼しているようでございます。幾つか選択肢は制作会社は持っておられるようでございまして、先ほど申し上げましたように、2021 年に公開したいということは確認しておりますので、それに間に合うようにというようなことであろうかと思います。

御質問にはございませんでしたけれども、何かお聞きいたしますと、2020 年ではだめなのかなというふうに、私、お尋ねしたところ、東京オリンピックの年は非常に避けるべきだということなども東京では、キャスティングの問題かどうかわかりませんが、そんなことも何か意識の中にあるというふうに伺っております。

○議長（西村昭教君） 9 番荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） 2020 年を避けるべきというのは、いい、素晴らしいアイデアだと思いますし、現在、30 年度もあと残り数カ月となっておりますので、脚本家の方が決まりまして、シナリオを1 年ないし一定程度かけた中で、同時にキャストの方を決めたりということで、それが決まって、さらに撮影に四季折々を混ぜると1 年、ちょうどやはり目途である2021 年というのが、今の段階では非常に望ましい計画年度だなということは感じております。

あと、この中で、今、実際に予算措置ということにおいては、スタート当初、70 万円から始まりまして、30 年度予算が50 万円、それから、今回、定例会における補正の問題等々の中で、先ほど町長の御答弁により、現在、ふるさと納税の企業版の寄附金及び個人の寄附の方の合計が300 万円少々まで集まっているということで、非常に今までの企業回りとか、そういった島津地区からの御入金等々もホームページ等では確認させていただいておりますが、1 点、確認なのですが、うちの役場のホームページ、ふるさと応援寄附で支援するというページの中に、映画化プロジェクトに対する寄附により御支援いただきます、まちの特産品をお送りするモニター事業の対象とはなりませんというページがあるのですが、この下を見ると、いろいろ御寄附をいただいた方、選択肢として、一般的なふるさと納税の返礼品にかえて、例えばエンドロールでの氏名掲載

であるとか、エキストラの参加権であるとか、非常にプラン内容も充実しているのですが、この一番文末に、ただし、上記案の実施についても、プロジェクトが掲げる目標の一つであり、現時点で実施、提供が決定しているものではありません。これはまだスタートしていないのですよね。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（□ 剛君） 9番荒生議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、実際には、やはり映画化が動き出してからということになりますので、今、こういう形で、そういう御寄附に対しては、こういう権利なりというものが与えられるという、そういう予定で進んでいますよということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、まだ始まっていないという課長の答弁で確認させていただきました。

今後におきましては、脚本家が決まり、キャストが決まった時点で、多分、私が想像するに、より多くの寄附であるとか、逆に進める会の皆様が積極的に今後PRを行っていただけるということであれば、さらに具体的な中身が見えれば、非常に多くの寄附が寄せられるというイメージはあります。

そこで、最後に確認させていただきます。この寄附金、当初、こちら、事業内容の御説明の中で、やはり映画制作を側面からサポートするために、我々のまちとしては、これだけの額が必要ですよという目標を立てられていました。残り、まだ再生計画の延長等々もありますので、十分期間があります。最後、町長の町民に対するPRとして、この間で何とかなるものかどうか、強い意思をお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、「泥流地帯」映画化に関します御質問にお答えさせていただきますが、議員、前段の御質問でも御懸念が述べられておりましたが、私も現実的に作品が仕上がるまでに、機運醸成が中だるみしたり、少しムードが停滞したりするということのようなことはなるべく避けたいということで、佐川会長ともども、思いを共有しているところでございます。

一方、企業版のふるさと納税等に対します今後の取り組みでございますが、実は私、行政報告でも述べさせていただきましたが、たまたま私、国の砂防事業の外郭団体の役員をさせていただいておりますことで、全国の砂防事業関係者、あるいは北海道開発局、それから北海道の建設部、そういった方々と意見交換をするような機会もございまして、まさしくこの災害列島において、「泥流地帯」のような、

砂防関係者の中で三浦先生の「泥流地帯」を知ることが1丁目1番地なのですよと、そんなお話を伺いまして、私、びっくりしたのですが、早速砂防協会、あるいは国交省に、ぜひまちの「泥流地帯」映画化のパンフレットを送ってほしいということで、非常に業者の出入りも多いそうですから、あるいは北海道の建設部も同様でございます。そういったことで、そういうようなネットワークをこれから大いに活用して、少し厚かましく営業を行ってまいりたいと思いますので、ぜひ目標実現に向けて頑張ってまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 御意思の確認はただいまの御答弁でさせていただきました。

僕も一観光業従事者として、やはり先ほど同僚議員の質問にありましたブラックアウト等々で観光客が減っています。また、今回、1項目めの質問と重なりますが、拠点施設もしかり、映画もしかり、これからの上富良野の未来を占う2大プロジェクトだと考えております。応援する側の立場として、しっかりとした方向が示されたあかつきには、ぜひ我々も含め、町民の皆様に進捗をしっかりとお届けいただき、その後、中身を詰めながら、我々、そして町民の皆さんの御意見を賜り、しっかりとしたものにつくり上げていただければと思います。最後にもう一度町長の思いを聞かせてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

くれぐれも私自身もひとりよがりの事業ではないということを肝に銘じておりますので、とにかく1万9000人の町民皆さん方が共同制作者であり、共同の目標に向かって進んでいくのだよということをしっかりと胸にとめて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、13番村上和子君の発言を許します。

○13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあ

ります2項目について町長に質問いたします。

まず1項目めは、町立病院の一般病床を療養病床への再編、医療と介護一体的な方向へ転換し、地域医療を守る病院の構築を。

住民の生命と健康を守る町立病院の将来像については、1、公立病院改革ガイドラインによる経営の効率化、2、再編ネットワーク化、3、経営形態の見直しを内容とするもので、第6次総合計画の中でも位置づけ、平成37年までにスプリンクラー設置の義務がタイムリミットとしても、早急に設置、用地、規模など、どのような病院を描くのか、考えなければならない。

まず、将来を見据えた介護状況の把握が必要であるが、65歳以上のうち、介護が必要になる人が2025年には全国で現在より約141万人ふえ、約770万人と推計されている。2025年度には団塊の世代が全員75歳以上になり、社会保障費の大幅増が予想され、高齢者人口に占める要介護者の割合が2025年には21.3%まで上昇する見通しであり、医療費、介護費の急増が見込まれ、効率的な医療提供体制を築くことが求められている。

町立病院も80病床のうち、これまで36床を長期療養型病床へ、その後、28床を老健に転床した経緯があるが、残念ながら一般病床44床については、稼働率が悪く、効率性と将来を見据えた超高齢化、介護の重要性を考えると、現在、全部までにはいかないまでも、医療と介護が一体となった病床に転床を考えてはどうか。

2項目めは、ボランティアポイント制度を導入してはどうか。

地域福祉の担い手となるボランティア活動を行う人材の育成、確保、高齢者の社会参加による生きがいづくりや介護予防の目的にボランティアポイント制度の導入をしてはどうか。町内に住み、通勤、通学をしている18歳以上の人で、ボランティアセンターに登録すると、1時間1ポイントを付与し、1ポイントを100円に換算して、1日500円相当を上限に、商品券と交換できる仕組みをつくってはどうかと、町長にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町立病院の病床の再編に関する御質問にお答えいたします。

町立病院につきましては、昭和54年12月に現在地において一般病床80床で改築、開院して以来、入院患者数は昭和56年度の3万982人をピークに減少傾向にあったため、国の医療制度改革

にあわせて、平成12年3月に一般病床44床と療養病床36床の病床構成としたところであります。

また、平成20年12月には、国の介護療養病床廃止の方針を受けて、療養病床36床を介護療養型老人保健施設28床に転換し、一般病床44床と合わせて72床とし、現在に至っております。

委員御発言のとおり、一般病床の利用率につきましては、ここ数年、50%前後で推移しており、一方、併設しております介護療養型老人保健施設につきましては、ほぼ満床の状態となっているところであります。

御質問の、一般病床から介護保険施設等へのさらなる転換につきましては、今後の一般病床利用率の推移や見通しを見きわめ、現行の第7期介護保険事業計画との整合性を図った上で、超高齢化社会に対応した医療、介護の病床のあり方について、総合的に検討した上で方向性を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのボランティアポイント制度の導入に関する御質問にお答えいたします。

上富良野町のボランティア活動の取り組みは、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動を推進していただいております。

現在の登録状況につきましては、11月末現在、登録団体7団体、協力支援団体21団体の延べ1,126名と、個人登録の118名であります。

主な活動といたしましては、高齢者世帯の除排雪や屋根の雪おろし作業を初め独居高齢者のためのふれあい昼食会の調理、介護福祉施設利用者の見守りや事業のお手伝い、認知症ほっとカフェの運営支援や在宅福祉サービス受託事業の配食サービスや電話サービスの支援など、多岐にわたり御活躍いただいているところであります。

まちでは、高齢化社会が進んでいく状況の中で、ボランティア活動による支援は大変重要ととらえており、現在、まちのボランティア活動の中核を担っていただいております社会福祉協議会のボランティアセンターの今後のあり方について、社協とまちが協議を進めているところであります。

その中で、サービスを提供していただける方々と、求めている方々を有効にマッチングすることが必要であるとの認識から、これらの課題を共有し、改善に向け取り組みを進めるとともに、活動されております団体や登録会員の皆様からも意見を伺うなどの検討、協議を重ねて、望ましいボランティア活動のあり方を再構築してまいりたいと考えているところであります。

議員の御発言にありますボランティアポイント制度につきましては、今後のボランティア活動のあり

方や、高齢者の社会参加や生きがいがづくりの進め方、さらに、介護予防対策を充実させる取り組みの中で、ポイント制度についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、高齢者の社会参加や生きがいがづくりは大変重要なものにとらえているところでございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目めの、町立病院の一般病床、医療と介護の一体となった病院の構築のところでございますが、一般病床の利用率の推移を見きわめ、現行の介護保険と整合し、そしていろいろ総合的に判断をして方向性を示すということでありませけれども、確かにそれはそうだと思うのですけれども、今まで病床を療養型から老健に転換してまいりました。それらにつきましては、本当に間違いなかったことだと思っております。

それで、これからの地域医療を考えますと、やっぱり一般病床が満床になるということはどうも考えにくいような感じがしております。

それで、ことし、2018年に介護報酬が改定されまして、そして今までの療養型病棟と老健施設の在宅復帰が対象外になるなど、目まぐるしく変わってきております。

それで、また新しくこの改定によりまして、介護医療院が創設されました。医療と介護が一体となった新しい病床、これを一般病床に取り入れてはと考えますけれども、また、取り入れるとすれば、全部そうすることができるのか、その部分と、そうなりますと、規模が、面積が今までの病床ですと6.4平米、今度、介護医療院にしますと8平米、スペースが広くなりまして、過去に療養型病床から老健に転床したときは36床から28床で、8床減っております。現在、総体的には72床でございますけれども、そうすると、規模が、面積が、一般病床をそういうほうに転床するとしても、8平米となると、全部するとしても44床は無理でないかなと。そうすると、全部そういったほうに転換するとしたら、36床ぐらいに減ってしまうのかなと思うのですけれども、その2点、全部そうすることができるのか、それから規模の面、そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、病院の病床のあり方についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、国におきましては、限りなく医療機関から在宅へというようなことが、特に医療費の増嵩が背景にありまして、国としてはそういった方向づけが鮮明になされております。

そういった背景も受けまして、今後の当町の病院の病棟のあり方等についてでございますが、これは特に一般病床の稼働率について申し上げますと、非常に医療従事者、特に医師の状況によって一般病床の稼働率が非常に大きく左右されます。現在、院長が中心になって外来対応していただいております。病床専門に診ていただけるような医師体制でございませんで、非常に限られた人数の中で、外来と病床をあわせて診るということになりますと、おのずとやはりそこら辺のマンパワーの配分については意識の中に入ってくるというような状況も背景にあつての、現在、50%前後かなというふう考えております。

一方、村上議員がお話しのような老健型の病床増床をというような件につきましては、現在の28床、これにつきましては平成20年度に転換しておりますが、現在、仮に増床というようなこととなりますと、当時の制度は適用されませんで、別個に新たに壁をつくって、新施設としてふやす分については認めていただけるでしょうが、現在の中での転換という形ではほとんど可能性はございませんで、非常に難しいことかなというふう考えております。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 今、マンパワーとおっしゃいました。医師の状況が大変、外来と両方ということですが、やっぱり今、2年後には公立病院として改革プランというのは示さなければいけないということでございまして、それは経営形態の見直しですとか、それから、経営の効率化、こういったものもうたわれておりますし、私は、やっぱり早期に、なかなか難しいものがあるとおっしゃいますけれども、今、2025年問題もありますけれども、高齢化が進んでおりますし、やはり介護の需要もふえておりますし、家族とか、介護力も低下しております。それで、2040年ごろには高齢者の人口がピークを迎えますし、高齢化の上昇と、それから家族、介護力の低下、こういった変化を背景に、やっぱり医療、介護は変わっていかなければいけない状況が私はあると考えるわけなのですね。

それで、療養病床、老健の施設や、今度、在宅復帰になるということになれば、やっぱり新しい、今までやってきた療養型から老健に転床したのは、本当にこれはいち早くそれに転換されて、間違いなくやってきたわけですが、それらを考えると、

やっぱり有床の診療というのは、在宅が今、主ではありませんけれども、やっぱり早期に転床をお考えになれば、床面積ですとか、施設の基準を緩和することなどもございますので、町長、大体改革プランも2020年に出さなければいけませんから、そういった意味で、いつごろまでに方向性をお示しになれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） まず、基本的に少し考え方を整理させていただきたいと思いますが、現在の上富良野町立病院の建屋、施設の中での転床ということが、これが仮に皆さんの思いであったとしても、仕組み上、制度上、転床ということで対応できるというのは、既に平成20年の仕組みはございませんので、それはまずかなわないということで御理解いただいた上でお答えさせていただきますが、今後、町立病院を含めました上富良野町の医療、介護のあり方については、当然、今後の大きなテーマとして据えていっております。

とりわけ新たな6次総の中の後期、後半の中で、そういったことが具体的に事業として取り組む時期を迎えるのかなと、今、そんなような想定をしております。今後、折を見て、さまざまな機会に町民の御意見を伺ったりしながら、医療と介護、それらのバランスをどういうふうにとっていくかということについては、今後の課題の中で整理してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 今、6次総の後期の中で。この問題、町立病院につきましては、本当に町民の優先順位、やっぱり健康と住民の安心な治療、かかりつけ医といいましょうか、そういった病院でございまして、本当に町長も執行方針で述べられておりますし、厚生文教の所管の委員会の方もいろいろと方向性を示されておられますし、それで、町長は建てかえのようなことをお考えになっていると思うのですけれども、そこら辺もちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 村上議員、最初の質問と趣旨が違いますので、新しいことに対して町長は答える必要がありませんので、もう少し簡潔明瞭に質問されるようお願いします。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） わかりました。それでは、後期にということでございますので、早急に方向性を示していただきたいと思います。

それでは、2項目めのボランティア制度の導入のところにいきたいと思います。

過去にも何回も私、ボランティア活動のあり方に

ついて、非営利ボランティア団体の設置をしてはどうかとか、質問をいろいろさせていただきましたが、なかなか進んでいっておりませんので、今回は違う形でさせてもらったのですが、やっぱり高齢化社会が進んでいく状況の中で、ボランティア活動による支援は重要ととらえているという答弁をいただきまして、そこは町長も考えていただいているのだなということで、登録会員や団体の方の意見を聞いて、再構築をすると、こういう答弁をいただきましたので、大変期待をいたしております。

なかなかだんだんボランティアする人が高齢化になっておりまして、それとともに、固定化をしております。それと、役員や担い手も減少してきているような、そういった状況があります。ですから、今回は高校生も対象として、新たな担い手を見つけるためにも、ポイント制を導入すると、ちょっぴりうれしく、やりがい生まれて、輪が広がって、裾の根が広がっていくのではないかと、そういうような考えで、商品券などはどうでしょうかということで、ポイント制を提言させていただいたのですけれども、町長はどういうふうに考えて、そこら辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、ボランティア活動におけるポイント制度についての御質問にお答えさせていただきます。

このポイント制度によらず、ボランティア活動が活発に行われるということは、これからの社会においては、私は以前から大変大事なことだというふうにとらえているところでございます。

現在、そういった視点に立って、上富良野町の現状を見ますと、上富良野町のボランティア活動を担っていただいておりますのは、御案内のように社会福祉協議会でございます。まずその社会福祉協議会のボランティア運営に対する思いと、私どもまちとして社会福祉協議会に期待する思いと、これらがまず基本的にしっかりと認識が共有されていないと、具体的に前へ進めないということで、これまで社協と協議をする中で、この認識はまず共有できました。

それで、今後どのような形でボランティア活動、あるいはボランティア活動を待っておられる方々とのマッチングをさせるか、そういうような課題も今までどちらかといえばなおざりだったということが明らかになってきております。

そういう中で、ボランティアセンターがしっかりと核となつて、今、議員から御提案ありましたようなポイント制度等を活用することによって、どういうふうにも有効にボランティアが充実していくかとい

うことは、これからの社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とする議論の中で、そういったものを議論していただきたいなというふうに考えておりますので、そういった動きをこれからも、まちとしてはボランティアポイント制度を導入するようというようにすることは申し上げませんが、その中で協議していただくように、意見は申し上げたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 町民の意見も聞いて構築していくということでございますけれども、私は、企業にも呼びかけをしていただいて、今、企業などいろいろやっけていただいているところもありますから、企業と連携するのも一考ありかなと、ボランティアにポイント制を導入するに当たっては。そういったことも、新聞販売店などでも、見守りとか、地域のそういったことも提携してやっていただいていますけれども、そういったところにも呼びかけをして、こういったボランティア活動に関する裾野を広げるために考えていただきたいなと、そういうふうに思うのですけれども、社協と連携を強化していただきたいのですけれども、どうしても商品券、これでなくても、1案として提案させていただいたのですけれども、違った、ポイントをためて、今度は自分がボランティアを受けるときには、そのポイントを使うことができる、こういうのも考えてはどうかなと思いますけれども、町長、もう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、ボランティア活動のポイント制度についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、ボランティア活動に参加を希望されております、また、登録をしていただいております総体の数としては、私は当町というしまして何も不足をしている状況ではないというふうに思っております。

一方、1,000名を超える方々の御登録もいただいております、また、団体も多数の団体に登録いただいておりますが、では、その方々の活躍の場が、今度はボランティア活動によるサービスを期待しておられる方々とのマッチングが、私が今判断する限りにおいては、なかなかうまくいっていないなということを社協とともに共有をしているところでございまして、まずそういった、どういうボランティア活動を望まれている方がおられるか、そういったことにあわせて、ボランティア活動をされる方とマッチングをするかということ、そしてその中から、全体的な手数が足りない、あるいはこういった部分をも

う少し厚くしたいというようなことで、そういったところを厚くしたり広げたりするために、奨励する方法として、ポイントとかそういったものが一つの案としてあるのではないかということでしたら、その段階で検討させていただくことかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 事前に通告してあります2項目、8点について伺います。

難聴者支援対策が必要と思うが、町長に伺います。

難聴者は、中途失聴者を含め、社会構造の多様化とともに増加しています。障害者手帳を取得していない人を含めて、聞こえづらい不便さを抱え、補聴器を使用している人は何人いるのか、まちでの調査はあるのかをお伺いいたします。

2として、本年4月、北海道は、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例を策定しました。町村に対して、ともに進めるべき支援策を示していますが、どのように取り組もうとしているのかをお伺いしたいと思います。

3として、加齢者による聞こえづらいは難聴に加えられていないと言われてはいますが、悩んでいる人は多くいます。社会参加の減少を強いられるハンディキャップ、社会的不利につながっていると思われます。難聴によりコミュニケーションが少なくなり、社会とのかかわりが減ったりすることで、認知機能に影響が出る可能性もあると言われております。難聴者の認知症発症確率は、軽度の難聴であっても2倍、重度の難聴では5倍という研究結果もあるといわれています。社会参加による健康維持は重要であり、福祉活動の中に親睦のための場所を設けるべきと考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

4、災害の伝達に難聴者登録を行い、伝達漏れが起きないように、メーリングリストなどの対応が必須と思うが、町長の考えをお伺いいたします。

2項目めとして、学校図書館の管理と充実が必要と考えますが、教育長にお伺いします。

学校図書館の全体の整備についてお伺いします。

平成28年度の調査では、本町の学校図書標準について、小学校2校が未達、中学校は未達となっています。

国は平成28年度まで、学校図書館の整備、充実のために、5年間で1,000億円、新聞の配置の

ために75億円を地方財政措置をしています。

我がまちで財政措置は具体的にどのように効果をあらわしたのかをお伺いしたいと思います。

2、平成26年、学校図書館法の一部改正により、司書教諭とともに学校司書の必要性を認め、法制化されました。専門職として配置することに努められるよう求められていますけれども、現在のまちにおける配置状況についてお伺いいたします。

3として、選挙年齢の引き下げによる措置として、社会的状況の理解と公正な思考の醸成のために、学校図書館への新聞の措置を進めていますけれども、我がまちの状況についてお伺いいたします。

4として、障がいのある児童生徒、日本語の支援の必要な児童への支援のためにも、個人の教育ニーズに応じた図書資料の充実が求められます。音声図書、拡大文字図書、外国語図書、リーディングトラッカー、拡大読書器等も必要とされますけれども、これらの将来に対しての対応をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの難聴者支援に関する4点の御質問にお答えいたします。

現在、当町における障がい者支援につきましては、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが互いに支え合い、明るく、豊かに、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す第2期上富良野町障害者計画、平成25年から32年度の8カ年計画でございますが、これに基づき推進しているところであります。

1点目の、難聴者の実態であります。聴覚障がいのため、障害者手帳を交付している方は、11月現在、73名であり、うち、補聴器購入者は54名であります。

また、日常生活におきまして、聞こえづらい等、難聴に関する相談につきましては、常時対応させていただいており、必要な方に対して、身体障害者手帳交付手続時にあわせて補聴器の交付手続についても説明させていただいております。

しかしながら、広く補聴器を保有されている方の調査は実施していないことから、使用されている方の人数につきましては把握していないところであります。

2点目の、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例及び北海道言語としての手話の認識普及に関する条例につきましては、4月から施行されておりますが、まちとしての取り組みにつきましては、今後、北海道から示されるガイドライン等

に基づき、障がい者計画の見直しも含め、検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目の、難聴者の社会参加についてですが、現在、聴覚障がい者のみの社会参加の機会は設けておりませんが、障がい者と健常者の交流を目的とし、毎月、保健福祉総合センターかみん多目的ホールにおきまして、障がい者スポーツ教室を開催し、交流の機会を設けております。

また、町内に身体障害者福祉協会が設立されておりますので、まちといたしましては、身体障害者手帳交付者に対しまして、協会への入会について説明をさせていただいております。会員は聴覚障がい者のみではありませんが、研修会、ふれあい広場、上川管内スポーツ大会への参加など、障がい者相互の交流活動に参加されており、これらの活動を通じ、支援をさせていただいているところであります。

4点目の、災害時における情報提供についてですが、防災行政無線の放送内容については、11月末現在、聴覚障がい者世帯で希望される2世帯に対して、ファックスにより情報提供させていただいておりますが、今後も希望される方に対して、適時対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の、2項目めの学校図書館の管理と充実に関する4点の御質問にお答えいたします。

1点目の、学校図書館の全体の整備についてであります。学校図書館の必要な図書の購入については、教育課程において必要な学習資料や、児童生徒の興味、関心などに応じた図書を整えるよう進めております。

また、まちの図書館からの移動図書や相互貸借により効果的な活用を図りながら、児童生徒が主体的な情報収集、活用能力を育む機会や場の設定に取り組んでいるところであります。

財政措置につきましては、上富良野小学校25万円、上富良野西小学校13万円、東中小学校6万5,000円、上富良野中学校20万円の合計64万5,000円を平成30年度に予算措置しているところであります。

次に、2点目の学校司書の配置についてであります。平成26年6月に学校図書館法の一部改正によりまして、学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めることとされたところであります。

本町の各学校においては、現在、未配置ではあります。配置に向けて研究、検討を進めているところであります。

次に、3点目の学校図書館への新聞の配置についてであります。各小学校では児童向けの新聞を配置しているところでもあります。

次に、4点目の障がいのある児童生徒等に対する図書環境整備についてであります。個人の教育ニーズに応じて音声図書、拡大文字図書、外国語図書、リーディングトラッカー、拡大図書器等を適時整備するよう、対象者がいれば対応を進めていく考えであります。

教育委員会といたしましては、読書活動は重点事業として位置づけしております。今までに図書購入費の増額、読書スタンプ事業、すくすく絵本事業、学校での朝読活動等により、読書環境の充実を図っているところでもあります。

いずれにいたしましても、未就学、就学にかかわらず、子どもたちがそれぞれの成長過程において、本に触れ、本を読む時間は大変貴重なものであり、家庭、地域、学校などが連携してその環境をつくり、読書活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） まず、障がい者支援についてお伺いしたいと思います。

まちで決めている第2期の上富良野町障がい者計画の中に、コミュニケーション支援についてというところがあるのですが、この中で、聴覚、言語機能、意思疎通の支援ということで、社会参加の手助けとして、手話、要約筆記についての派遣がどのように行われようとしているかということについてお伺いしたいと思います。

31年、32年の年度にわたっての予定というか、準備しているというか、そのことについてお伺いします。手話が2人支援をすると。要約筆記が1人、これも31年度2人、32年度1人というようなことで申し込みがあるのでないかという見込みをしていますけれども、これについて、これから進められようとする2年間の間に、この回数しか上富良野では支援をしないということなのか。現在、まちで行われている講演会、シンポジウムなどについても、公開の場での要約筆記、手話通訳が、平成23年の障害者総合支援法により義務化されていると思うのですが、これが現在実行されている例が見えていないような気がするのですが、それについては、まちは実行するつもりがあるかないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 10番高松議員の、第2期障がい者計画におけるコミュニティ支援

についての御質問にお答えさせていただきます。

まちでは、計画を持って現在進めているところでございますが、今、議員御発言の、手話、筆記につきましては、現在、手話通訳については、受講者につきまして、広域におきまして講座を開き、手話通訳の養成を図っているところでございます。昨年度が初期、入門編、今年度についてはその2年次ということで、現在養成をしているところでございます。

なお、2名の養成講座を修了したかといいますと、現在は受講中でございますので、きちんと手話サークルのほうの講師とも連携した上で、指導者になれるよう、まちとしては支援していくような形で今後進めていかなければいけないというふうに、課題に考えております。

また、筆記につきましては、現在、養成のほうは、まちとしては計画を持ってございますが、現在、まだそれに対する支援者についての実態は出てきていないところでございます。ただ、こういう人材についての育成も重要な観点だというふうに考えておりますので、今後、そのPRも含めて、人材育成には努めていきたいと考えております。

また、さまざまな講演会、研修会においても、確かに聴覚障がい者に対するそのようなアプローチにつきましては、十分必要性はまちとしては考えているところでございますので、それについても、所管だけではなく、さまざまな関係機関、庁内の中でも検討し、今後の対応については進めていくことが課題だと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、まちで行われている公共的な講演会とか、先ほども言いましたけれども、シンポジウムなどについて、要約筆記なり手話通訳なりを置くということが義務づけられていると思うのですが、そういう要員というか、そのことができる人を外から頼むということについての働きかけはしたことがあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 10番高松議員の、まちの主催する事業に対する外部からの講師依頼につきましては、これにつきましては、手話通訳者については社会福祉協議会のふれあい広場等の事業等におきましては実施させていただいておりますことや、ただ、まちが主催するフォーラム並びに講演会について、全ての事業については対応した実績は持ち合わせておりません。ですから、障がい者の方にきちんと参画していただくような場面をまちとしても認知し、そういう支援体制については、今

後、体制を整えていかなければいけない課題だと認知しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そういうことをやるときに、聴覚障がいとかいろいろな障がいを持っている人に対しての配慮がなされていれば、本当はまちから案内してでも、そういう人に来てもらうというのが筋だと思うのです。今、これだけ言われていて、この後にも質問の中に出そうと思っておりますけれども、そういうことの配慮をしないということは、まちとしては非常に大きな欠点というか、ほかのまちから見れば。ここに住んで、ここにも書かれているように、町長の答弁にもあったように、みんなが本当にここで暮らしていくということが基本に立つのであれば、そういうことを率先してでもやっていく、そしてそういう人たちにも参加してもらう、そして、やはり社会参加することによって、自分のモチベーションというか、そういうものも上げられる。途中で聴覚障がいになられた方などに聞くと、非常にその期間、自分の気持ちが回復するまでに、何らかの手助けというか、そういうものがあれば、自分ももっと違った生き方ができたかもしれないという反省を持っている人たちもいるわけですよ。

ですから、今、ここで2年間の間にこの回数しか予定していないとは言っても、そうではなくて、もっと積極的にまちが講演会なりシンポジウムなり、聴覚障がいのある人が出てきても、聞いて、理解して、そしてまた次にも参加できるというような機会をつくるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の、難聴者に対します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

議員がただいま御発言いただきましたような、そういう難聴者に対する配慮、あるいは難聴者に対する支援、そういったものが必要であるということの認識は、これは誰しも共有できているものと思います。

ただ、今回、北海道において、こういった条例が条例化されたという背景を考えると、全道的にそういう難聴者の社会参加を促す面において、そういう対策、あるいは支援が十分でなかったというようなことの反省の上に立って、今回、条例化されたわけでございます。

当町におきましても、やはりそういった全道的な流れの中にあるわけですから、議員から御発言ありましたような部分についての不十分さは、

それはあったかと思えます。今後、そういった北海道と連携する、ガイドラインもこれから示されてまいりますので、自治体として、あるいはまちとして、どのような支援策等が望ましい形なのかというのはこれからの課題だというふうに受けとめておりますので、これまで歩んできたことについてはおっしゃるとおりでございますので、それらの反省が北海道にも生かされて条例化されましたので、私どもも歩調を合わせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今、そういう点からいうと、翻訳機器というか、そういうものもしっかり、かなりいいところまでというか、誤訳というか、そういうのも確かにあることはあるのですけれども、言語を表示するということはかなりのところまでできるようになっていますから、要約筆記などをそれに入れていくと、かなり完璧なものになるということも、自分も見せられましたというか、ある講演会に、他市で行われている講演会だったのですが、それに出かけたときに、本当に聞き逃したところが少しおくれて表示されますから、ここは何て言ったのだらうなというの、我々健常者でも目で見て確認できるというぐらい、まして聴覚障がいのある方などでもしっかり追えるような状況であって、質問を受けるときにも、講演者が、手話ではなくて難聴の人でもそういうものを受けられるということで、ここで言っていることをもっとやっぱり積極的に前進させていくべきだというふうに思います。

それと、現在、37人が手帳を受けていると。そのほかの人たちは、聾啞者なのか何なのか、ちょっとその辺についてはわかりませんが、全体の中の73人の中に聾啞者は何人おられるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 今の質問、ちょっと分野外ですので、高松議員がされている質問とは別なので、それについては控えてください。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） わかりました。

それで、補聴器を54人という人たちが受けているということなのですが、その人たちが集まる機会はあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 10番高松議員の、聴覚障がい者の方たちが集まる機会についてでございますが、先ほど町長が答弁させていただきましたように、障がい者の種別ごとでのお集まりとい

うのは確認はしてございません。あくまでも私どものほうで今実態を把握しているのは、身体障害者福祉協会のほうで活動されているというふうに聞いておりますので、皆様障がいの種類は違いますが、その中でお集まりいただいているというふうに聞いております。

まちが主催している障がい者のスポーツ交流会、これは体を動かして、障がいがあっても、少しでも皆さんと交流をしましょうということで開催しておりますが、その方たちの中には、聴覚障がいの方でも何名か含まれているというふうに報告をいただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） その中に、本当にもっと多くの聴覚障がい者で補聴器を使っている人たちが出られるような状況というものをつくってほしいというふうに思うのです。まちで、どうでしょう、今、五十数人と言いましたか、補聴器をつけている人が集まる機会を1回つくってもらおうというふうにはいかないのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、難聴者に限らず、あるいは他の障がいをお持ちの方々も含めて、それぞれ情報交換だとか、あるいは親睦を図ったりするというのは、これは任意に、自発的に行われるものだというふうに理解しております。まちが旗を振って、皆さんどうぞ集まりませんかというものは、またちょっと性格を異にしたいと思いますので、先ほど申し上げましたような身体障がい者の協会が当町にも設置されておりますので、そういったところに対してアプローチすることはできるかと思っておりますので、間接的な支援をさせていただければというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 僕が言おうとしていることとちょっと意に反するというわけではないのですが、1回、そのチャンスをつくって、そこで生まれてくる、例えばほかの地域だったら、中途失聴者も含めて、難聴者の会とか、皆さん見たことあるかと思うのですが、耳のマーク、グリーンでできたものがありますよね。そういうマークがある、それを主催しているというか、それが難聴者の協会なのだと思いますが、そういうことがあれば、みんなが何かのときに、五十数名いるということであれば、集まることができるということも含めて、ぜひ1回、音頭をとって、そしてこういう集まりをしてということをやってほしいというふうに思いま

す。

それと、皆さんも周りの人たちからも聞いているかもしれないのですが、補聴器というのは非常に使い勝手がいい場面と、非常に難しい、そしてそれになれるのに非常に時間がかかるということがあります。そして、調整をする技能者、これは補聴器、日本では残念ながらまだヨーロッパなどで行われているような国家機関が資格を持って補聴器の調整をするというところまではいっていないという話は聞くのですが、そういう状況の中で、自分は何に対して聞こえているけれども、何に対してはすごく聞こえが悪いのだと、同じ補聴器を使っている。その調整の仕方でも相当な違いがあると。これが、日本で難聴者の人たちが社会参加をできていない事情の一つなのと言われるぐらい、日本では使用率としては13.5%ぐらいなのです。ヨーロッパではイギリスで42.4%、スイスでは41.4%ぐらい、難聴者の人でもうまく補聴器を使うことによって健常者と変わらないような生活ができているということがあるとされています。ですから、そのための手助けとして、1回、そういうことをハンディキャップとして持っている、それを改善することは可能な機器ができているということを考えて、ぜひ1回、そういう集まりをしていただきたいというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、本町におきまして、身体障害者福祉協会が既に存在しております。その協会におきましては、さまざまな障がいを持っておられる方が集まる、集う協会でございますので、その中の活動の一環として、ただいま御提案がございましたような難聴者の方々が集うような機会、そういったことの開催はいかがかというような、私どもとしての御提言は十分できますので、そういった方々の力も借りながら、御提言にあったような方向について探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、補聴器、今言ったように、使うのに訓練が要ということも含めてですが、使うことをこなすことができれば、非常にこれはやはり有効な機器だというふうに思うわけです。そのようなことも含めて、補聴器に対してまちは独自の助成というか、先ほどの障害者手帳を持っていれば支援は受けられるのですが、それ以下の人、この分かれ目というか、それが70デシベルという、かなり高い位置での、それより高

い音でも聞きづらいとかというところの人を障がい者として認めていて、それ以下の、例えば40デシベルぐらいから、ごく普通に生活している場合における音の聞こえづらさ、そういうものには残念ながら障害者手帳は支給されていないという実態はあるわけです。ですから、この聞こえづらいところを聞こえる、健常者とともに普通に生活ができるというところまで持ち込むためには、機器に対しての助成というのにも必要なかなと思うのですけれども、その点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

補聴器等への助成等のことに関しましては、これは一定の公的助成支援というものにつきましては、客観性のある一定の線を引いた中で支援をされるべきものであるというふうに考えておりますので、そういった非常にフレキシブルな対応につきましては、これは行政が直接判断できるものではないというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それでも町村によって、やはり社会参加ということからしても、支援しているまちもあるということは考えていてほしいというふうに思います。

道で今、条例を二つつくりましたけれども、これについても、やはり聴覚障がいの人でも、意思の疎通の手段として、手話、要約筆記、指文字、筆談、手書きの文字、拡大など、いろいろな手法があって、それをやはりみんなに認知してもらい、しかもそれを広めて、そういう人たちが社会参加ができる、どこでも自分の意思が通じるということが必要だということで、こういう条例を設けたのだらうと思うわけです。

そして、手話が独自の言語であるということは、これは全国的にというか、地方でも少しニュアンスが違った手話があったりとかするぐらい、一つの言語としての機能を持っているということで、日本語をそのまま手であらわしていることではないということは皆さん見て承知のとおりだと思うのですけれども、それぐらい、ある意味では、聴覚障がいのある人にとっては便利な言語だということで、これを皆さんに認知してもらおうとしているというふうに思います。また、それによって、聴覚障がいのある人が社会参加できるというところにつながっていくのだらうと思うので、これがガイドラインができたらという話が町長の答弁の中にありましたけれども、ぜひ積極的な取り入れを行い、みんなに認知してもらって、そしてその言語の持つ意味も十分に皆

さんに伝わるような形での手話通訳者なり何なりの講習とか、要約筆記の講習とか、そういうものを進めてほしいというふうに思います。

それと、日常的に町民と接する場に役場というのはあるわけですが、その中で、まちの町民課の受付のところに耳マークはあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 高松議員、ちょっと聞こえづらかったのですけれども。

○10番（高松克年君） 伝わっていませんか。日常的に窓口業務というか、そこで、さっき言った緑色でできた耳マークは置かれているのでしょうか、上富のまちは。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の、そのマークに関しましては、当町においては表示していないというふうに承知しております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これはやっぱり必要だというように思います。今、皆さん承知かと思いますけれども、駅にも置いてあります。グリーン窓口というのですか、そういうところも含めて。ぜひこれ、何のマークかという、先ほどから聞いている、難聴者の人たちがそこへ来たときに、要約とまではいなくても、筆談はできますよ、筆談でお話ししますということを示しているのです。本当にそういうことからいって、上富のまちは、ある意味ではそういうことを、途中で難聴になられた方などは社会生活を全部知っているわけですから、それらについては全然問題ないのかというふうに思うかもしれませんが、細かいことをやりとりするときに、やっぱりどうしても自分が途中で聞こえなくなったということからの思いもあるのか、途中で再質問をしないというか、要するにもう1回、言われたことに、何と言いましたかということを開けないとかということが実際にあるみたいです。それで用を足せないで帰らなければならないというようなこともあるような話も聞きますから、ぜひこれを置いて、ここでは筆談で答えられますよと。

それと、今、UDトークといって、ユニバーサルデザイントークということなのだそうですけれども、アプリがあって、スマホでやり取りができるようなことになっている。簡単なことなのですが、それらあたりのゆっくり簡単に話ができるということもできるようになっていますから、ぜひこれをまちの窓口には置いてほしいというふうに思います。

今まで質問してきたようなことの中で、やはりこのまちで町民みんなが、本当にほかのまちへ行って自分の要求していることが、このまちでは残念ながら

らできない、要求に応じてくれているということ、例えば旭川でそういう講演会や何かがあって、行っても、全部きちっと筆記者がついて、私たちの生活に応じてくれるということを含めたら、本当にこのまちでそれらが行われていないということがマイナスにはならないかどうか。これからの厳しい人口減少の中で、それらあたりも重要な一つの政策になるのでないかというふうに思いますから、ぜひ行ってほしいというふうに思いますけれども、町長、それについてはどういうふうに考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 高松議員、今言われていることは意見であって、質問ではありませんので、町長は答える必要はないと思いますので、質問は質問ではっきりしてください。全く無関係な話ではないのですけれども、相当通告からそれていますので、意見表明は結構ですけれども、別な機会がありますので、質問は質問で厳格にわかりやすく質問するようにしてください。

改めて10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、災害時の伝達に対しての話なのですけれども、現在、まちでは、ファックスでということなのですけれども、今回のブラックアウト云々のときに、実際にあの地域で、厚真とかであった話として、やはりどうしようもない状況に置かれてしまって、後でわかったというようなことが起きているようにも聞いているのです。

それで、ぜひ先ほど言った集まりをしてくださいということの中にも、お友達ができると、今のSNSですか、そういうものを使って連絡網をつくる、それがここで言っているメーリングリストということなのですけれども、それらも生かして使うために、皆さんにそういう集まりもぜひお願いしたいということを話をしたつもりなのですけれども、これに対して、やはりしっかりとした支援対策というのが必要なのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

聴覚障がい者のみというふうなとらえ方でなくてお答えさせていただきますが、まちとしての基本的スタンスは、どんな障がいをお持ちであろうと、社会参加をもちろんできるような体制支援、そして安心して住めるようなまちにしていこうということは大前提でございますので、さまざまな障がいを持ちながら生活されている方に対しましては、まちとしてできるだけの支援はこれからも引き続き行ってまいりますし、また、新しい支援制度が求められる状況

であれば、それらにも応えていけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 教育長にお伺いしたいと思います。

学校図書、非常にこれからの学校の運営に対しては重要なツールだということは、学校へ出かけて、先生に聞いても、やはりこれから重要なポイントなのですよね、そしてそれを充実させていくのは学校運営者の責任というか、そういうことだということも含めて言われていたのですけれども、28年の図書標準についての調査というのが文科省でなされているのですけれども、これが上富の場合は小学校が2校未達、中学校は未達となっているのですけれども、これについてどういうふう考えというか、どういこうことこういうふうになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

既に議員のほうは御存じかと思いますが、学校における図書については、学校図書館図書標準というものがございます。それに基づいて、充足率がどうなっているかということが、未達、未達でないというお話だというふうに考えております。

28年度の未達、具体的に数字を申し上げますと、上富良野小学校では96.6%、上富良野西小学校におきましては134.8%、これは到達しています。東中小学校については78.2%、上富良野中学校については86.5%という率になっているところ です。

もともと学校図書館図書標準といえますのは、学校において図書館というのは昔から非常に重要だという位置づけをされております。それで、標準を決めて、それに向かって、それを目標としてそれぞれのまちで、学校で数をそろえてくださいという、そういう制度です。したがって、もちろん100%を目指して対応していくというのが教育長としてのスタンスだというふうに考えているところです。

なおかつ、10年ほど前から、学校においては特別支援学級というのが新しい制度として設けられました。それまでは、各学校には知的の教室というのが特別支援ということで一つあった。そのときにできた基準でありまして、結果的に新しい特別支援学級制度に変わってからの基準では決まないと。その中で図書標準というふうにとらえております。ただ、国のルールですので、国のルールに従って算定すると、今お話しした数字となっております。そ

れをまち独自として数字を置きかえている方法も今考えているところです。非常に特別支援学級、人数が1クラスで1人だとか2人だとか、そういう状況もあります。それが1学級としてカウントされますので、普通学級が6学級あって、同じぐらいの数の特別支援学級がありますので、いわゆる仮に普通学級が6学級、特別支援学級が5学級あると、11学級ということで図書標準が決められます。結果、それに対応できるということにはなかなかならないということも、この機会に御理解をいただきたいと思っています。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そのときの事情というのは、そういうことで自分としては理解したいというふうに思います。

図書の改廃とか図書の購入などについての委員会とか、そういうものは持たれているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 本の更新のことですね。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 図書の購入などについての選定委員というのは、それぞれの学校で設けられているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校において、図書の主任といいますか担当の先生がそれぞれのところにおります。基本的にはその先生が選書等を行うということになっていると思いますけれども、ただ、その先生が1人で決定するのではなく、各先生方の意見も聞きながら、委員会という形ではないと思いますけれども、当然、協議しながら選書等が進められているというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 先ほどちょっと聞くのを忘れてしまったのですが、図書に対しての5年間で1,000億円という地方財政の措置をしますよということを文部科学省はうたっているのですが、そのときに、それだけの特別にこういうことですよというのは教育委員会なり何なりに指示はあったのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

地方財政措置に関する御質問だというふうに思いますけれども、地方財政措置、文科省で図書について5カ年計画をもって、国として、例えば学校図書館の整備であれば、単年度220億円、5カ年間で1,100億円とか、そういうお金を財政措置して

いますよということで、パンフレット等で、研修会等へ行くと必ず文科省の役人が来たときにはそういうお話をされているところでもあります。これは参考のパンフなのですけれども、この中に、地方財政措置はあくまでも一般財源で地方が自由に使えるものであるということで、目安として交付がされているということで、こちらのパンフにも書いてあとおりでございますので、補助金のように特定財源として財政措置がさされているものではないということをお断りしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今のお話としては理解できました。

それと、学校への新聞の措置ということなのですが、答弁の中で、小学校への児童向けの新聞を配置していますというところでございますけれども、中学校では、特に今、必要性が高いということで言われているのですが、中学校へは新聞の配置というのはされていないのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

小学校にはしておりますけれども、中学校については、新聞の配置はしていません。なおかつ、学校の図書の予算枠につきましては、それら込み、どれを買いたいということで教育委員会が指示をして購入しているものではありません。学校が授業等に必要だという部分で、それぞれ、ある意味、お任せしている部分で、予算の配分をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これは少し残念なことなのかなというふうに思います。新聞に求められているものというか、新聞に学校教育として求めているものというか、それをなぜここで措置をしないという話になっているかという、選挙年齢が下がって、それを一つの選択肢、社会的な状況の選択というか、そういうもののために新聞を置かないというふうにしたというようなことをお伺いしているのですが、そこはどのように考えているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が持っている資料では、ちょっとニュアンスが違います。学校図書館への新聞配置については、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることの重要性にかんがみ、発達段階に応じた学校図書館への新聞の配置を

図りたいというふうなことを書いてありまして、最近、家庭においても、新聞というのがなかなかないと。やっぱり家庭の協力なしに、新聞の重要性、というふうに予算を配分するかという部分も含めて、その中で学校のほうで判断しているという部分も御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それと、平成26年で学校図書館法の一部改正で、司書教諭とともに学校司書の必要性が認められて、法制化されましたけれども、これも学校へ行って話を聞くと、やはり学校によって、上富の学校の中でも、十進法をもって管理しているところと、全く十進法にはのらずに、皆さん書店へ行ったらわかるように、あいうえお順とか、そういうようなことでの著者の本が置いてあったりとか、上富でもそれはばらばらなようなのですけれども、そういうことからいっても、学校での、答弁の中にもありますけれども、重要なところだというふうに認めて、配置に向けての研究、検討を進めているといころでありますということがありますが、もう既に実行されている学校などへ行って先生たちが見ても、本当に子どもたちに学校図書館に来くなるような、それに加えて、やはりレイアウトなどもきれいにされていて、みんなが入りやすくというようなことをしているということを知っていますから、この研究、検討というところできちんとどめるのではなくて、ぜひ人材を求めてほしいというふうに思います。教育長、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁させていただいたように、あくまでも配置に向けて、現在、研究、検討を進めているということでございます。あくまでも配置に向けて考えているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 目標としてですけれども、来年度ぐらいには予算的な措置ができるようにという意味合いでとらえてもいいのでしょうか、配置に向けて。

○議長（西村昭教君） 答弁は要りませんね。

教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

同じようなお答えで申しわけないのですけれども、年度についてははっきりお話しはできませんけれども、配置に向けて、今、研究、検討をしているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） なぜ急がれる必要があるかということ、残念なことに、行って、余り書棚が空いているからと思って話をしたら、申しわけないのですけれども、みたいなことも含めて、リストには上がっていると、本の数は。でも、並べきっていない。それはどういうことかということ、やはり図書を預かっている先生に負担をかけるがゆえに、それを強いるわけにはいかないのだという話がされたのです。そして、実際に見てみたら、購入した月日も入っていない、寄贈されたものなのか、学校の印もついていない、図書の貸出カードも入っていない図書が書棚に並んでいる。これは自分が見たときに、本当にこの本がここに並んでいていいのだろうかと思う、それは個人差がありますから、何とも言えないのですけれども、そういうような本が管理されないで書棚に入っているということ自体が起きるような状況だということを考えると、本当に学校司書を置くということは、やはり全体管理からしても重要なことなのだなということを目の当たりにさせられましたので、ぜひ学校司書を置くことをお願いしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

○10番（高松克年君） はい、要らないです。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

○10番（高松克年君） ありません。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、3番佐川典子君の質問を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告しております2項目の質問をさせていただきます。

1、風疹の予防接種の助成について。

平成25年6月の定例会において、まちとして風疹の予防接種の助成をしてはという一般質問をさせていただきました。その後、7月1日から、妊娠を望む人などを対象とした風疹ワクチンの予防接種の費用を助成することになりましたが、5年が経過したことし、また全国的に風疹患者が2,000人を超えるなど、感染が広まっており、道内においても札幌や苫小牧などで感染者がふえてきていることか

ら、いま一度の感染を防ぐための予防措置が望まれています。

上川管内では、平成30年11月18日現在の感染者は認められていないものの、交流人口がふえる年末年始を控え、早急にその対応を考えなければならない時期にきています。

国の制度で接種年代のばらつきなどが見られ、そこを埋めるための地方自治体の対応も今回限りになると思われますが、まさに国が制度を明らかにするまでの間を埋めるまちとしての対応を伺いたいと思います。

また、妊娠を望む人や、その夫などへの風疹ワクチンの予防接種の費用の助成と、風疹をはやらせないための周知の対応などについても伺いたいと思います。

2項目めは、高齢者社会参加ポイント制度の導入を考えてはという内容です。

人口減少により、さまざまな業種で人手不足が進んできています。これまで地域力の低下を下支えしてくれていた地域ボランティアの存在すら減少傾向になるのではと危惧されるところです。

そこで、高齢者の社会参加によるポイント制度の導入をすることにより、健康づくりの活動参加やボランティア活動、町内のNPOの活動などに参加した場合にポイントをつけ、そのポイントで商品券と交換できるという内容のもので、その導入により、生きがいがづくり、介護予防、さらには健康寿命の延伸につなげることができると考えられます。

生き方の多様化が進む中、新たな社会活動参加への意欲と個別目標をつけられることへの満足度や達成感も得られると考えられます。そういう制度も今後の高齢化社会対応の意味において必要だと思いますが、これについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの風疹の予防接種の助成に関する御質問にお答えいたします。

風疹は、風疹ウィルスが飛沫感染によって起きる急性の発疹性感染症で、ことしは全国的に感染が広がっていると報告されております。幸いにも、現時点においては富良野圏域での流行の兆しはみられませんが、妊婦、しいては子どもを守る観点から、重要な課題だと認識をしております。

まちでは、妊娠する可能性の高い方や妊娠中の方の家族の方につきましては、ワクチン接種の記録及び風疹の罹患歴等の確認を行っていただくとともに、北海道の助成制度を利用し、積極的に風疹の抗体価検査を受診していただくよう、広報11月10

日号において周知、啓蒙しているところであります。

議員御発言の風疹ワクチンの予防接種に向けた支援策につきましては、ワクチン接種の有効性は理解しているところでありますが、抗体価検査での実態を把握した上の予防接種が望ましいと考えておりますが、本日、厚生労働省から、現在39歳から56歳の男性を対象に、2019年から2021年度の約3年間、全国で原則無料でワクチン接種を実施する方針が示されましたことから、これら対応できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの高齢者社会参加ポイント制度の導入に関する御質問にお答えいたします。

高齢者の社会参加に対するポイント制度についてであります。さきの村上議員への御質問にもお答えさせていただいておりますが、今後のボランティア活動につきましては、支援いただける方と支援が必要な方が互いに満足していただける仕組みづくりが必要だと考えております。

また、高齢者の社会参加や生きがいがづくりにつきましても大きな課題としてとらえているところであり、高齢になってからも住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、高齢者自身が支えられるだけではなく、支える役割を担うとともに、地域活動へも担い手として参加していただき、幅広い世代の中で生きがいを見出していくことが大切であると考えているところであります。

また、高齢者の健康づくりにつきましては、個々により身体状況が異なることから、その対応は多岐にわたると思われ、ポイント制度による勧奨につきましては、十分な検討が必要であると思われることから、高齢者への共通施策として取り組めなくても、個々の状況により有効であると考えられるものにつきましては、今後研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 答弁をいただきました。私も町報は見させていただいております。その中に、中央のほうに書いてありました、抗体価検査で抗体価が低かった場合は任意で予防接種を受けることをおすすめしますというふうに書いてありました。この任意という言葉なのですけれども、予防接種において任意という言葉が使われてしまうと、私は感染は広まってしまうのかなというふうに思っているところなのです。任意というのは、心のままにとか、自由意思に任せますという、そういう意味でございまして、これについて、まちとしての対応はどう

いうふうに考えているのかということを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の、予防接種についての考え方についてお答えさせていただきますが、御案内のように、予防接種については任意の接種と法定によります接種とあることは御案内だと思いますが、任意の接種という定義づけられております症状につきましては、国の責任において、任意であることで対応できるというような判断のもとに、任意接種というふうに位置づけられているというふうに考えております。逆に定期接種につきましては、きちんと国民全体が必要な方について接種を受けていただくことが必要であるという判断に基づいていると思いますので、しっかりとその辺は定義が分かれているものと理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 私は、以前にアガサクリスティという作者の映画を見たことがございます。これは大女優の一ファンが、風疹にかかっているにもかかわらず、その女優に会いに行ったのです。それで、何年か後にその女優さんの子どもが先天性の障がい、風疹の症候群ということでかかって、病気になったと。その女優さんが、自分が何年か前に妊娠していたときに、その女性が風疹にかかって、私が移されたのだということが、そのとき、何年か後に初めてわかったのです。それで殺人が起きてしまうという内容だったのですけれども、私は、何年かたってからそういうふうに気がつく、そういう不幸なことにもなりますし、感染を受けた人が一生の重荷を背負っていく、そして感染させた人が何気なく平然と生きていく、この矛盾をその映画では描いておりました。

現在は風疹の予防接種が大切だということは結構皆さん広まってはきていますよ。でも、逆にある意味、今の時代だからこそ、もしかしたら自分が移してしまったなと感じたときの悲劇というか、そういう人も今後は生まれてくる可能性もあります。30%とか50%の人が発症すらしないうまま、自分が感染していることにも気がつかない、そういう状態の人もあるということをやまず理解しないといけないというふうに思うのですが、今、道の助成で、抗体価検査ですか、それは上富良野町はやっていると。だけれども、つい先ほどのホットなニュースで、国が助成をしていただく。期間は2019年からというふうになっていますけれども、その間、それはどういうふうに考えるのか、まちでどういうような対応を考えているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

国が本日示しました2019年4月以降の対応につきましては御案内のとおりでございます。国におきまして、一貫して風疹に対します対処の仕方といたしましては、関東圏を中心といたしまして、5県が非常に流行患者が多いという実態を踏まえて、その該当する県に対しましては積極的に抗体価検査を受けるように進めてくださいと。あるいは、それ以前には、全国的にそういった厚労省から道に対してもあったふうに聞いております。

しかしながら、その中でも一貫として述べられているのは、あくまでも任意で接種を受けていただくことをすすめてくださいというような状況でございます。そして、当初の答弁でもお話しさせていただきましたように、とりわけ私どもの住む地域におきましては、そういった流行の兆しも見られないということで、春までの対応はどうかというお尋ねがございましたが、抗体価検査を受けていただいて、低かった方については任意で接種を受けていただくことをこれからも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 道の補助で、今、抗体価検査の助成がありますけれども、抗体価検査というのは費用はどのぐらいかかるのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の、抗体価検査にかかわる費用でございますが、1回6,700円というふうにお伺いしております。これについては、道の富良野保健所のほうで取り扱いをしていただいております、接種医療機関については、町内においては1医院、富良野圏域では2医院が協力医院ということで登録していただいておりますので、そちらのほうで受診していただくようにおすすめしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 上富良野の1病院というのはどこですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 町内の開業医である渋江医院でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 抗体価検査が低かった人は受けてくださいということですよ。その受けてく

ださいということで、私は、まちとして補助を出してほしいという内容なのでございますけれども、ワクチン接種については大体どのぐらいかかるのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ワクチン接種につきましては、風疹につきましては一つの接種でございますので、病院によってもちょっと価格は異なると聞いておりますが、約5,000円から6,000円程度というふうに聞いております。ただ、風疹だけではなくて、はしか、麻疹、風疹という2混のワクチンも御用意がございますので、そちらのほうですと約1万円というふうに聞いてございます。

なお、協力医院のほうからお伺いしている情報は、かなり抗体価検査を受けに来られる方は、やはりそれを予防しようということで抗体価検査を受けに来ておりますので、その後、低ければ、皆様ワクチンの接種につながっているというふうに情報を聞いております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 抗体価検査は道の補助があるので、まちで受けてくださいと。でも、同じ富良野沿線、同じ保健所管轄で、ほかのまちでやっているのに、うちのまちが補助できないというのは、私はちょっとおかしいというふうに感じているところなのですが、平成26年2月8日だったと思うのですよね、たしか健康づくり推進のまち宣言をされました、かみんで。私も出席させていただきましたけれども、やはり町民の意識が高いということは本当にうかがえておりましたので、それはもちろん推進してあげて、うれしかったですよね。でも、他市町村で補助をやっているにもかかわらず、上富良野町でやっていないということは、私はどうも納得がいけないのですよね。15市町村が独自の助成をしているというふうに書いてあるのですけれども、旭川、芦別、名寄、富良野、鷹栖、東神楽、当麻、比布、上川、東川、美瑛、占冠、和寒、下川、幌加内の15自治体が、妊娠を希望する女性や、その配偶者などを対象に独自助成を行っている。私はここに上富良野町の名前がほしかったなというふうに思っているのですよね。

以前の25年でしたか、私が質問したときの6月の定例会ですけれども、そのときにも、1週間後ぐらいだったのですけれども、北海道新聞に、富良野と上富良野町が風疹の予防接種のワクチンを助成すると。それで、中富良野町も来月に予防接種を始めると、そういう記事が載りました。私はこのときもうれしかったのですよね。うれしいって、そういう

歓乐的なうれしいではなくて、健康づくりを推進するまちとして、これは本当によくやってくれているなど感動ぐらい覚えたものなのです。

今回、この風疹がはやりまして、他町村で補っているにもかかわらず、上富良野町で抗体価検査、道の補助を使ってやっていますよという案内しかなく、自治体としての助成というのが一切ないということで、今ちょっと本当に何なのだろうというふうに思っております。国レベルでは、今、きょう、本当に厚生労働省でこういう指示が出たということも、私はすごくうれしくは思っています。オリンピックが開催されるだとか、いろいろな海外交流だとかあるし、年末にかけてもいろいろな人の出入りがあるわけですね。そういった意味において、上富良野町にとって独自にやるということに関して、もう1回、ちょっと伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の、風疹の予防接種に関します御質問にお答えさせていただきますが、まず、基本的に現在、医療機関、あるいは保健所等を通じまして、この地域でははやっていないということをまず前提に御理解いただきたいと思います。

そういった中から、国におきましては、今、御発言ありましたように、オリンピックまでに風疹を撲滅したいというような、そういう政策的判断も今回働いているのかなというふうに理解をしているところでございます。

また一方、上富良野町だけがなぜそういった助成の仕組みを持たないのかということに関しましては、御案内だと思いますが、今、列举いただきました多くの市町村につきましては、私が見聞きする範囲におきまして、当町も平成25年には一斉に予防接種を進めるような制度設計をして、接種をいただきました。そのときに、当町におきましては、時限で制度化いたしまして、26年で効力を失うような制度設計をしております。現在、佐川議員のほうから述べられたような市町村につきましては、そういう有効期限の設定がないまま、たまたまその当時の制度が残っていたと、そういうような実態も実は伺っているところでございまして、ただ、そういうことを利用して、希望される方は接種、その制度を活用しようというような流れかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） おっしゃることはわかります。でも、インターネットでも調べさせていただきましたけれども、ほかのまちで風疹の抗体価検査、

先ほどの道の補助の部分がありますけれども、それは無料です。それで、麻疹、風疹混合ワクチンの接種も助成をしておると、そういうふうなところがたくさんありました。請求も、自分で接種に行つて、その後、事後の報告でまちが助成するという対応をしているところがたくさんありました。

健康づくり推進のまちとうたいながら、ここら辺は、患者がいるとかいないとか、そういった部分の判断基準は、私はちょっと風疹に関しては、それはちょっと本当に予防されていくのかなと、逆に不安になってしまいますけれども、ほかのまちでできることで、うちのまちができないというのが、そこら辺がちょっと理解できないのですが、その辺についてもうちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、助成制度のあり方について申し上げますと、それはそれぞれの各自治体において、その状況に応じて判断されるべきものと考えております。当町におきまして、今、御質問にありますような、風疹についての予防接種の必要性が町民共有の思いとして、あるいは行政課題として今とらえていかなければならないような客観性がある場合には、これは何も私ども否定するものでもありません。そういった、これによらず、あらゆるそういう行政課題について、どういうふうに行政としての主体性を示すかということについては、そのときどきの状況に応じて適切に判断するものというふうに私は常々思っておりまして、今回、御質問にありますような風疹の抗体価検査、あるいは予防接種等に対するまちとしての対応については、今それを施策として取り組む状況に客観的にはないという判断に基づいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 思いが伝わらないということがあると思うのですよね。他町村ではやっているにもかかわらず、まちでそういう事例がないから、今そういうふうにはなっていないのだというお答えだと思うのですけれども、ほかのまちでも事例があるから、ないから、やっている、やっていないということではないと思うのですよね。感染するというのが、どういうふうに感染していくかわからないからこそ、国でも慌てて対応されたのだと私は認識しているのです。2次補正でこうなっているのだと思うのですけれども、だからこれから上富良野町で間を埋めるためのまちとしての責任においてこういうことを助成しますというようなことをうたうのとうたわないのでは、健康づくりのまち宣言をしたまちとしての責任において、それはちょっとずれてくる

のではないかなというふうに思うので、それで聞いているのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 佐川議員、意見を述べるのは結構ですけれども、質問ですから、今、意見を言ってもだめですから。質問ですよ。質問に対して町長は答弁するのですから、納得できないのはわかりますが、町長は何回も言っているのです。ですから、質問をしっかりとしてください。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） それでは、自治体でできないという、まちの方向性が、何が足かせになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどからの答えとかなり重複するかと思いますが、現在、客観的に見て、この上富良野町において、風疹に対する予防接種への助成、あるいは抗体価検査についての支援という制度を、今持ち合わせる状況にないということの客観的な判断から、そういう今申しておられます来年の春までの対応については想定していないというふうに申し上げてるところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） それでは、まちで対応してくれないということでございますので、次に、ボランティアに関する質問をさせていただきます。

高齢者の社会参加については、質問の中でもさせていただいておりますし、前に質問しておりましたほかの議員もいらっしゃいますので、余り重複しないような感じで質問をしたいと思いますが、今現在、上富良野町の教育関係とか観光関係、また、福祉関係で、ボランティア、一部有償というのがありと思うのですけれども、このほかには何かありますでしょうか、有償のボランティアというのは。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の、ボランティアにかかわる有償ボランティアの実態についての御質問にお答えいたします。

私が今、有償ボランティアの実態について確認できているのは、郷土館の日曜日、祝日の管理、観光ボランティア、ファミリーサポートの体制、これも登録制ではございますが、利用料という形での、会員登録とあわせて制度化しているというふうにお伺いしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） この間もラベンダーハイツ

にちょっとかがったときの話なのですけれども、日赤の方だとか、いろいろな女性部の団体の方がボランティアをされております。これは本当に年に数回にしかなくないのですけれども、やはり人手不足がございますし、地域の人たちがこれからいろいろなところに参加しやすい、そういった意味においては、このボランティアでポイントをつけるというこの取り組みをしている自治体がふえてきております。1時間の活動で1スタンプを押すと。1日に2時間以上でスタンプを押すとか、そういういろいろな方向性を持って、まちづくりにも参加しやすいボランティア制度のポイント制度ということで作られているまちがふえてきていますが、先ほども伺ってはおりますけれども、今後、社会福祉協議会と連携をして、そしてその後押しをしていくということなのですけれども、社会福祉協議会にもある程度の予算が、今も大変になってきているという中で、まちとしてどのようにかわっていくのか、もう1回伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の、ボランティアに関します御質問にお答えさせていただきます。

現在、このボランティア活動をどのように有効に働かせていくかということを社会福祉協議会と協議を行っているところでございますが、村上議員のときにもお答えさせていただきましたが、やはりボランティア活動に参加しようとなさっている方と、支援を受けようとする方と、どうも今までのところ、残念ながらしっかりとマッチングがなされていないということが課題として浮かび上がってきております。

そしてさらに、ずっとかねてから私、申し上げておりますが、このボランティア活動の中に、今後のボランティアのあり方として、有償ボランティアというものをしっかりと根づかせたいということを大きく課題として社協のほうにも申し上げております。こういったことが定着いたしますと、お願いをする方もわりと肩を張らないでお願いをしていただけるのではないかな、いい関係ができるのではないかなというふうに期待しておるところでございます。先ほど村上議員にも申し上げましたように、ボランティア活動をしていただく方を広く求めるための制度としてのポイント制度というようなことを、そういったことに活用することは現在考えの中にもございませんが、多くの、私が知る限りでは、ポイント制度というものを活用している町村につきましては、ほとんどが介護支援に関しての制度かなというふうに理解しておりますので、今後の社協との協

議の中で、そういったことがまた浮かび上がってくれば、検討の対象とさせていただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 私もいろいろ調べたのですけれども、ガイドラインというものがあって、そのまちで、それを担うように進めているということがございました。大概のまちが介護ボランティアです。私は、やっぱり一番先に手掛けるのは、介護ボランティアから進めていくのが一番いいなというふうに思っております。いろいろなボランティアもありますけれども、先ほどおっしゃったように、観光ボランティアもやっておりますし、読み聞かせだとか、いろいろな郷土館のところもありますけれども、やはりこれからの高齢化社会においては、まずそこから入って行って、そのガイドラインに沿った補助制度だとか施策のあり方とか、ポイントのあり方とかも多分あると思うのですよね。だから、そういうところを参考にして、まず進めて行って、やみくもに全部のボランティアというふうにやってしまうと、広がり過ぎてしまって、前に進みづらいと思うのですよね。考慮するのはいいのですけれども、検討するのもいいのですけれども、余りに時間がかかり過ぎていると、これから、今本当はボランティアに参加できた人たちが、参加できないまま、自分が高齢になって、ボランティアを受ける立場になってしまうとか、そういうこともございますので、できれば早く、意識を高めるボランティア制度というのは必要だと思うのです、高齢化社会で。ぜひこちら辺についての、他町村を参考にされてはどうかと思いますが、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたが、私いたしまして、今後のボランティア活動の、特に福祉部門、あるいは介護関係につきましては、かねてから私は有償ボランティアというものの導入というものを目指しているところでございます。介護支援においてのポイントということは、多くの町村が商品券、あるいはお金に換金できるというような仕組みを持ち合わせているようでございます。お金に換金できるというようなことを、言いかえれば有償ということでございますので、ほとんど共通するのではないかなということで私なりに理解しておりますので、今後、ボランティアのあり方の中での有償ボランティアという制度が上富良野のボランティアとして定着すれば、それが見方を変えればポイント制度

というようなことと同義的な意味を持つのではないかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番佐川典子君の一般質問を終了いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時19分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年12月11日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 金 子 益 三

署名議員 北 條 隆 男

平成 3 0 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 町の一般行政についての質問
- 第 3 議案第 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第11号 上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第12号 上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第13号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例
- 第 9 議案第 1 号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
- 第10 議案第 2 号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 3 号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 4 号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 5 号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第 6 号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第 7 号 平成30年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 8 号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第15号 財産の取得について（総合行政システム）
- 第18 認定第 1 号 平成30年第3回定例会付託 議案第8号 平成29年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 2 号 平成30年第3回定例会付託 議案第9号 平成29年度上富良野町企業会計決算の認定について
- 第20 発議案第1号 議員派遣について
- 第21 発議案第2号 日米物品貿易協定交渉に関する意見について
- 第22 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長谷川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
農業委員会会長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	林 敬 永 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	北 越 克 彦 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
農業振興課長	狩 野 寿 志 君	建設水道課長	佐 藤 清 君
農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	教育振興課長	及 川 光 一 君
ラベンダーハイツ所長	北 川 和 宏 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
-----	---------	-----	-----------

主 事 大 井 千 晶 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 竹 山 正 一 君

9番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政についての質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 私は、さきに通告しております2点、町長にお伺いしたいと思います。

今年度の気象災害に対する町の対策についてお伺いいたします。

まず1点目は、上富良野町の今年度の異常気象による農業部門の被害総額は幾らぐらいになる見込みか。

2番目、これらの被害に対する支援対策は。

それから3番目は、JAとは別に町独自の支援策

は。

この3点について、まずお伺いします。

2項目めは、河川、道路、橋、側溝等々の公共施設等の改修、修理の目安である優先順位の決め方についてお伺いします。

町は、今後ますますインフラ整備に多額の投資をしていかなければならないと思いますけれども、町民生活の中で不便と感じるところは、早急に対策をしなければなりませんと思います。

1点目、誰が優先順位を決めるのか。

2番目、何をもって優先順位を決めるのか。ルールがあるのであれば、例えば道路の町道の場合、2番目、橋の場合、それから河川の場合、4番目は建物の公共施設の場合、これらの点での優先順位についての考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

12番中瀬議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの今年度の気象災害に対する町の対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

ことしは、融雪が早く、耕起作業や播種作業が順調に進み、出来秋を期待していたところでありますが、6月以降の日照不足や低温などにより、米麦、豆類、スイートコーン、てん菜、カボチャなど作物全般に生育不良が見られ、その後の長雨により圃場が乾かないことなどにより、適期防除にも支障を来し、さらに、その後は一転して高温状況となり、根腐れなど高温障害を受け、バレイショ、てん菜、豆類、タマネギなど多くの作物に被害が発生した状況にあります。

1点目の今年度の農業部門の被害額についてありますが、特に米麦やカボチャなどの野菜類、さらにてん菜の被害が大きく、まだ最終的な収量の把握はできておりませんが、現段階での農作物被害見込額としては、約5億9,000万円程度と推計しているところであります。

次に、2点目と3点目の町の支援対策につきましては、関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

現在、JAふらのでは、来年の3月までを受け付け期間として、低利の融資資金である農業経営緊急支援資金の対応を既に実施しており、町といたしましては、それらに対する利息と保証料について支援を講じてまいりたいと考えております。

また、中山間事業で行っております農地災害減災対策事業や排水対策事業によりまして、小規模な土地改良事業が行われております。これらにより表土の流出防止や排水促進等の一定の効果が出ており、

被災軽減につながるものと思われることから、引き続き事業を継続し、来年の営農活動に支障が生じないよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目目の公共施設の改修等に関する２点の御質問につきましては、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

まず、町では、道路、河川等において日常の維持補修については、町民生活に支障を来さないように適時対応しており、改修等における優先順位の考え方につきましては、まず、道路におきましては、毎年現況調査を行い、さらに春先の土のう設置数やクラック、凹凸などの調査を行い、その評価結果を分析した上で、健全度などにより順位を決めて整備を行っております。

次に、橋梁におきましては、橋梁長寿命化修繕事業により近接目視調査及び診断を行い、判定基準により健全度の低い橋梁から計画的に修繕を行っているところであります。

次に、河川におきましては、国の普通河川に対する整備補助制度がないことから、大雨などにより被害が発生した場合は、公共施設災害復旧事業や単独災害復旧事業により整備を進めております。

なお、現在、これまでに行了しました大雨等による被害箇所や今後被害の発生が予想される箇所の調査をもとに河川整備計画を策定中であり、今後はこれらの計画に基づいて整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設の建物につきましては、建設からの経過年数や劣化状況及び建築基準を満たしているかなどを総合的に判断し、庁内で調整を図り、適時整備を行っているところであります。

なお、組織としての最終的な判断につきましては、町長において行っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 今、質問に対する答弁をいただきましたけれども、まず最初に、今年度のいわゆる農業気象災害、これによる被害が、非常に今までにない被害が出ているということは、町長も当然認識はされていると思いますけれども、このような形の気象災害というのは、私も五十五、六年、農家をやっていますけれども、経験はしたことがありません。被害があったとしても、特定の作物が悪くても、ほかの作物がある程度カバーをしてくれる、そういったような形で被害があったわけで、ことしのような形で全作物がほとんど余りよくないといったような被害は、本当に私も経験がないわけで

すけれども、ことしのような気象災害による農業被害がこれだけ多く出たことに対しての町長の考えをまず先に伺っておきたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １２番中瀬議員の今年度におきます農業の被害等についての私の考え方についてお答えさせていただきますが、これまで、私も同じ農業者として５０年近く営農活動してまいりましたけれども、どちらかという、今までですと寒冷時における農業被害が、この北海道においては顕在化していたということに対して備えてきた、品種改良も含めまして、地力増進等を通じて、冷害に対する備えは一定程度確立されてきたのかなと理解しております。

しかし、ここ近年の被害傾向を見ますと、ゲリラ豪雨あるいは長期の降雨、さらには異常高温といったような今までにないパターンの被害傾向だなということで、それらに対する技術的な品種改良、あるいは、これまで寒冷地作物と言われていたようなものは、果たして今、そういうことに適応する気象条件になっているかというような、これまで想定していたような形の農業被害でないというふうに推移してきていると思います。

今後におきましては、これらの現状に合わせた被害軽減対策を講じていく必要に迫られるのかなと。とりわけ、共通して私なりに言えるなと理解しておりますのは、やはり圃場の条件整備と排水対策、これに尽きるのではないかなという感じが今抱いているところでございます。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） ９月の定例会のときに、町長はたまたま入院をされていまして、そのときに同僚議員もことしこういう異常気象に対しての町の支援はどうなるのだということの質問をされております。そのときの被害総額で報告されたのは、今よりも１億３，０００万円ほど少ない金額だったわけですが、今、答弁をいただいた中では、今の段階で５億９，０００万円ぐらいの被害総額になるということですけれども、これらの被害総額に対する、現時点で、先ほど利子補給、それから保証料については支援を行っていきたいという答弁をいただきました。恐らく現時点では、まだ借入金額は確定をしていないと思いますから、多分、保証料だとか利息についてはわからないと思います。でも、この保証料と、それから利息については、今までも町で助成をしております。その前の平成２６年でしたかね、そのときもやっていますよね。そのときの借入れ金額に対する保証料と利息は幾らぐらいになっているか、わかりますか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいまの１２番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

過去に利子補給のほうの助成を行いました。平成２１年には２４件の５，２００万円の融資額、２２年には５８件で２億３，３００万円、２３年が３０件、７，３００万円の融資がありまして、その利子補給等を行っております。

毎年変わっていくところもございますけれども、本年度の助成額で話しますと、平成２２年度に対しまして、本年度は６１万３，０００円、平成２３年につきましては２６万円の助成を行っているところでございます。約１０年ぐらいありますので、２２年ですと６００万円ぐらい、２１年ですと約２３０万円ぐらいの利息補填になるのかなというふうに思っております。利息と保証料と込んでの金額になってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 今、ことしの分については、まだ恐らく借入れ金額がわからないので、今までの借入れ金額に対しての利息と保証料について話を聞かせていただきましたけれども、今の現時点で、ＪＡのほうでの借入れ金額はどれぐらいになるかということを把握はしていますか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま１２番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、先週の７日の日の時点で、２４件、１億２，０００万円の融資額の申し込みがあると調査しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 今の時点で１億２，０００万円の借入れ希望があるということで、これよりふえるか、減ることはないと思いますけれども、これぐらいの金額ベースで利息、保証料、これらを、今までの例からいって計算すると、例えば今の１億２，０００万円ベースで計算したときに、利息と保証料は幾らぐらいになると思いますか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいまの１２番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

借りの方は５年から１０年と、結構いろいろな方がいらっしゃいますが、推計で計算したところ、１０年間で約４５０万円の助成になるかなというふうに推計しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 先ほど聞いた金額というのは、単年度の金額ですか。先ほど聞いたのは、利息、それから保証料が６１万３，０００円とか２６万円とかって言われましたよね。それというのは、単年度のいわゆる保証料と利息なのですか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま１２番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しました６１万３，０００円というのは、単年度の助成になります。１０年間の分につきましては債務負担行為で、今ちょっと資料がございませんので、後ほど資料のほうを提出させていただきたいと思います。

以上です。

答弁させていただきます。失礼しました。

○議長（西村昭教君） 中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 私は、自分の耳を疑ったのですけれども、先ほど答弁いただいた６１万３，０００円と２６万円という話、私、聞きましたけれども、それってどうなのですか。

○議長（西村昭教君） 後ほど答弁いたさせます。

１２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 町長からの答弁をいただいたときに、いわゆることしのような災害に対して、先ほどから言っております利息と保証料の支援はしていきたいという答弁をいただいております。その次に、中山間事業等々で排水対策だとか小規模な土地改良事業を行って、災害に対する支援をしていきたいという答弁をいただきました。でも、冒頭から私が言っておりますとおり、ことしの災害、この被害というのは、過去にないような被害だと思います。そんな中で、利子補給とか、例えば保証料、それから小規模な土地改良事業というのは、その事業をやらなければ、その恩恵を受けられないわけです。基本的には。お金を借りなければ利息とか保証料のあれも受けられない。そして、土地改良事業も、土地改良事業に取り組まなければ、その恩恵を受けられないのです。

だから、私はこの際、言わせていただきたいのは、農家にとっては今までにない被害を受けているわけです。ですから、町として、いわゆる農家の方々に、何とか薄くても広く支援をする方法はないのかということをまず町長に伺いたかったわけですよ。そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １２番中瀬議員の、ことしにおきます農業の減収についての対応についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、仮の数値として押さえております、先ほど申し上げました

被害の想定額、５億９，０００万円程度と申し上げました。これは直接作物の販売にかかわります減収額というような押さえ方をしておりまして、今後、農家の経営体としての収支に関しましては、御案内のように、今後、減収に伴います共済制度がきいてきますので、共済金による補填、さらに、今、御案内のように、作物の構成形態というのが以前と変わっておりまして、品物の価格は、特に国際化をにらんだ政策になっておりまして、非常に低額になっております。今後、各作物に対しまして、交付金等が億単位で農家の皆さん方に交付されること等を考えると、先ほど課長のほうから現在の融資申し込みの状況をお知らせさせていただきましたが、２００数十戸の農業者の中において、現在２４件の融資申し込みという状況を考えますと、農業者の体力が一定程度できてきているのかなというふうに理解をするところでございます。特に、今、農業振興課につきましては、農協の中に事務所を持っておりまして、農業者の生の声が毎日聞こえる環境でございます。そういう中で、とりわけ緊急的に経営支援につながるよう要望等が寄せられているというような状況も、また支所からも伺っておりますし、今後もしそういうような状況があるものだいたしますと、それに対応したことを検討することになるかと思いますが、現状においては、そういうふうな状況が感じられる状況ではないということで理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 今後においては、いわゆる国からの助成金というか、いろいろなものが入ってくるのはわかっております。

それから、共済金については、３年前のときには、年内の早期支払いがされたのです。ところが、ことしについては、共済組合に問い合わせましたら、ことしはそういうことはしませんという回答でした。ですから、年内に共済金が入る作物と年明けに入る作物とがあるということは、基本的には、お金は間違いなく入ってくるのだけれども、その間のいわゆるつなぎ資金がありますよね。そのつなぎ資金を借りたときに、つなぎ資金に対しても、それは対象にはならないということですね。今の利息とか何かについては。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １２番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

つなぎ的に融資を受けたものについては、制度上、対応する制度でございませので、今のところ、それらに対する助成というものは想定していませんのでございます。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 農業に限らず、町長は町の中の全ての業種に対して、いろいろなところに光を当てなければならないということでのやりくりをするわけですから、農業部門だけをどうのこうのとは私は余り言いたくありませんけれども、でも、上富良野町の第１次産業は農業、これはもう間違いない事実でありますし、農業者が１人、２人減ることによって、この町の第１次産業の人たちが減っていく。これは非常にこれから大変なことが起きると思いますので、何とか一人でも脱落者が出ないような形の支援策をしていただきたいというのが私のお願いでありますし、それから、例えば、先ほどからも言っていますが、答弁をいただいた以外の支援は余り考えていないということでありましたけれども、何とか考えてほしいのは、一般的に我々営農する段階で、各農家が皆さん必ず肥料は使っています。先ほど最後のところに、来年度の営農に支障がないように取り組んでまいりたいと考えておりますというふうな答弁をいただきました。来年度の営農に差し支える部分というのは、一番先に立つのは、やっぱり営農に一番影響するのは肥料代とか種子代とか農薬代とか、そういったものが一番先に投資をしていかなければならない。そういったものに対して何とか少しでも、こういう年ですから、考える余地はないのかなということをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １２番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、ただいま御質問いただきましたような来年の営農に支障を来すというような、そういう客観情勢が判断され、あるいはそういったような声が寄せられてくるような状況を迎えたときには、必要な対策を講じることは検討していく必要があると思いますが、現時点におきまして、そういうような状況にあるというような判断にまだ至っていないところでございまして、今後、年末が迫る、あるいは年が明けて営農準備が始まるというような段階の中で、そういう状況がもし生まれてくるといたしますと、また検討の対象になるのかなということは想定いたしますが、現時点ではそういう状況にないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） １２番中瀬実君。

○１２番（中瀬 実君） 町長も御存じのとおり、今、ふらの農協は組勘制度がなくなりました。組勘制度がなくなったということは、もとは１２月さえ乗り切れば何とかなるという時代もあったのですよ。ところが、最近は、自分の経営は自分で何とか

頑張ってやらなければならないという状況になってきている。これは悪いことでなくて、いいことなのですけども。それを逆に言うと、年は越せたのだけれども、資金ショートしてしまうということも考えられるわけですね。そういったことでの営農が続けられなくなる場合もあるかもしれない。だから、そういった部分での支援があってもいいのかなというふうに思っているのですけれども、今の答弁からいくと、そういったことには余り考えていないのだということですけども、再度お伺いしますけれども、こちら辺も考える気はないということですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

これまでの答弁と重複する部分もあるかと思いますが、ことしの決算、さらには来年に向けての営農準備等、そういったものを総合的に各経営体の農家の皆さん方が組み立てた中で、今回24件の融資の申し込みがあったということでございます。それは、まさしくことしの決算、さらには来年の営農に向けての準備等があるから、そういう融資を申し込まれているというふうに考えておりますので。そして、現在お聞きしている段階では、離農に結びつくような事案は、ことしは、減収はしているけれども、離農に至るような状況が生まれるような客観情勢にはないというふうに農協の支所からも伺っておりますので、万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） いろいろな事情はありますし、その対応の仕方もいろいろあると思いますけれども、もしそういうような事態が起きたときには、町のほうでも対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、2番目の道路とか河川とか建物のインフラ関係の優先順位のことについてお伺いします。

答弁をいただきました。その中には、町民生活に支障がないように適宜に対応していきますと。改修等については、優先順位の考えについて、いろいろな場面が考えられるというふうに思っております。例えば、橋の場合。長寿命化のことをするために近接目視調査をやっているということでもありますけれども、今、町には40何橋の橋があるというふうに認識しておりますけれども、今早急にやらなければならない橋は何橋ぐらいあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の

早急にやらなければいけない橋の数ということでありますが、現在、近接目視を平成28年から30年、ことしまで3カ年で114橋、調査を行っておりまして、その中で今現在、成果としては、30年度分はまだ仕上がってきておりませんので、その部分の中で過去の28年、29年の部分につきましては、ランク1が健全ということではありますが、健全については55橋。それから、2が予防保全段階という形でありますけれども、これが18橋。3というのは、早期措置が必要だという段階が、これが4橋ございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 早期にやらなければならない橋というのも何橋かあるということでしたけれども、我々がわからないのは、これは業者が目視点検やっているわけですね。そのポイントが、ポイントというか、いわゆるこの部分がこうだから、こういうふうに橋を今早急に直さなければならないという、一番ウエートを占めている部分があるからこそそういうふうになっていくと思うのだけれども、そこら辺が我々ちょっとよくわからない部分が多いので、こういうところがまず第一優先だよという部分が多分あると思うのですが、そこはどういうふうな形が考えられるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の橋梁等の維持補修につきましての御質問にお答えさせていただきますが、これは専門の知識を有した調査会社が、それぞれ1橋1橋、近接目視点検をしていただいているところでございます。そして、その点検項目は多岐にわたっておりまして、私にも写真つきで報告が上がってきておりますので、これは一部分を捉えてここで判断するというようなことでなくて、総合的に判断しているようでございます。

そういう中で、さまざまな点を考慮して、そのランクをつけているというふうに私も承知しておりますが、特にどの損傷ぐあいをもって優先順位が高くなる、低くなるというような、そういう調査内容になっているものではないというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 一応、目安というのがなければ、当然修理とか補修とかということにならないわけですね、基本的には。だとすれば、やっぱりポイントがあると思うのですよね。通常であれば、橋の利用形態とか、そういったものもいろいろな形で計算されていく。人が余り通らない橋、

しよっちゅう通る橋、そういったものの中で、当然優先度合いは変わってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そういったことを我々は知りたいわけですよ。だから、そこら辺は、加味されている中のどの辺に位置するのかということをちょっと教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の劣化度の状況といいますか、判断という、目安ですね、その部分について御説明いたします。

まず、橋につきましては、上部工がございます。その部分についてひび割れが入っていないかどうかという細かい確認をとっております。それから、下部工もございます。これも同じくコンクリートにひび割れが入っていないか。それから、伸縮継ぎ手とか、いろいろ細かい部分がございます。これについて判定の基準がしっかり国で示されておりますので、それをもとに調査して判定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） わかりました。橋については、そういった形で国の基準、そういったものがある。それに対応して点検しながら、そして改修していくということで理解をさせていただきます。

次に、河川の場合についてです。河川については、いわゆる町河川ですよね、町が管理している。この部分につきましては、先ほどの答弁にもありましたけれども、河川整備計画を策定中であります。今後この計画に基づいて整備を図っていくという答弁をいただきました。このようにやっていただければ間違いのないのですが、最近、町長も先ほど災害のときのことの答弁にありましたけれども、局地的なゲリラ豪雨とか、最近、本当に水が極端に一気に出てくる。これは河川が、水が多過ぎて、水の量が吐け切れないと。そのときに一番問題になってくるのは、護岸とか何か大事なのですが、その川の中に生えている雑木が、いろいろなものが流れてきて、それがひっかかって、そこがせきとめされて、いわゆる護岸が崩れたり、そういうことが起きているケースが結構多いのですよ。ですから、河川整備計画の中に雑木や何かの関係をきちっと処理するものは入っているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の河川整備計画の項目についての御質問でございますが、まず、河川整備計画という、現地を確認しまして、構造物、積みブロック等もございます。また、いろいろな構造物もございますが、それを含めて、

それとあわせて雑木も全部確認して、どのような順番でやるかという分を今後決めていくような形をとっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、答弁いただきましたように、それをやっていただければと思いますけれども、たまたま、いわゆる町河川でない道河川、そういった感じの管理をしている土木現業所等々の今の河川の改修のときの考え方というのは、雑木を処理するときに、ある程度景観に配慮して、その雑木を何本か残すわけです。ところどころ。これは確かに景観に配慮して残すのはいいですけども、町の河川についても同じようなことを考えてやられるのかどうかを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の河川計画では、まず、残すということは、考えてはおりません。ただし、地域の方が、これは残してくれという部分がもしあれば、それは残す形はとりたいと思いますが、今のところ、残すということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 河川の関係の雑木については、本当に町の河川でありますので、そういう国の方針とは別個の考えで整備計画を進めていただきたいと思います。

次、道路の関係ですけれども、道路というのは、我々、毎日車で通ったり歩いたり、いろいろ利用させていただくわけですが、非常に最近道路状況が悪くなってきている。これは全町的に見て悪い状況になってきております。

これも優先順位の関係でお伺いしたいのは、基本となる部分、いわゆる町道にも1級、2級というのはあるわけですが、そこら辺のところですね、きちっと調査をしながら、交通量とか、そういったものを全部加味しながら、そういったことでの優先順位をつけられているのか、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の道路の優先順位の関係でございますけれども、今、調査を行っておりますのが、平成29年に調査を行いまして、その中で、まず、土のうの数とか、それからクラックの状況、凹凸の状況等も含めて、交通量調査となると相当莫大な金がかかりますので、これはしてはおりません。状況によって、例えば幹線道

路であれば、街路決定道路を幹線道路としたり、あと補助幹線道路、それから生活道路とかという、そういうような区分をして、ランクづけをして、評価をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 道路にしろ川にしろ橋にしろ、いろいろなことを修理していく場合にはお金がかかりますので、いわゆる町民生活に支障のないような形での順位をつけてやっていただくのが基本だと思いますけれども、我々、町民にしてみたら、意外とわからないのですよね。その優先順位というもの。それで、例えば、いろいろな住民会とか、いろいろなところから、例えば道路関係について要望、何とか早くやってくれとかって、そういう要望が上がっている例もあると思います。

そんな中で、例えば、今やらなければならない道路の改修は、特に今やらなければならないのは何本ぐらいあると。その中に、今後何年間の間ぐらいにはこれはやるようになると思いますよという目安を示してもらうことはできるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の道路の整備に関しましての御質問にお答えさせていただきますが、道路整備につきましては、優先順位というように、まず前提を持って判断いたしますと、どちらが先なのだ、後なのだというようなこととなりますが、むしろ日常の町民の皆さん方が生活する上において、春先でこぼが生じたり、そういうことで通りづらいというようなものは、日常の維持管理の中では、そういったところに対する優先は極めて高いというふうに思います。一方、計画的に整備をする幹線道路、それらについては、多くの道路整備というのは、一財だけでは対応できないことから、さまざまな補助事業を活用しての道路整備ということになりますので、計画上はこういった幹線の整備を中長期的に図っていきたいというような計画は持ち合わせておりますが、しかし、補助財源の所管いたします省庁の事情によって、その順位が逆になったりということも既にある関係上、あらかじめこの路線は何年度までに整備したいというようなことまで具体的に地元の皆さん方や関係者の皆さん方に御説明するような、そういうめどというのはなかなか立ちづらいという状況の中で、ある部分は現実的な対応を伴いながら、計画的なことと含めながら、整備をさせていただいているのが実態でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 私は、平成27年の12月の議会のときに、この道路の関係で質問させてい

ただいたわけなのです。そのときに町長の答弁があります。これは、地域の要望や現場の状況を考慮し、優先順位を決め、年次計画を持ちながら実施しますという答弁を私はいただいております。とすれば、年次計画を立てているのであれば、その年次計画に沿っているものについては、おおよそこれぐらいの時期には、この道路についてはある程度のめどがついているのだから、それを来年やりますよと言えなくても、この何年かの間にはできますよということをもってもらってもいいのではないかなという気がするのですが、この辺はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、住民会長さんとの協議、あるいは地元の道路の関係者との協議、意見交換、主には住民会長さんとの懇談会等がメインになるかと思いますが、そういった機会を通じて、お尋ねがあればお答えさせていただいておりますし、全町的に、中期的にこういう順位をもって整備を進めていきますというようなことは、公表はしていないのが実態でございますが、それぞれ地域課題に対しましては、日常的に担当課を通じて情報提供をさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ぜひとも、そういった形で情報提供をしていただきたいなと思っております。

続いて、建物関係についてでありますけれども、公共施設というのは町にたくさんあります。全て年数がたてば、いろいろと建てかえをしなければならないような状況になっているものがあると思いますけれども、今、上富の町の公共施設の中で、これはどうしても今すぐやらなければならないという建物は何かあるのか、まず確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、対象とする施設に対する判断によって大きく左右するところでございまして、町が所有いたします公共施設、相当数ございますが、我慢すれば我慢できると言い切れますし、また、一日も早く改善、改修を必要だとすれば、それもまた一理あるかなというようなことで、なかなか定義づけするのは難しいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 多分そういう考え、くれていると思っていましたけれども、いずれにしても、建ててから年数がたてば、建物は必ず老朽化してきますよね。老朽化することによって、判断を間違った

らすごくお金がかかる場合もありますよね。ですから、やはりある程度、築年、何ぼぐらいたっている、それから利用が非常に多くて、非常にその建物が劣化をしている、そういったことをいろいろ考慮しながら判断をするのだと思いますけれども、場所によっては、物によっては、何十年たっても意外と傷んでいないものもありますよね、確かに。だけれども、そういうことになる、その判断基準が意外とわからない、またわからないような、そんなふうになるのだと思いますけれども、建物についても、先ほどから橋とか川とか道路とか、そんな関係と同じように、町長の今の段階では、どこがどうだから建物を建てるとか、優先順位をどうこうするということは言えないということなのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般論でしか申し上げようございませんが、まず基本的には、その施設等について、利用上、安全性が脅かされるようなものについては、これはもう言うまでもなく、その安全性を確保するということはまず最優先で判断しているところでございます。

また、関連いたしますが、その施設を利用して事業を行う上において、その目的を達成するために非常に障害を生じるような破損箇所があったり、戸があかないとか、そういうような實際上利用にたえない状況を迎えたものについては、これは当然優先的に整備をするようになろうかと思えます。あと、一般的な塗装が剥がれてきた、少し電気が暗いとか、そういったものについては、かなり幅を持った中で判断させていただいているのが実態でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） いずれにいたしましても、答弁いただいた中で、いわゆる庁内で調整を図って、適宜整備をしていくということが基本だということでもありますので、それらのもとに町民の皆さんが不便を感じないような形での整備をしていただきたいというふうに思っております。

そこら辺のところを、この関係で全体的なことでもいいのですが、町長の今後の対応についての考えをお伺いしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、我々、町といたしましては、やはり住民の皆さん方の生活上、安全を確保できるような道路、あるいは河川、橋、施設も含めて、まず安全を確保するということは普遍の最優先事項というふうに捉えております。

先ほどと同じような答弁になりますが、それらを充足、満たした後は、やはり快適に使っていただけるような道路であったり、橋であったり、施設であったりと、そういうようなことを目指している状況でございますが、何分にも限られた財源の中でそれらをやっていかねばならないという、非常に私といたしましては、じくじたる思いを常に持ちながら計画させていただいております。

いずれにいたしましても、道路全てを含めると数百のものを維持していくことになっておりますので、非常に限られた財源の中で苦慮しながら進めておりますが、重ねて申し上げますが、住民の皆さん方の安心・安全は最優先に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 先ほど質問で、後で答弁をするという項目がありますので、今、答弁をいただきます。

農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） 12番中瀬議員から御質問ありました、過去の利息補給について御答弁させていただきます。

まず、平成22年の高温多雨につきましては、平成30年度の支出額で61万3,354円になります。これまでの助成額と今後の支出額の見通しですが、約1,300万円の見通しとなるところでございます。

続きまして、23年の集中豪雨につきましては、本年度の支出額が26万72円。これまでの助成額と今後の助成額の見込みとしまして、380万円になる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、6番金子益三君の質問を許します。

○6番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長にお伺いいたします。

まず初めに、今年度、西日本豪雨に始まりまして、多くの災害に見舞われました。道内におきましても、9月6日に発生しました胆振東部地震によりまして多くの人命が奪われまして、また、当町におきましても、それに関連する死亡事故が発生したことに対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、いまだ不便な生活をされている多くの皆様に、一日も早いもとどおりの生活ができることを強く御祈念申し上げるところでございます。

さて、その9月6日に発生いたしました胆振東部を震源といたします、北海道を襲いました未曾有の地震の影響によりまして、北海道全土を襲いました

長時間の停電、いわゆるブラックアウトで、我が町も最大で41時間から42時間にかけての停電の被害がありました。幸いにしまして震源から離れていたことに加え、発生時期の気候が比較的穏やかな時期と重なったことで、我が町には大きな被害というのはもたらされなかったことでございます。しかしながら、今回は想定ができなかったことが実際に起きてしまい、近隣や道内のほかの自治体やさまざまな機関から支援要請等も受けられないという事態が現実となって起きてしまったことでございます。

災害発生から停電、そして全面復旧までのこの間の町の対応については、まことに迅速で、かつ的確であったことにつきましては、昨日の同僚議員も述べておりますが、大きく評価をするところでございます。特に、虚弱高齢者や独居高齢者世帯への対応、また、幼児を持つ自衛隊官舎世帯等への対応などはまことに顕著でありまして、日ごろから災害に対する的確な備えと対応があったからと考えるところでございます。

また、今回の停電によりましてさまざまな公共施設での課題点というものが浮き彫りになり、早速その対応が所管によって図られ、当該年度で対応するもの、また、次年度以降に整備が必要なものなどを整理しているところと聞き及んでおります。

そこで改めまして、今回の事案を教訓といたして、いかなる場合においてもライフラインの確保のための電源の優先を教訓として、以下の備えが早急に必要と考えておるところでございますが、その対応についていかがでしょうか。

一つ目といたしまして、現在、大型の非常用電源は役場庁舎、町立病院、保健福祉総合センターかみん、公民館のみの設置ということであります。今後の公共施設や、また、大型避難所となる施設への電源の確保についてはどのようにお考えでいらっしゃるか。

2番目、簡易水道もそうですが、下水処理施設など、いわゆる直接ライフラインとは関係のないところである施設につきましても、生活には大きく関与する施設がございます。それらの施設等への恒久的な電源の確保のあり方についてどのようにお考えをしているか、お伺いいたします。

三つ目といたしまして、住民会等で管理をするそれぞれの住民会館がございますが、現在、非常用のバッテリーというのを常設しているところとしていないところがございます。非常用の電源といたしまして、比較的安価で長期保存が可能な、近年出ておりますマグネシウム酸素バッテリーというものが出ておりますが、これらの備蓄が望ましいと考えますが、この3点について、災害時の電源確保という観

点から、町長にお伺いいたします。

2点目でございます。2点目は、関係人口の増加に向けた取り組みについて、町長にお伺いいたします。

今年度、町の10年ごとの進むべき指針となる総合計画が策定されまして、来年度の平成31年度から、上富良野町も第6次総合計画の前期にのっとりまして、さまざまな計画が予定される運びとなっております。

非常に行き先が不透明な時代の中、最も懸念されることは、やはり人口減少社会の到来でございます。その渦中に向けた計画の策定実行期間となることでもあります。

基本構想の中でも柱となる上富良野町の将来人口予測を、10年後の平成40年度で約1万660人と設定してあります。社人研の予測人口から鑑みても、この1万660人というのは相当厳しい数値となることが予測されておりますが、町もさまざまな計画を進める上では重要な数値であります。

現在、町もさまざまな定住・移住政策を図りながら、減少する人口に歯どめをかけておりますが、しかしながら、日本全体として人口が減少しております。加えて大都市集中化の流れというものは簡単にとめることが難しい社会となっております。北海道や他の県レベルでも移住政策を行っていたり、北海道内においてもさまざまな自治体が独自性を生かしながら移住人口をふやす活動を行っております。

残念ながら、我が町において、今のところ、極端に大きな成果というのは見られてはおりません。少しずつではありますが、我が町の魅力に御賛同いただき、ついの住みかとしてしまして上富良野町を選んでいただける方もいらっしゃる状況であるところではございますが、なかなか厳しい状況であります。

そこで、2018年から国も本格的に進めました関係人口の増加に向けた取り組みを我が町でも活用することが望ましいと考えるが、今後そのような取り組みに対して町がどのようにかわっていくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

実際にジオパーク認定に向けた具体的な事業といたしまして行っている現在の地域協力隊というものも、これも大きな関係人口の一つでございますが、これ以外で、これからの上富良野町のまちづくりの重要なファクターとなり得ることができる関係人口について、町としての施策があるかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの停電時における非常用電源確保に関する3点の御質問にお答えいたします。

今回の北海道内全域にわたる停電に関する状況につきましては、さきの今村議員にもお答えさせていただきましたが、特に広域的な長時間の電力喪失が与える影響については、深刻なものと認識をしたところであります。

御質問の1点目、2点目につきましては、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

今回の事象を踏まえ、御質問にあります避難所なる公共施設や、日常生活に必要な上下水道施設について、自家発電機を整備し、今後同様な事態が発生した場合、自家発電により通常どおり稼働できるようにすることが望ましいことは申し上げるまでもありませんが、長時間大容量を供給する自家発電の整備につきましては、多額の費用が必要なことから、それぞれの施設、設備に応じ、緊急時に対応できるための必要最小限な整備を図っていくことが現実的な対応ではなかろうかというふうに考えているところであります。

また、今回の事態を受け、電力の供給元となる北電におきましても、電力供給体制の課題やその対応策が種々検討されており、これまでよりもより安定した電力供給体制が整えられていくものと思われ、それらも踏まえ、個々の避難所の体制や対応力等を含め、現在、再検証を行っており、今後一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の住民会の会館へのマグネシウムバッテリーの備蓄に関する御質問ですが、近年、従来のガソリンを使用した発電機のほかにさまざまな電源装置が開発されており、その中で、ガソリンなどの燃料を使用せずに使えるマグネシウムバッテリーが注目されていることも承知しているところであります。

現在、町におきましては、電力確保に関連した防災備蓄品として、ガソリンを使用する発電機や乾電池などを整備しておりますが、今後、備蓄計画を見直す中で、これらについても参考にさせていただきたいと存じます。

なお、住民会みずからが管理する会館の備蓄につきましては、自主防災組織活動補助において備蓄品の補助施策もありますので、それぞれの住民会、自主防災組織の中で御検討いただいた上で、これらを活用した備蓄も可能かと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの関係人口の増加に向けた取り組みに関する御質問にお答えいたします。

本年度、国においては、地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の方々とともに、協働によりさまざまな実践活動等に取り組む地方公共団体を対象に、関係人口創出事業としてモデル事業を開始し、道内においても、このモデル事業を活用する自治体があることは承知しているところであります。

また、関係人口についての捉え方といたしましては、行政のみならずさまざまな分野において、多くの方がそれぞれの価値観等に基づき地方と関係を持つことで、地方に新しい発想や魅力づくりのきっかけづくりを行い、活性化につなげようとするものと理解をしております、これらにつきましては、現在、町が取り組んでいるさまざまな地域活性化の施策、事業とも通じており、この中でネットワークの拡大に取り組む等によって、結果として関係人口の増加につながるものと思われ、今後、皆さんと認識を共有し、事業に生かしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まず、1点目の停電時の非常電源でございます。

繰り返しになりますけれども、今回の大規模停電というのは、町に責任があるわけでもございませんことは大きくわかっておりますが、想定していなかったことというのも、1回起きるということは、また二度も三度も起きる可能性もあるということでございます。そういったことも重々町としても理解していると思います。

本当に役場の職員、大変すばらしい初動体制をとって、さきの11月26日にありました住民会長懇談会の中でも、時系列的にとられたこと等々も御報告されておりましたし、また、教育委員会や学校を通じた保護者等へのメーリングリストなど、非常に独自性のある情報配信というのも非常に評価するところでございますが、電源が切れると情報が切れてしまうということも非常に今回よくわかって、非常電源とは若干ずれてしまっただけで申しわけないのですけれども、防災無線の電池がなくなって単1、単2、単3、それぞれ全部使えるということがわからない町民が非常に多くて、ぜひ、あれは、ふたをあけて裏側をよく熟読すれば、これは単3電池でも使えるのだというのがわかるのですけれども、ほとんどの人は入っている電池しか使えないという認識しかなかったようなので、ぜひ、これは1から3まで全部使えますというような表記を全戸配布していただければいいかなというふうに考えております。

それは別なのですけれども、今回本当に大変幸運なことに、星空がきれいな、暖かい9月6日という

ところの停電でございましたが、もしもこの大停電がきのう、きょうのようなマイナス１０度以下のときに起きたということであれば、本当に今回すぐにとっていただいた弱者のような方を受け入れられますよというのは、問題なかったと思うのですけれども、そうでない方にとって、まず、暖房がとれないということは非常に恐ろしいことになるのではないかなと思います。

段階的に備えていくということもあるのですけれども、最低限、避難所に当たるところについては早急に、役場にあるような超大型のものでないにしても、そこに避難された方の暖房の電源を確保できるものについて、これは間違いなく整備が要するというふうに考えますが、まず１点、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ６番金子議員の電源喪失の場合の非常用電源の整備についての御質問にお答えさせていただきます。

その前に、例の戸別受信機の電池切れのことは、今村議員の御質問のときにもございましたが、ふだん電池の有無を点検されるという習慣が大幅低下していた実態は今回つぶさに感じましたので、いろいろな機会を通じて、常に点検をしていただくような啓蒙、周知等は今後も行っていきたいと考えております。

それから御質問にあります、まず今回の９月の事象のときにとっさに感じたのは、今、金子議員からお話ありましたように、これが極寒期であるとうなったかなということを当時想像いたしますと、まさしく背筋が寒くなるような思いを持ったところでございます。そういったことに対しても対応できるような仕組みが、今後の防災計画の中ではやはり避けて通れないということを今回痛感いたしました。それで、大勢の方々が避難してこられるような場所、それらについては、現在のところ、４施設以外につきましては、非常灯を点灯させる程度の非常に簡易な発電設備しかございませんので、これらについては、どの程度の容量を持った設備があれば避難時に対する対応が、暖をとることも含めて可能かといったことを、既にそれぞれの現場で現在検討しておりますので、それらがまとまった後において、最終的にどういうふうに予算に反映したような方向へ進めるか、具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、現在、御質問にありましたような内容について検討中だということで御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） ６番金子益三君。

○６番（金子益三君） たまたまなのですから

も、平成２８年にもぜひ電源車の導入をとということで、予言者ではないのですけれども、こういう大きな電源喪失の可能性というのはやっぱりゼロではないので、そういうようなものをぜひ備えてくださいというお話をしております。そのとき町長も、年次の計画の中で進めていくということであった中の大きな停電だというふうにも捉えております。

そこで１点、提言というか、お伺いしたいのですが、きのうの同僚議員、今村議員の質問の中にもありました、コンビニで車からの電源をとって炊き出しができたという事例等々もあって、今後において、いわゆる機動的な電源車ということで、役場の公用車をプラグインハイブリッドのＰＨＶ等々に入れかえていくことで、例えば、ちょっと離れた遠方の場所にもすぐに電源を供給できるというようなことも可能になると思うのですが、そういった計画というのはお考えであるかどうかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ６番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

ＥＶ車を活用した非常用の電源確保の電源車として活用するようなことについては、ここ最近、多く報道もされておりまして、その利用のしやすさ、あるいは利便性、そういったものについては私も便利なものだという認識は持っておりますが、現在、町の車をそういった車に置きかえていくかということにつきましては、車については特に更新時期をにらんだ更新となっております、今後、その車だけがあってもなかなか対応できないものですから、そういった周辺機器も含めてどのぐらいの整備費がかかるかといったようなことも検討しながら、更新時期を迎えたものについて導入できるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） ６番金子益三君。

○６番（金子益三君） プラグインハイブリッドの車は、そのままエンジンを回すだけで１００ボルトもとれますし、あいていけばインバーターのような安定器があればいいのかなということで、現に大手コンビニエンスストアにおきまして、そのＰＨＶ車から電源をとって御飯を炊いて、お弁当等々の提供をしたという事例もございますので、今まだ更新時期にないものを全部それに変えろとは言いませんから、やはり災害の起こる可能性のある町です、上富良野は。活火山十勝岳も抱えておりますし、また、近年の大雨の災害等々によって電源が喪失されることも考えられますので、ぜひこれは、更新時はそういったものにどんどん切りかえていくという考えが望ましいと思いますが、再度お伺いいたします

が、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、非常時に備えるためお対応といたしまして、電源確保のみならず、広い範囲で備えはどういうものが必要かということは、今、再点検をしておりますので、その一つのツールとして電源確保も非常に大事でございますが、他のものも総合的に少し整理をした中で、御質問にあるような電源確保方法についての今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 今回、私、質問が電源についてということなので、幅広くせず、電源のことでお伺いさせていただきます。

今回も対応の一つとして、大型のディーゼルエンジンだったりガソリンの発電機というものをリースして、各施設で対応したというふうなことも聞いておりますが、まず1点、今後において、町がそういった設備を常備することは難しいというのであれば、例えば大手のリース会社さん等々と協定を結ぶようなことは考えていないか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、さまざまな形での調達方法につきましては、そういった機器を有している事業者の方々と協定は既にさせていただいております。ただ、今村議員のときにもお答えさせていただきましたが、全道的な規模で電源喪失のような事態が起きるとなると、事業所のほうも、協定は結んではいるけれども、3台のものに対して5カ所からオーダーがあったときにどうしようかということが既に今回体験できましたことから、そこに100%頼っているということはなかなか難しいなと。よって、必要最小限であってでも、町が独自に確保しておかなければならないものもあるのではないかなというように今回反省に立ったところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） すばらしいことだと思います。やはり本来であれば、町が必要な台数を有して、それを備蓄することによって生命、財産を守っていくということが責務であると思いますので、もちろん協定は協定のまま残しておくことは必要でしょうけれども、そういったものに対して備えているということを確認できました。

3点目のマグネシウム酸素発電機というところでございますが、これは本当に最近出てきたものなのですね。仕組みというのは、塩水を、水でもいいの

ですけれども、入れれば、自動的に発電をしてくれるということで、工業用から始まったものなのですが、家庭用のものはまだ発電量が小さいということもありますが、若干高価ではありますが、工業用のものであれば、100ボルトで48時間程度の発電が可能というデータも出ております。

これは非常に安全で、無公害で、長期備蓄が可能という点から、会館等、なかなか人手がなくて、メンテナンスができないというところには、非常に有効な手段だと考えますが、こういったものの導入についてお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にありました、マグネシウムバッテリーについての御質問でございますけれども、まだ私も十分な知識は有しておりませんが、ただ、最近そういったものが開発されて、特に長期保存とか安全性、また、化石燃料を使わないというようなことでクローズアップされておりますが、なかなかまだ導入の決断をするかどうかというふうな、組織としての勉強がそこまでまだ行き渡っておりませんで、まだ現物も私見たこともございませんが、今後、そういったものの情報も取得しながら、検討できるものについては検討させていただきたいと思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ぜひ、研究していただいて、捨てた後も酸化マグネシウムは無公害でございますし、人畜無害でありますから、ぜひ勉強していただきながらやっていただいて。

御答弁にあった自主防災の補助金において備えてくださいというののもあるのですけれども、私もちょっときのう改めて見直したところ、自主防災だと20万円が上限で8割補助ということで、いわゆる住民会等々の負担も大きくなることも考えられますので、こういったハードに関しては、ぜひ町で整備していただけるほうが望ましいのではないかなと。その後のメンテナンスだったり何だったりというのは住民会のほうでも構わないと思うのですけれども、当初のものについては、これは町が備蓄するものだと思いますが、ちょっとその点、御質問させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、御質問いただいたときに想定させていただきましたのは、懐中電灯の少し大きい程度、そういったものを想定されているのかなという前提でお答え

させていただきましたので、備品として備えるようなものという想定しておりませんでしたので、こちらこそ失礼いたしました。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） 町のいわゆる災害時におけるライフライン確保の電源確保についての考え方、非常に理解できましたので、こちら、引き続き進めたいと思います。

関係人口のほうで再質問させていただきます。

上富良野町の11月末の人口が1万801名ということで、役場の1階にも張り出されております。

実際状況、今の社会状況、それから少子高齢化等々を鑑みて、10年後に1万660人になっていくことが本当に望ましいのですけれども、相当、これは上富良野町だけではないと思います。オール北海道で。ふえるところは札幌、千歳、恵庭、町村で言えばニセコだったり、東神楽だったりとか、一部の自治体しかふえないということが明らかにしているところでございます。

御答弁いただいたのですけれども、関係人口の捉え方というのが私と若干差があるのかなと思ってのですけれども、町が今現在取り組んでいるさまざまな地域活性化の施策の事業のどこの部分で何が通じて、どんなネットワークの拡大をしているのかというのが若干ちょっと、まだ私も見えていない、明確でないところがある中で、結果で関係人口がふえるというのは非常に危険な考えだと捉えるのですけれども、いま一度、いわゆる観光客の交流人口ではない、また、定住していただいた定住人口でもない、いわゆる間であるファンクラブのような交流人口というものに対して、町はどのような定義で考えていらっしゃるか、まずお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6 番金子議員の交流人口につきましての御質問にお答えさせていただきます。

当初のお答えでもお答えさせていただきましたように、町といたしましては、関係人口というものの捉え方につきましては、既に継続して取り組んでおります、まず、皆さん方になじみのある事業で申し上げますと、定住・移住対策、あるいは近年取り組んでおりますふるさと納税制度、あるいはふるさと会、あるいはジオパークを通じての体験、そういった活動全てが、ひいては関係人口につながる素地を備えている事業だと。それをそういうような事業と同類に定義して、これらの事業を関係人口という捉え方を持って拡大、そして、町に対していろいろな意味でかわかりを持っていただくように、定着する関係者になっていただくようなことを想定して事業を進めることによって、委員から御質問のような関

係人口と捉えていくことはできるというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） 結果として、いわゆる上富良野町に全く興味、関心がなかった人が、さまざまなきっかけ、また経験値から、ここは本当にすばらしい町なのだということで、最終ゴールが定住になるということは、もちろん間違いではないですし、ぜひ望むことでもあります。現に定住していただいている方には大変感謝を申し上げるところでございます。

いきなりそうではなくて、今、国でも示しているのは、あたかも階段を上るかのごとくのステップを踏むことによって、いわゆる第2のふるさととか、わかりやすく言うと、本当にファンですよ。この上富良野町には住んではない。ここで生活はしていないけれども、しかし、町とかかわることは非常に望みたい。例えば、イベントには手伝いたい。もしくは、今いう、ちょっとおくれた事業でありますけれども、そこの特産品を購入したい。また、ふるさと納税を行いたいとかという、そういうさまざまな、いろいろな角度の人等々とのつながりというのを少しずつ濃いものにできるものという捉え方だと思うのですが、この間、個人の事業等々、また、趣味の団体の皆さんのその仲間のネットワークというのは、これはどの町でもあるのです。しかし、それらを顕著化させて、やはり町が音頭を取って、そういった人たちについての、いわゆるインセンティブとか、ちょっと優位性を持たせることによって、なお大きく前進して、町とかかわりを持っていただけると。こういった動きというのが、やはり人口減少社会で、大都市に集中化している中において、国も何とか地方のよさを引き出そうと。

そういった中において、上富良野町はそういう素地がたくさんあります。いろいろな同僚議員もこの間、一般質問等々でもたくさんこの町のいいところも言っておりますし、それを生かしたまちづくりの提言もされております。今こそ、2018年度から総務省もこの事業に2億5,000万円程度の予算をつけて動き出した、まさに元年になっているところでございます。いち早く、これらの情報等々、アンテナを高くして、町の取り組み状況というものを事業化して、いわゆる定住人口を奪い合うところではなく、関係人口を膨らませることによって町の力をつけるということが必要だと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6 番金子議員の御質問にお

答えさせていただきます。

この事業が総務省のほうから打ち出されたときに、正直申し上げて、私は、これは北海道になじむ事業とはならないと、そんなふうに捉えて今日まで来ております。と申しますのは、いろいろ私が見聞きする中で、三大都市圏、要するに大都市圏の中で、子どもの教育だとか環境教育だとか、あるいは地域のコミュニティーの諸問題とか諸課題、そういったものを、その大都市の周辺部の田舎の地域とかかわりを持つことによって、高齢化が進んだ地域が生き生きとしてくるのではないかと。そしてまた、都会の人たちがそことかかわることによって、また新たな人生観を得たり、生きがいを感じたりするのではないかというような、私としては、そういうようなところが今回の事業の出発点だというふうに理解をしております。では、この広い北海道で、こういう小規模自治体がほとんど占める地域において、頻繁に人が行き来するような、そういう関係人口というものをベースとしたまちづくりというのは現実的かどうかということを私なりに考えたところでございますが、うちの町として、現実に上富良野に関心を持っていただいたり、興味を持っていただいたりする方々の刺激を受けながらまちづくりをどうするかということについて、先ほど申し上げましたように、現在実施している事業の中で、それらの価値に対する位置づけもしていけば、私は、それは共通するものになるのではないかなという理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） もしかしたら、町長と私と若干考えのところの最初のスタート点の相違があるところなのかもしれませんが、逆に、北海道だからこそ、関係人口の優位性というのはあるのではないかと私は捉えているのです。例えば、現実問題、子育て世代の人であったりとか、労働している人たちというのは、やはり地方でなりわいを立ててということは非常に難しいと思います。いつとただ遊びに来る場所ではなく、やはりそこに何らかにかかわりを持って、ここで何かやっていきたいということのその関係性を深めていくことが関係人口でいいと思うのです。ずっと住み続けてもらうことも必要ではないですし、それから、ただ通りすがり、富良野、美瑛の観光をしてきたその流れによって買い物してくれたということではなく、やはり訪れたことによって、ここに何らかの刺激を受ける。

例えば、夏の間、遊休農地を借りて農業をしたいという方、実際にいらっしゃいます。そういった方も私は関係人口の波及する大きなことにもなっていると思いますし、例えば、町で行っているさま

ざまなイベント、自分の趣味を通じて、それに携わっていらっしゃる人たちというののもいらっしゃいます。そういった人たちを個々で発信するのではなく、やはり町として、上富良野町としてはそういった方を大きく受け入れるのですよという、その素地を町がつくることが、いわゆる人口減少でちょうど生産人口的な部分、また、消費人口的な部分が減っていく社会においては、これは非常に有効な手段だというふうに私は捉えておりますが、町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、いろいろな形でこの地域と、必ずしも相手が大都市と限ったものではございませんが、関係人口というような定義を持ってかわる人をふやしていこうというような試みを否定するものではございませんが、しかし、そういった取り組みに対するウエートのかけ方、それらにつきましては、今、地元で活躍されている方々の活動をしっかりと支えていくことによって、おのずとネットワークも広がっていく期待も持てますし、関係人口をふやすというような前提を持った取り組みということになりますと、また観点が変わりますので、今、それを前面に打ち出したような事業展開というのは、うちはまだそういう機運にはなっていないというふうに思いますし、果たして町民の多くの皆さん方が、そういった関係づくりをこれから期待するものとして捉えていただけるかどうか、これからもう少し町民の皆さん方の御意見を伺うことも必要というふうに現在認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 済みません。私の質問の仕方もまずかったと思うのですけれども、今まさに町長がおっしゃるように、関係人口のための旅行ツアーをつくりましょうとか、そのために予算をつけましょうとかということをしると言っているのではなく、今まさに、本当にまさに町長がおっしゃっていただいた、例えばサイクルツーリズムであったり、いろいろ健康づくりで歩いていらっしゃる方だったり、また、例えば、うちの町は駐屯地ともかかわりがありますから、部隊のOBとのいろいろな人等々となつながりがある人たち、山登り等々を通じてこの町とかかわり合う人たち、そういったものが小さいイベント等々もやっているのも事実でありますし、そういったところを町としてちょっとずつ、またちょっとずつ応援していく。表立っては、うちの町はやはりそういう町にとっての関係人口という

言葉を前に出すのがいいかどうかは別としてですけども、上富良野町にゆかりがある、上富良野町に関心、それからふるさととしてかわりを持ってくださる方について、非常に受け入れる町ですよということを全面的に出すことによって、それが結果として関係人口の増加につながっていくことの醸成につながるというふうに考えます。

ですから、町もいろいろ、今まで町長は何例か挙げていただいたことも、やっているのも事実です。ただ、それが単発の事業でなっているというところが非常に残念ですので、それらを集約的というか、いわゆる関係人口という大きな袋でくくって、町としてはそういう人口をどんどんふやすことの、受け入れられる町ですよということを前もって出すことが肝要と考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に価値の判断の問題ですので、こういった御提示いただいておりますような関係人口という考え方について、どのように位置づけるかということの価値判断もあろうかと思います。私といたしましては、現在、作業をさせていただいておりますが、来年の4月からまた新しい定住・移住計画がスタートいたしますが、そういった中にもにじませていくつもりでおりますが、やはり上富良野町に関心を持っていただくような機運醸成、環境整備、そういったことも新たに今後重要な施策として述べていくつもりでございますが、私的には、先ほど申し上げましたように、関係人口というような関係を少しずつ強固にして、やがて定住に結びつくようなことは理想ではありますが、それだけの猶予もないと。率直に申し上げて、とにかく定住人口を確保するというのが私としては大命題だと思っております。少なくとも上富良野町で生まれ育って教育を終えた方が、上富良野町でこれからは生活をしていただけるような状況づくりというのが、まず私としては、今、目の前に迫った大命題だというふうに考えておまして、そういった政策を進める中で、議員から御提案ありましたような関係人口というものがベースにあることも必要かなということは共有できるわけでございますが、私としては、まず目先の課題に向かっていくことが、どちらかというと気持ちの上では優先しているというふうに御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 町長おっしゃるように定住人口がふえることが、本当は一番望ましいことです。しかし、非常に現実問題として難しいです

ね。定住についてもなかなか難しいですね。本当に我々が年を取ったときに、我々は誰に見てもらえるのかという心配をする世代がだんだんふえてくるのではないかとというぐらい、移住よりも定住も地方については難しいということの中で、そういった中で、いわゆる関係人口というのは何が強いかなというと、ボランティア要素を非常に含んでいるゾーンなのですね。本当に短期であっても、自分の好きな趣味のところであるかもしれませんが、そのスタッフになって一緒にまちづくりに参画できるということでは、地方にとっても、決定的な切り札になるわけではございませんが、非常に過疎として悩んでいる町においても、また、人口がそんなに減っていないところでも、大きく取り組んでいるところもございます。

現に総合計画に入れている自治体というのも、町村でも176ありますし、全国都道府県、政令を入れますと409のところが、関係人口に関する取り組みというのも現実にもう行っているところでございます。

6総の前期の部分はお示しいただいているところでございますが、後期の中で町長が掲げる定住・移住の政策に加えて、関係人口ということも盛り込んでいくお考えがあるかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の思いの中にやはりありますのは、関係人口ということの定義づけも大事でしょうが、強いてそういったようなことを少しクローズアップさせるとしたら、上富良野町のみならず、この富良野エリアが広域的に魅力を持っていたらいいような、あるいは地域とかかわっていただけるような方々について発信をしていくということは、これは方法としてはあるかなと思います。

ただ、先ほどと重複しますが、この事業自体が、私は、総務省の思いとしては、そういったターゲットは多分大都市だと思うのですが、大都市の皆さん方を受け入れようとする自治体のことをおもんばかりで制度設計したのではなくて、むしろ田舎とかかわりたいというような人がいっぱい潜在しているよと、都会には。そういう人たちに対して受け入れる体制をそれぞれ自治体でつくってくださいと、つくりませんかというような関係かなと思っているものですから、なかなか私どものような一自治体が、そういったことに対する対応を図るということは、これは相当ハードルがあるなというふうに思っていますし、関係人口をある程度の柱として打ち立てる

ことは、可能かどうかということは、もう少し研究してみないと何とも判断しようがないというのが率直な私の現在の心境でございます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） 一方で、町長が今おっしゃるように地方のための施策ということもあるでしょうが、やはりそこは我々、どちらかというと都会から見れば人口面では弱者になりますから、近隣で言えば東川町さんもこれに取り組んでおりますし、NPO で言えば旭川の西神楽のNPO もこれらにいち早く取り組んで、成功事例等々もあります。ぜひ、人口をふやすという観点から、さまざまな角度で研究をしていただきながら、何とか人口を目標人口に近づける、その幅としてのツールと、使っていくことが非常に大切だと思いますが、先ほどちょっと済みません、6 総の後半のほうにこれらの考え方を盛り込むかどうかというところ、ちょっと聞き逃しましたので、それについて伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6 番金子議員の御質問にお答えいたします。

6 次総の後半の後期計画の中で、これらについて位置づけていけるかどうかという御質問でございますが、まだそれを判断するだけの知見は積んでいないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6 番金子益三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は 11 時といたします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、11 番米沢義英君の質問を許します。

○11 番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました 4 項目について質問いたします。

1 番目には、防災対策についてであります。

北海道胆振東部地震の発生で全道的にも停電が起きました。町民の生活にも少なくない影響が発生するなど多くの課題も見えてきました。例えば、下水道処理の機能低下、クリーンセンターの稼働停止、断水が一部で発生する、在宅酸素利用者や高齢者への対応としての避難所の設置など多様な要求が求められました。

避難施設では、一部に自家発電が設置されていませんでした。また、情報発信では、独居高齢者宅な

どに設置されている緊急電話が機能しなくなるなどの問題も起きました。生活に必要な災害情報は防災無線などでも発信されていますが、多くの方々が携帯電話など多様な情報の配信を必要と感じていました。また、避難所開設などでも課題が多く残ったように考えます。

今回の地震発生による停電の影響は数日間で済みましたが、長期化した場合、厳冬期に発生した場合など、条件が異なれば対応の仕方も異なるのだということが改めて感じさせられたものであります。

また、今後の防災対策に生かすべき教訓等も多数あると考えますが、以上申し上げ、この間、住民会長会議に提出された文書では、今回の停電に伴う公共施設の影響と対応、避難所開設の状況等について、今後に向けての対応については調査し、課題を整理中とありましたが、知り得る範囲でよろしいですが、その具体的な内容について伺いたします。

次に、保育士、幼稚園教諭の確保について伺いたします。

町には、幼保連携型の認定こども園があります。地域にとっても、子どもの成長を支え、子育て中の世帯が安心して仕事に専念できる大事な施設であります。

しかし、各施設においては、職員の確保が非常に困難になっていることを聞きました。その要因としては、少子化の問題、大学や専門学校を卒業した後の就職先を選択する条件として、人口規模の大きな自治体を選ぶ、あるいは、さまざまな優遇制度がある施設を選ぶなどであります。各施設においては、就職先として選択してもらうために実習生などの受け入れにも努力をされています。しかし、思うような保育士や幼稚園教諭の確保ができないというのが現状で、話してくれました。

保育施設は地域の子育ての拠点施設として重要な施設であり、保育士、幼稚園教諭の確保は欠かせない課題と考えますが、町として、現状をどのように把握しているのか。また、将来、町で保育士、幼稚園教諭として仕事をしてみたいと希望する学生などに対して、奨学金制度を設けるなどの検討も必要だと思いますが、答弁を求めるものであります。

次に、公共下水道の汚泥処理について伺いたします。

公共下水道で最終処理された汚泥が農業者の複数の団体や個人に委託されています。稲わらなどを混ぜて堆肥化を進めているのが現状であります。

しかし、燃料代の高騰や除雪経費など諸経費がかさむ傾向にあり、現状では採算がとれないということの話も聞きます。採算のことを考えれば、一般の

堆肥を購入したほうが安上がりで、やめようと考えていることもあると言っていました。しかし、この間、町においては、多くの支援をいただいております、協力もしていただいていることを考えれば、そう簡単にやめるわけにはいかないと悩んでいたというのが現状であります。

以上のことを申し上げ、次の項目について伺います。

1、利用者が汚泥の堆肥化において、採算割れが起きないような経費の負担の見積もりをすべきではないかと思いますが、現状についてお伺いいたします。

二つ目には、汚泥処理を専門業者に委託した場合との現況のコストの比較について伺います。

三つ目には、農業者が諸事情で汚泥処理の限界が来たときの対応についてお伺いいたします。

次に、国民健康保険税の引き下げについてお伺いいたします。

国民健康保険は、我が町においても約3割の世帯が加入するという制度であります。しかし、高過ぎる国民健康保険税が町民の暮らしを苦しめているという実態もあります。

全国自治会、市長会、町村会などでは、ほかの医療保険より保険料が高く、負担の限界が来ているとし、国の公費負担増で保険料の引き下げを求めています。また同時に、制度の見直しでは、ほかの保険制度にない均等割などの見直しを求めているというのが実情であります。

私は、3団体が国民健康保険料や税、あるいはほかの保険制度の公平を求めるのも当然だと考えます。高過ぎる国民健康保険料・税の問題を解決することは、住民の健康と暮らしを守る上でも、医療保険制度としての持続を可能にするためにも、ほかの医療保険との公平・公正を確保する上でも、重要な課題だと考えます。

以上述べまして、次の項目についてお伺いいたします。

一つ目には、3団体の見解について、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

二つ目には、協会けんぽでは均等割、平等割があるかどうか、伺います。また、4人家族で年収300万円、夫婦と子ども2人世帯の場合、国民健康保険税との比較ではどのようになるのか、お伺いいたします。

三つ目には、均等割、平等割の廃止の見解について伺います。また同時に、18歳以下の子どもがいる世帯への均等割の負担軽減についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の4項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの防災対策に関する御質問にお答えいたします。

今回の北海道内全域にわたる停電に関する状況や対応については、さきの今村議員、金子議員にもお答えさせていただいたところであります。

今後への具体的な内容についての御質問であります。検討すべき課題については、自家発電設備等の検討、公共施設等の燃料管理、防災備蓄品の整備、冬期の避難所対応の確認、避難所の運営、各対策部の事務分掌に基づく役割分担、行動マニュアル化、対策本部からの情報伝達の検証構築、災害情報の発信など大変多岐にわたっておりますが、現在それぞれについて具体的に課題抽出を進めている状況でありますことから、今後の対応策につきましては、これらを十分検討、協議を行った上で、結果がまとまり次第、お示ししていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの保育士、幼稚園教諭の確保に関する御質問にお答えいたします。

保育士、幼稚園教諭の確保は全国的な課題として捉えておりますが、現在、町の教育・保育施設における保育士、幼稚園教諭につきましては、それぞれの施設から、現時点では人材確保について困難を来しているとお話も聞かれないことから、一定の人材が確保されているものと理解しているところであります。

しかしながら、一部には、新たに保育士、幼稚園教諭の確保を図ることについては、募集をしても採用につながらないなど、確保に御苦労されているとも伺っております。

議員御発言の保育士、幼稚園教諭への奨学金制度についてであります。町といたしましては、北海道社会福祉協議会が実施しております、保育士の人材確保に係る保育士確保対策制度について情報提供させていただくとともに、保育業務の軽減等を図るため、施設運営に対する側面的な支援につきましては、今後も継続して行っておりますが、個々の施設における人材確保に係る直接支援につきましては、各施設が独自に対応されていくものと理解しており、町による奨学金制度につきましては、考えを持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目めの公共下水道の汚泥処理に関する3点の御質問にお答えいたします。

現在、町では、汚泥処理につきまして、2団体と1個人の3カ所で、農地の地力増進と下水道汚泥の有効活用を目的として堆肥化を行っており、この事

業は、堆肥生産を担っていただいている農業者と町が相互理解をする中で進められている事業であります。

まず、1点目の汚泥の堆肥化における経費の見積もりに関する御質問であります。堆肥化には汚泥4割、農業残渣物、これは一般的に稲わらだとか麦稈でございます。4割と、豚ふんや牛ふん2割を混ぜて堆肥を生産しておりますことから、町では、これらの混合する資材調達費用分として、必要量の3分の2に対し、1トン当たり5,000円の補助を行っているものであります。

この稲わらや麦稈は、みずからの田畑や堆肥生産組合の組合員からの調達を想定しており、現在、補助金については、一部の生産者から要望も受けていることもあり、今後、副資材の調達実態などについて調査を行うとともに、委託者とも協議を行い、安定した事業運営となるよう必要な対策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の汚泥処理に伴う費用についてありますが、現在、町が行っております汚泥を利用した堆肥化につきまして、農業残渣物を有機肥料として再生利用することにより、農地の地力増進を図り、生産性向上と経営安定を目指すことを目的としており、その中で汚泥を活用するものであり、道内における多くの自治体においても農地還元が主流となっているところであります。

このための堆肥化に要する本年度の費用につきましては、堆肥生産者に対する補助金は、先ほど申し上げました必要副資材調達費としての1トン当たり5,000円と、業者による運搬経費が1トン当たり2,484円であることから、本年度の搬出量876トンに対する運搬費用額は217万円となり、先ほど申し上げました堆肥化補助と合わせて660万円前後になるものと思われます。

一方、これらの汚泥を産業廃棄物として処理すると仮定しますと、一例であります。処理費と運搬費を含め、1トン当たり3万7,300円となる例もあり、総額で3,270万円と試算されます。

次に、3点目の農業者が諸事情で汚泥処理の限界が来たときの対応についてであります。対応策といたしましては、新たな受け入れ先をお願いするか、産業廃棄物として専門業者に処理をお願いするかが想定されます。

しかしながら、さきにもお答えさせていただきましたように、町の考え方といたしましては、農業残渣物を有効活用し、農地に還元することが農地の地力増進に大変有効であることから、今後におきましても、汚泥を活用した堆肥化が最善であると考えて

おりますことから、堆肥化が安定して継続できるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの国民健康保険税の引き下げに関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の全国自治会、市長会、町村会3団体による国保制度に対する要請についてであります。要請の基本的な考え方は、まず、今後増嵩する医療費に対して、国保制度が持続可能で安定した制度となるよう国における都道府県への財政支援や平準化、国保の保険料負担の軽減、さらに全国的に大きな課題である子育て支援や少子化対策上からの子どもに対する均等割の軽減などが要望項目となっているものと理解をしており、私といたしましても、ぜひ、これらの実現が図られることを望むものであります。

とりわけ国民健康保険税の均等割においては、子どもも同一に算定されていることから、3団体におきましては、国の重要課題である子育て支援や少子化対策上からも、子どもの均等割軽減支援制度も要望項目となっているところであります。

次に、2点目の協会けんぽの健康保険の算定方法につきましては、標準報酬月額に保険料率を乗じて算定する制度となっていることから、均等割、平等割という仕組みはないものと理解をしております。

また、議員の御質問にありました世帯構成で40歳未満世帯の保険料を算定いたしますと、国民健康保険世帯は30万8,700円、協会けんぽ加入世帯は31万9,800円となります。

なお、協会けんぽにつきましては、事業主負担が50%ありますことから、本人負担は15万9,900円となります。

次に、3点目の均等割、平等割の廃止につきましては、国保の制度設計におきましては、それぞれ保険者において、国保の加入世帯構成や産業構造等を勘案し、安定した国民健康保険運営を行うため制度設計が認められており、当町におきましては、所得割と資産割で5割、均等割と平等割で5割という4方式をとっているところであります。これらの中でさらに均等割と平等割については、軽減措置を講じていることから、均等割と平等割の占める割合は37%となっているところであります。

このことから、この4方式の賦課方式は、当町におきまして安定した公平な仕組みとなっていると理解しており、今後もこの方式を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、18歳以下の子どもがいる世帯への均等割負担軽減についてであります。全ての世帯におけ

る低所得世帯に対し、現行の制度で軽減措置を実施していることから、特に年齢をもって町独自に負担軽減を行う考えは持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 防災対策についてお伺いたします。

同僚議員等の御答弁で、自家発電装置の設置については、今後十分考えるということの話でありました。

今回の全停電によって、社会教育総合センターに至っても発電施設がないという状況になっています。また、避難所指定に至っても、当然のようにない施設があるという状況でありました。

そこで、地域を少し回ってみました。どんな状況になっているのかということですが、避難指定施設になっているところについては、町との日常的な話し合いというのが、春先にちょっとあるのかもしれませんが、ほとんどないのだと。こういう緊急時に至っては、ましてや避難指定施設になっているけれども、どういうふうに動いていいのかわからないというような、そういう話でありました。恐らくこれに尽きるのだろうというふうに思います。

やはり地域の避難支援、いわゆる要支援者等が避難する指定施設であれば、きっちりとふだんから、やはりコミュニケーションを大切にしながら、最低限、職員が来るまでの間、あるいは来てからも、というような対応が必要なのかということをきっちりとお互いにわかるように、やっぱり説明、納得というのが必要ではなかったかというふうに思いますが、この点、反省点も踏まえてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

議員から御質問ありました各避難所と緊急時におけます町の対策本部とのかかわりにつきましては、先ほども申し上げましたように、検討項目、課題抽出の中で、避難所の運営だとか、あるいは避難所運営のマニュアル化、あるいは情報伝達のあり方等について、非常に広範にわたりまして反省課題が抽出されております。議員がおっしゃるように、非常にまだまだそこら辺が成熟していないということは今回明らかになってきておりますので、それらも含めて、今後しっかりと対応できるような対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 行政も全く対応していな

いという立場からの質問ではありません。ともに、やはり学び合って、前へ進めるための質問という形で聞いていただければというふうに思っております。

もう1点伺いたいのは、防災備品等の整備の問題であります。

地域を回りましたら、やはりお年寄りの方、あるいはひとり暮らしの高齢者の方など、さまざまな方がいらっしゃいます。2日という条件の中で、ある程度食料等は確保できているという話でありましたが、しかし、長引くとやはり食べ物がなくなるというような、かろうじて隣近所からいただいたりだとかして確保しているのだということでもあります。そういう場合のやはり情報というのは非常に大事な問題であって、そういったところに対する支援策として、どういったところに非常食、あるいはそういったものが備えられているのかという、日常的にも住民も積極的に知るといっても大切であります。やはり行政側からも、こういった点というのも一定程度ふだんから情報を流しておく必要があるのかなというふうに思いますが、この点、訪問してみて改めて課題としてあるなというふうに感じましたが、いかがお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、私も全ての避難所についてどういう状況かということは全てを把握しているわけではございませんが、今、議員から御質問にありましたような、要するに災害弱者と言われるような方々、特に食料品の確保につきましては、今回、非常に困難を来したという実態はありました。先ほど金子議員の御質問の中でもお答えさせていただきましたが、実は、そういった食料品の確保につきましては、備蓄品も含めまして、コンビニチェーン等と支援協定もさせていただいております。そういうような協定がなされているというような情報発信を町民の皆さん方に十分にしているかという、これはちょっと自信のないところでございまして、今後そういったことで、そういう不安を抱えておられる方々については、いつでも聞いてくださいというようなPR活動も今後、防災計画を充実する中で反映させてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 各種いろいろありますが、避難所の運営の問題では、恐らく職員の方が非常にいろいろなところに飛び回らなければならないという状況にあります。そうすると、やはり地域の住民の力をかりなければならないということが課題

になるのではないかなというふうに考えているところでもあります。当然、行政の職員の人員というのは限られているわけですから、それに対応した中で避難所運営における、被災者をどういうふうに受け入れるのか、どの部分で自主防災や地域の方に力になってもらうのかというような、こういった部分のふだんからのしっかりとした意思疎通というのが非常に大事だと思います。

地域防災計画の中には、そういった項目はうたわれてはいます。全く情報として発信していないということではありませんが、しかし、そういったものもこれから生かすべき課題かなというふうに感じているところではありますが、この点について町長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭の御答弁でお答えさせていただきましたように、各対策本部の事務分掌に基づく役割分担や行動マニュアル化、これらが今回十分に機能できなかったと。機能できなかったと申しましょうか、そういうことに対する考え方の整理はできていたのですが、実際、お互いに平常心でない関係で、慌てふためいて、情報を一元化したり、それに基づいて指令を発信したりということが錯綜いたしまして、なかなか整理がつかなかったという反省が多くの部署から寄せられております。

ただいま御指摘ありましたようなことにつきましては、机上ではわかっている、実際、事が起きるとなかなかそれが行動に反映できなかったという大きな反省点を今回教訓として得ましたので、さらにそれらがしっかりと整うように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いろいろ課題というのがあります。防災備品では、ちょっと戻りますが、コンビニ等の協定を結んでおりますが、しかし、今回のようになった場合、既に工場等々についても被害を受けているという状況になった場合、コンビニ自身で供給できるものも当然限られているという状況がありますし、そのことを考えたら、先ほども電源の、全部ではなくても、必要な部分の確保ということがうたわれておりましたし、こういった防災備品についても一定部分備蓄はされているかというふうに思いますが、しかし、こういった部分について、やはり防災備品の食料品を含めた、やっぱりそういった場合の確保というの、非常に大事になってきているというふうに思います。やはりこういった部分の工場が被害を受けているという状況になった

場合、ある程度防災備品等を含め、食料品も含めて、町の現体制の中で、全部は整えるとは言いませんが、不十分な部分もあるのではないかなというふうに思いますが、この点はどのように評価されているのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

この判断につきましては、特に私が仕事を通じていろいろ勉強させていただく中で、私も上富良野町においてもそうだなということに思っておりますが、まず、自分の命は自分が守るということを基本に防災対策に据えるという、基本をまず忘れないという。例えば食料品、あるいは最小限度の身の回りのもの、そういったものをみずからの努力によって緊急時に備えておくということがまず根っこになれば、全てを公が賄うということは、議員からも御理解いただいておりますように、これは不可能でありますので、そういった防災教育と申し上げますとちょっとあれですが、防災に対する認識といたしまして、それぞれが可能な範囲でそれぞれ備えておきましょうということとあわせて、それらで補い切れないものを自治体によって備えていくというようなことが組み合わさって、さらにしっかりと防災対策になると思いますので、そういったことを町民の皆さん方とさらに、今回の検証を含めまして、成熟させていければというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そういうものも踏まえて、10月号の広報の中には町民向けの訴えなども再掲されたというふうに思っております。

もう1点確認したいのですが、いわゆる避難弱者という形の、かみん等における避難所が開設されてきていて、酸素吸入している人などがベッドで避難してきているというような状況がありました。恐らく地域防災計画の中では、ラベンダーハイツもそのうちの一つでありますし、病院もそのうちの一つでありますし、そういったところの恐らく今回みたいに多くの人たちが来るという状況になれば、受け入れる場所が限られてきているというふうに、ちょっと現場も当日見させていただいたのですが、感じているところでもあります。

そういったときの受け入れというのは、必要最小限、当然このマニュアルに基づいて、それぞれの施設については何人受け入れますよということは書かれておりますけれども、もう一度、こちら辺についての反省、課題というのは今回あるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、いわゆる福祉避難所的なことに対する備えのあり方かなというふうに理解しておりますが、今回、かみんにおいて、在宅酸素の方々について対応させていただきましたが、それぞれ現在、そういう福祉的配慮の必要な避難者に対しましては、それぞれ福祉機能を備えた施設において受け入れるような想定をしておりますが、そういったところにつきましては、スタッフの確保、さらには、根っこの問題を申し上げますと、先ほどからありますような電源等の確保も含めまして、町としては現在、そういったところに対しましては、緊急時に対応できる体制は一定程度整っているものと理解しておりますので、さらに今回の反省の中から、今回は在宅酸素の方だけでしたので、広くそういった方々の対応が求められたときに対応できるかについては、さらに精度を高くするように検証してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いろいろ課題がありますが、それぞれ町が抽出した課題ということでありますので、今後、十分検証されて、また生かしていただければというふうに思っております。

次に、保育士の確保の問題について伺いたいします。

町においては、各施設で賄っていただきたいと、対応していただきたいということの話であります。しかし、私、やっぱり保育士というのは、社会資源として、また、地域の子育てを担っている各施設において、現状は何とか確保という点では回っておりますが、しかし、いつどういう状況の中で職員を確保することができなくなるという不安を抱えているという状況になっています。先進地においては、住宅を確保されているところもありますし、こういった奨学金制度を実施されている自治体の取り組みもあります。そこに定住してもらって、やはり多くの人材を確保しようというような、そういった要素からも制度を積極的に活用しているという状況もあります。

そういうことを考えた場合に、社会資源として、やっぱり町が子育て支援を将来的にも持続的にやるということであれば、町がこういった側面からの支援を行って、将来的な職員の確保をすべきではないかなというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の保育士等の確保に関します御質問にお答えさせていただきます

す。

基本的な考えといたしましては、町において保育士を確保するための奨学金等の制度は想定していないということは申し上げたとおりでございます。私もが入手しております、あるいは見聞きしております限りにおいては、そういった制度を持ち合わせている自治体もございますが、その目的等につきましては、まず、それぞれ市町村立の保育施設等を持っておられるところについては、みずからの人材確保としての取り組みをされているところもお聞きしております。

一方では、これは都会において特にそういう傾向でございますが、待機児童を解消するために、そういった保育士あるいは幼稚園教諭が不足しているがために、新たな保育施設を開所できないということから、それらを解消するための方策として人材確保のための支援をされていると、そういうようなこともあるというふうにお聞きしております。

いずれにいたしましても、申し上げましたように、町として、保育士が快適な環境の中で仕事ができるようなことに対する応援は、これからまだまだ求められれば検討してまいりたいと考えておりますが、繰り返しますが、直接人材確保に対する支援は、今、我が町では想定していないということを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何回言っても押し問答になるかと思いますが、それでは最後に確認いたしますが、保育現場からこういった要請があった場合は、当然検討されますね。町は委託して、本来行政がやる部分を地域の民間の方が担っているわけですから、そういったことを考えたら、当然民間施設の役割というのは、子育てという点でも非常に大事な役割であり、公設の施設と同じ役割を担っているわけですから、そのことを考えたら、そういう要望等が上があれば、当然検討する課題だというふうに考えてよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ保育を担っていただいております施設から窮状を訴えられたときにどのように対応するかということにつきましては、それは状況によって判断が違いますが、基本的に人材が見つからないので何とか手助けをお願いしたいということに関しましては、それをそのまま町がお手伝いしようということにはならないのであろうというふうに私は理解をしているところでございます。ただ、現在、人材確保困難職種というような状況でございますので、

町全体の保育事業者が共通して、非常にそういったことに困難を来すというような状況になりますと、これは町の全体としての施策として位置づけができると思いますので、まず、基本的には、それぞれの各保育事業者において保育士が、あるいは幼稚園教諭が確保できるような魅力ある職場づくりも一方では大切なというふうに考えておりますので、そういう側面的な支援につきましては、先ほど申し上げましたように、継続して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この間、町のヘルパーの介護士の不足ということで、補助制度をもって支援制度を設けました。それと同じだと思うのです、私はね。そういった意味で、ぜひ、今後、検討いただきたいというふうに思っております。

次に、公共下水道の問題についてお伺いいたしますが、この点について見ましたら、処理を民間等に委託した場合、当然、コストが高いという状況が見受けられます。そうしますと、当然、従来の方法の中で請け負ってられるこういう人たちに委託をお願いして、受け入れてもらって処理をするというのが持続的にできるものだというふうに思っております。

そうしますと、採算については今後十分検討するというので、精査も行いたいということですが、この点についてもう一度確認いたしますが、今後そういう状況が、採算割れ等々が見受けられるというような状況と、これは厳しい状況があるかなというふうに見受けられるような場合は、引き続き、経費等における負担というのは、今後何らかの形で継続あるいは負担をふやすというような方向性で考えていらっしゃるのかどうか、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の汚泥処理に関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的には、自分たち委託者において、委託者の能力あるいは処理能力に応じた汚泥をまず処理していただくというようなことからスタートしております。ということから、それに必要な副資材、残渣物等の収集能力、それらとは常にバランスがとれるようにということで、これまで委託をさせていただいております。しかし、それがもし、ですから、私も十数年、直接その仲間におりましたので理解しておりますが、制度が発足したときからかわっておりますが、基本的には、そのコストが割れるということは発生しない仕組みになっております。ですから、もしコスト割れがするというような

ことが、現在、一部少し要望も寄せられておりますが、それは仕組み上、どこかに無理がかかっていることも想定されますので、そのあたりはしっかり受託者と検証した上で、また、他の受け入れていただいております団体の皆さん方と実態をしっかりと検証した上で、必要ということであれば、適正な対応をしまっていることはやぶさかでございますので、その辺は少し検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ、検討していただきたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険税の問題についてお伺いいたします。

今、全国の3団体においても、子育て支援という形の中で、均等割制度のそのものを見直してほしいというような要望を出されております。これについては、当然そういう方向でやったほうが良いということで、町長、認められております。

しかし、一方で、町独自で行うのかということになれば、行わないということの判断であります、矛盾していると思いますが、この点、どのようにお考えなのか、確認したい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の国保についての御質問にお答えさせていただきます。

私も町村会も含めました3団体で国に対して要望させていただいておりますのは、国の責任において子育て支援あるいは少子化対策上から、子どもも大人と同じく均等割のカウントに入っておりますので、そういったことを国の責任において軽減を図ることが国の国策上必要であろうということで要望させていただいております。

一方、町におきましての均等割の対象云々につきましては、これは制度としてそういう制度で、国保制度が安定運営のためにつくられている仕組みでございますので、それと同一視することにはならないと私は理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 国が本来行わなければならない財政支援をしていないことをうたっているわけですよ。そうすると、そういう中で誰が一番被害を受けるのか、いわゆる負担増になるのかということになれば、国保の加入世帯です。このことを考えたときに、私は単なる国がやらないから、しかし、国保の地方財政を維持するためにこういう配分は必要だということで、均等割については行わないというのでは余りにも冷たい話ではないでしょう

か。この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、国保という制度を今さら申し上げるまでもございませんが、これは相互扶助で成り立っている制度でございまして、仮にどちらかの負担を軽減するということになれば、他の被保険者の皆さん方の負担が重くなる。一方、もし一般財源を用いて軽減をするということになれば、これは他の保険者の皆さん方に対する公平性を欠くということで、私は制度設計上、これは国としての軽減措置ということは求めていくにしても、町独自で軽減策を講じるということは、非常に公平性を欠くことになるのではないかとこのように理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 先ほどの答弁の中でも、協会けんぽと国民健康保険の負担ということになれば、当然、協会けんぽのほうの負担割合が少ないということが明らかになっています。また同時に、均等割と平等割については、この制度上、こういったものは協会けんぽのほうではないということになっております。しかし、一方で、国民健康保険加入世帯については、両方とも存在するという状況であります。

3団体の言っているのは、こういった不平等をなくしてほしいと。協会けんぽと同じようにやってほしいということを言っているわけで、それに対して、国はまともに受け取っていないというのが問題であります。

その部分については、町長もそういうふうに私も思っていますということを答えられております。そうすると、例えば、18歳以下の人でありますと、アルバイト以外でしたら、普通働いていないわけですよ。働いていない人に対して均等割だとか発生するということは、矛盾が生じているのではないかなと。普通、一般的には、所得に応じて税というのは公平に決められているわけですから、そのことを考えたときに、働いていないのになぜ均等割が発生するのかという問題です。あとは、これをどこでカバーするのかというと、私は自治体で十分カバーできるのではないかとこのように思いますが、この点、どういうふうにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の国保制度に関します御質問にお答えさせていただきます。

議員も御理解いただいているように私はお聞きいたしました、所得が少ないということに対しまし

ては、当然、軽減の算定上、加味されますので、制度の仕組み上、既に反映されているというふうに理解しておりまして、先ほども申し上げましたが、そういった特定の部分に対しまして、公費をもって軽減措置を講じるということは、制度の性格上、私は非常に難しいものだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 別に難しくないですよ。町長がやるかどうか、それだけです。財源はどうするのかという問題でありますけれども、積立金などを活用すれば十分可能です。例えば、均等割、1人5,000円軽減したとしたら、約230人か、そのぐらいいらっしゃるのかなと思いますが、200人として100万円あれば十分可能です。1万円軽減するとすれば、200万円あれば十分可能ですから、こういう財源をもって、やはりこういった負担に悩んでいる人たちの対策を講ずるべきだと私は考えています。

もう既に他の自治体では、そう多くはありませんけれども、旭川市などにおいてはもう既に実施されて、大変喜ばれているというのが状況です。

私は、別に公費を投入したとしても、他の制度と矛盾する話ではありません。国民健康保険税に至っても、社会保障という制度が貫かれているわけですから、その立場からすれば、きっちりとした財政負担を行って、負担の重さに悩む人たちを、少なくともやはり行政がきっちりと対応すべきだということふうに思いますが、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の国保制度に対します御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、均等割、平等割につきましては、既に軽減措置でその辺はしっかりと制度設計されております。当初のお答えで申し上げましたように、当町におきましても、応益割、応能割、50・50の制度設計でございますが、既に応益割に対しましては軽減措置を講じることによって、負担率が37～38%となっている実態もでございます。そして、他の公費をもって別途負担軽減措置を講じるということは、私は国保制度の根幹にかかわることだと思っておりますので、私の価値判断といたしましては、そういう制度を取り入れることは非常に難しいというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 軽減制度があったとしても、もともと高いわけですから、その高いという前提で軽減制度をやられても、それでもなおかつ負担

が重いという状況が実態としてあるわけです。例えば、所得300万円ぐらいと仮定した場合、いわゆる貧困家庭層のラインだというふうに思います。約1割ぐらい、国民健康保険税として支払わなければならないというような、正確ではありませんが、約1割ぐらいになっております。残りのあと七、八十万円ですか、そのぐらいで生活をしなければならないということになった場合に、聞きましたが、家族もいて、子どももいてということになれば、生活しづらいのだと。税の負担で追われているような感じで、そういった部分でも少しでも軽減策を行っていただければ、やっぱり助かるのだというような、こういう声が上富良野町の中にもあるわけですよ。

町長は日ごろから、日の当たる政策だと、弱者を救済するのだということを言っておきながら、一方で、そういったものに対して目をつむるという、非常に問題적인発言、あるいは、ことをしているのではないかというふうに私は思いますが、この点、町長、どのようにお考えですか。そういう実態というのは、町長、把握されていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

コミュニティーというのは、適正な受益と負担ということは大原則でございます。そういった中において、各制度、仕組みというものが構築されておりますので、今、御質問のような国保の中において負担感があるということは、これは誰しも、どのような制度においても、常に負担感というものは念頭に持つわけでございますが、現在、国保制度が、おかげさまで当町におきましては順調に運営がなされている実態を考えますと、御理解をいただいているものと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） それは行政側からの立場であって、それも一つの要素としては、国保を維持する上では非常に大事だと思います。しかし、一方で、そういった大変困っている人たちがいるということをやはり考えて、それに対する制度をきちっと構築するというのが、私は行政の役割だというふうに思いますが、この点、町長は日ごろから弱い人たちに光を当てるということをおっしゃっていますが、その点、何ら矛盾を感じないですか。どうですか。この点、確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、私が政治信条として掲げておりますことと現在行っております制度化に

についての矛盾は感じていないことを申し上げますとともに、さらに、町民の皆さん方が安心して暮らしていけるような改革あるいは改善というのは、これは不断に行っていくものと捉えておりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長の姿勢は、非常に私、問題だというふうに思っております。国保加入者の生活実態を顧みることなく、いわゆる行政側の都合だけで、問題は何らないという判断自体が――私は、地方自治の精神として、地方自治が行うことは、住民にしっかりと寄り添いながら問題の解決に当たるというのを一貫して教えられてきました。その原点に立てば、やはり国民健康保険税の負担に思い悩んでいる人たちに対するきっちりとした対策を講ずるべきだということを要求して、私、終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に人事院は、国家公務員の給与及びボーナスについて、民間が公務員を上回り、その格差を解消するため引き上げる勧告がなされ、当該勧告どおり実施する旨、閣議決定を経て、このたび法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与につきましても、人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、所用の改定を行うため、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

あわせて、時間外勤務手当算定基礎額への寒冷地手当の加算についてであります、これまで国

家公務員制度に準じ、基礎額に寒冷地手当を加算しておりませんでした。地方公務員の時間外勤務手当については労働基準法が適用されることから、その適切な対応について国からの通知を受けるとともに、これまで職員組合とも協議を行い、法令遵守の観点から、時間外勤務手当算定基礎額に寒冷地手当を加算するよう給与条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。1点目として、月例給については、民間との格差を解消するため、1級の初任給を1,500円引き上げるとともに、若年層につきましても同程度の改定をするよう若年層に重点を置いた引き上げで、平均0.2%程度の引き上げ改定を行うものであります。

2点目として、期末勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、現行、年間「4.4月」を「4.45月」に0.05月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。

また、期末手当の支給率2.6月については、現行、6月「1.225月」、12月「1.375月」となっており、12月分のほうが支給額が多くなっておりますが、来年度以降においては、6月、12月ともに同率の「1.3月」とするものであります。

3点目として、寒冷地手当支給対象期間である11月から翌年3月までの5カ月間において、時間外勤務手当算定基礎額に寒冷地手当を加えるものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第1条は、公布の日から施行し、平成30年11月1日に遡及適用する内容で、寒冷地手当支給期間となる11月から翌年3月までの5カ月間の時間外勤務手当に対する時間外勤務手当の支給においては、時間外勤務手当算定の基礎となる月額給与額について、給料月額にその職員の世帯区分に応じた寒冷地手当額の5分の1の額を加算するために改正を行うものであります。

改正条例第2条は、公布の日から施行し、月例給については平成30年4月1日に、勤勉手当については平成30年12月1日に遡及適用する内容で、勤勉手当に配分する0.05月分の引き上げ分については、本年12月支給分に配分し、月例給の改定は、別表第1、別表第2で規定している行政職給料表及び看護職給料表の改正を規定するものであります。

す。

改正条例第3条は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当については、6月分及び12月分にそれぞれ同月数ずつとなるよう配分し直すことを規定するものであります。

なお、附則についてですが、第1項及び第2項は、前段御説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項は、月例給の遡及適用により、改正前の給料表による給与については、改正後の給料表による給与の内払いとみなす規定であります。

また、当該改正による影響額については、月例給、勤勉手当及び時間外勤務手当遡及適用に要するものとして、407万円程度と見込んでおります。

以上で、議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第10号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現行の町職員定数については、平成22年町議会第4回定例会において、第3次職員数適正化計画の目標及び第4次職員数適正化計画を踏まえた職員定数条例の全部改正条例を可決いただき、平成23年4月1日の施行以来、その職員定数のもとで、第4次職員数適正化計画及び第5次職員数適正化計画を

作成し、定数管理を行ってきたところであります。

今回、昨年度後半から、ラベンダーハイツのフルタイム臨時介護職員の退職及びその欠員の確保について苦慮していることから、本来の施設入所者数に満たない状況が継続しており、そのことが安定的な施設運営上、大きな課題となっているところであります。

その対応策の一つとして、正規職員介護士の増員を行うことを予定しておりますが、現行定数条例の定数を定める時点においては、正規職員による介護士の増員を想定していなかったことから、当該介護士採用後における町職員数が定数条例に規定されている定数を超えないよう上富良野町職員定数条例の一部改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員定数条例（平成22年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「120人」を「125人」に改め、同条第2項中「193人」を「198人」に改める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問いたします。

今回、198人という形で条例の改正になります。ラベンダーハイツ職員、介護士の確保という形で、充実を図るという前提になっておりますが、現状、職員の欠員というのは何名になっているのか、お伺いしたいと思います。

また同時に、例えば、町立病院等々がありますが、老健施設は立派な介護施設ではあります。しかし、いまだに老健施設においては、いわゆる正職員というのは、介護の部分の配置はされておられません。看護師等はいらっしゃいますが。こういった場合、見直しとあわせて、将来的な議論も当然あるかというふうに思いますが、一層充実させるということであれば、こういった部分の見直し等というのは将来的には検討されるのかどうか、あわせて考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました職員定数に関する質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、欠員という関係でございますが、欠員につきましては、現在、中途退職者でございます。2名の職員が途中で退職しております。その分につきましては、今現在、欠員という形になってございます。

あと病院のほうの部分につきましては、今回の定数条例の中では緩和していないと。あくまでもラベンダーハイツの関係の見直しだということになってございます。

なお、各部署につきましては、職員のほか、非常勤の方、臨時の方を組み合わせただけで施設運営と、あと業務運営をしているという形で御理解いただきたいと思います。

あと、定数条例の見直しの関係でございますが、基本、定数につきましては、総枠を決めていただいて、その中でやりくりをするというのがこの定数条例の決めでございますので、基本は、どこかをふやそうとすると、それは配置がえになりますので、どこかを減らして、とにかくこの定数の中でやるというのが基本だというふうに思っておりますが、ただ、大きなやり方の変化が生じたときには、改めて定数の見直しのことについてはする必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 老健等の、直接ことはかわりないにしても、総体的な定数の考え方としてどうなのかなというふうに思っておりますが、ここはどうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

老健施設につきましても、基本的には病院事業会計の定数の枠の中で対応しているということになってございます。

介護の現場につきましては、非常に今、人材が不足しているという中で、安定した雇用ということは大きな地域の課題になっておりますので、将来の課題として、病院、それからラベンダーハイツを含めて、そういう介護人材のあり方についても引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、特に定数外の職員の関係につきましては、今、法律改正の中で、会計年度職員に32年度から移行しますので、そういうことも含めながら、定数のあり方についても改めて検討すべき課題だというふうに認識をしているところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。
以上をもって、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第11号上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

基金の処分について、現行の規定では2点規定されており、1点目は、歳入に欠陥を生じて補填する場合と、2点目として、保険給付費の増嵩により財源不足が生じたときと規定されており、保険給付費に限定されたものとなっています。

平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度におきましては、保険給付に必要な費用は全額北海道から交付され、保険給付費の不足を生じることがなくなったため、この「保険給付費等の増嵩による財源不足」という文言がそぐわないこととなりました。

また、国民健康保険税の徴収につきましては、北海道に納付する納付金に見合ったものとするようになりますが、北海道への納付金の増嵩に伴って保険税率の上昇が見込まれた場合、上昇幅を抑制し、必要となる財源等に充てることができるように改正をするものです。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険財政調整基金条例（昭和41年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

2、国民健康保険事業の円滑な運営に必要な財源に充てるとき。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第11号上富良野町国民

健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第12号上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

自治基本条例は、町の最高規範に位置づけられ、社会情勢や町民のニーズの変化等に対応していく守り育てる条例として条例が有効に機能しているかどうか、施行後5年を超えない期間ごとに見直し検討を行っています。

平成21年4月に本条例が施行されてから2回目となる自治基本条例の見直し検討が平成29年度の協働のまちづくり推進委員会において行われ、一部の条文において見直しが望ましいとの結果が出されました。

本条例は、町民総意のもとに制定されておりますことから、町民に広く意見を求めるパブリックコメントを実施するとともに、職員に対する意見の募集や住民会長への周知などを行ってきたところです。これらの経過を経て、さらに検討した上で、改正内容に理解が得られたものと考え、本条例の一部改正を行うものです。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第12号上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例。

上富良野町自治基本条例（平成20年上富良野町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「満20歳」を「満18歳」に改める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上をもちまして、議案第12号上富良野町自治基本条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第13号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例の制定目的の根拠となる土地改良法が改正され、本年6月8日に公布されたことに伴い、同法における本条例に引用していました根拠条例の条項移動がなされたことから、上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を改正するものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第13号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町土地改良事業の経緯の賦課徴収に関する条例（昭和56年上富良野町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第36条の2第1項」を「法第36条の3第1項」に改める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第14号上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例の要旨について御説明申し上げます。

本条例は、各種土木事業及び土地改良事業等の施工のため、役場が所有している建設機械を貸し出し、使用することを目的として、昭和47年に制定されました。

制定当時は、各業者の建設機械の保有台数も少なく、また、主幹産業であります農業事業への支援策として制定されましたが、使用対象としている重機を保有している建設会社もふえたことや、年間の申請数も数件であり、個々の対応も建設会社で可能であることから、平成30年度をもって条例を廃止するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第14号上富良野町建設機械使用条例を廃止する条例。

上富良野町建設機械使用条例（昭和47年上富良野町条例第23号）は、廃止する。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、十勝岳線バスについて、現在、当該車両の駆動系が損傷し、代替車両による運行継続をしているところですが、既に走行距離が51万キロを超えていることから、早急に新たな車両へ更新するため、所要額の補正及び繰越明許費の追加をお願いするものであります。

2点目は、泉町南団地4号棟整備に係る社会資本整備総合交付金交付額の決定に伴い、交付額が減額されたことから、当該事業費の補正とあわせて地方債の増額をお願いするものであります。

3点目は、社会教育総合センタートイレ改修工事業費の確定に伴う事業費の補正及び地方債の限度額を変更するものであります。

4点目は、富良野広域連合の補正予算（第1号）に伴う補正で、前年度繰越金の精算等により、本町の負担分が変更となっていることから、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、後期高齢者医療広域連合への平成29年度負担金確定に伴い、療養給付費の負担及び特別会計への繰出金について所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、来年行われる地方統一選挙について、4月7日執行の北海道知事及び北海道議会議員選挙に係る本年度分選挙執行費用について所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、本格的な冬を迎えるに当たって、燃料価格の高騰に伴い、各公共施設における燃料費の補

正をお願いするものであります。

8点目は、本年7月豪雨に伴う災害復旧のうち、小規模な災害復旧対応については、既決の町道維持管理委託費、予算の中で対応してまいりましたが、今後の本格的な降雪に対する除排雪経費を確保するため、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、特定防衛施設整備調整交付金について、2次配分額が示されたことから、既に完了した事業の事業費調整を含め、後年度に更新を検討していた救助活動用資機材、保健福祉総合センター多目的ホール備品、給食センター調理器具、町立病院医療機器の更新について前倒しして実施するとともに、上富良野小学校における英語学習環境の整備を図るため、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、職員給与費について、さきに議決いただきました上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う月例給、勤勉手当及び時間外手当の増額改定による差額支給対応分とあわせ、職員の会計間異動等に伴う所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行うものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても事業量の変更に伴う補正及び応援モニター事業を含め、ふるさと応援寄附を受けたものについて寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を図った上で、財源として不足する部分については、小規模災害対応分として北海道市町村備荒資金組合超過納付金の還付のほか、今年度公共施設整備基金への積み立てとして補正した額について減額し、かつ今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の朗読につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので御了承を願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,502万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,245万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

12款分担金及び負担金10万円。

14款国庫支出金1,275万2,000円の減。

15款道支出金474万9,000円。

16款財産収入381万5,000円。

17款寄附金2,530万9,000円。

20款諸収入1,000万円。

21款町債380万円

歳入合計3,502万1,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費9万5,000円。

2款総務費4,198万1,000円の減。

3款民生費1,348万4,000円。

4款衛生費1,095万5,000円。

6款農林業費677万3,000円の減。

7款商工費304万2,000円。

8款土木費2,785万円。

9款教育費450万4,000円。

11款給与費860万5,000円の減。

12款予備費3,245万円。

歳出合計3,502万1,000円。

次に、第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

十勝岳線バス更新事業については、前段御説明したとおり、早急に更新を図ることを予定しておりますが、当該車両については四輪駆動のバス車両であって、発注から納車まで4カ月以上の期間を要し、納期が年度を超える見込みであることから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、第3表、地方債の補正について申し上げます。

町営住宅整備については、社会資本整備総合交付金交付額の減額及び事業の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

社会教育総合センター整備については、事業の確

定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上で、議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番荒生博一君。

○9番(荒生博一君) 15ページの電算化推進費、業務用パソコン等900万円の減額に関しての確認をさせていただきます。

まず、先般行われました全員協議会において、御説明の中では、世界的に今、パソコンが不足しているという内容のもと、関連があります西小学校の教育用コンピューターの減額も、やはりその年度内の納期完了が見込めないためという御説明を賜りました。

一度確認なのですけれども、今回、西小の教育用コンピューターに関しましては、調整交付金の事業の活用ということで理解をしておりますが、総務費の業務用のパソコンは何か補助金を利用していたのか。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 9番荒生議員からありました業務用パソコンの更新に関しまして補正の関係でございますが、これにつきましては、基本、一般財源で整備する予定でございました。

以上です。

○議長(西村昭教君) 9番荒生博一君。

○9番(荒生博一君) では、1点確認ですが、当初予算で3月に計上された予算に関しては、この60台のパソコンが早期に更新が必要であるということで予算化されたのだと認識しておりますが、西小学校の教育用コンピューターが調整交付金の2次配分の確定に伴って、ことしの9月の下旬にインテルのプロセッサ供給不足ということで、パソコンの不足というのは全世界的な規模でニュースになりましたけれども、この時期のタイミングで西小の教育用コンピューターが間に合わないというのは理解できます。しかしながら、3月に予算化した事業がなぜこの8カ月投げられていたのですか。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 9番荒生議員からありましたパソコンに関します調達時期のことというふうに思いますが、当初予算でのせていただいたときには、今、各業務系で使っておりますパソコンについては、毎年、年次的に必要な台数をしておりますので、当初予算の中では、30年度において60台程

度の更新を予定しているということで予算計上させていただいたところでございます。

発注時期につきましては、例年ですと単費で行いますので、基本は町内の業者さんのほうに分けて、発注をいつごろしようかということでことしのところを見ていたところでございますが、実際に発注の事前準備を進める中で、お話を聞いていっている中で、その調達ももしかするとできないというお話を聞いて、ただ、その状況はその時点で解決するかどうかというのはちょっとわかりませんでしたので、少しこの12月まで情報収集しながら来ていたところですが、結果、西小の関係もありまして、調交で先送りをするということもありましたので、今回この業務用のほうにつきましても、あえて今この財源を繰り越しして確保するよりも、今年度中の他の事業のほうに財源を振り分けようということで、パソコンのほうについては全額減額ということで今回補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） どうも私には、この二つの事業が二個一でセット化しているようなイメージがあって、通常であれば、こういった世界的なパソコン不足という問題がなければ、この時期に頼んでも年度内納入というのはできたのですね。しかしながら、不測の事態が間に入り、その七、八カ月、猶予期間があったにもかかわらず、オーダーをしていなかったのではないですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番荒生議員からありました、オーダーをしていなかったのではないかと御質問でございますが、結果としましては、もし4月に発注をしていれば、間に合ったのかもしれませんが、ただ、想定の中では、4月発注ということは予定しておりませんでしたので。例年、時期でいきますと年の中間に一度、年度の後半に一度ということで発注をしてございましたので、当初はその時期を予定していたというところでございますので。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 十勝岳線バスの更新事業につきましてですが、28人という定員と聞いていますけれども、補助椅子を入れて28なのか、それとも違うのか。受注発注というから、その辺はある程度自由に融通がきくと思うのですね。

それともう1点、スキーだとか荷物を入れるところは別にあるのですか。

そこを2点、ちょっとお伺いします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番北條議員からありました十勝岳線バスの規格の御質問でございますが、現行車両もそうですし、当初予定もあれですが、四駆のマイクロバスということで予定しておりますので、定員につきましては、運転手込みで29名の定数というふうになっています。

あと、別に荷物を置く場所があるかということでございますが、通常のマイクロバスでございますので、大型バスのように下のほうに荷物を入れるとか、そういうものはございませんので、形としては普通の四駆のマイクロバスということで……。失礼しました。補助椅子込みの29名という形になっています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 9ページの社会資本整備総合交付金事業なのですが、昨年度もたしか交付金が削減されたような気がするのですが、地方自治体においては、当てにしていたものが来ないということになると持ち出し等がふえるかというふうに思いますが、ここら辺の算定になっている基準、基礎というのはどういう基準で交付されているのか、大枠で恐らく来ていないと思うのですが、その点、確認のためにお伺いしておきたいと思います。

それと21ページの老人福祉費のラベンダーハイツの繰り出しの関係で、今年度、職員等がふえたということの持ち出し、繰り出しという形になっております。従前は、こういったものは自賄いだということである程度はやってきましたけれども、今後、やはりこういう事態になった場合、町のほうから一般財源の持ち出しという形で、財源の穴埋め、あるいは赤字になった場合等も含めて、この人件費に限ることなく、そういった繰り出しというのは今後あり得るということで受けとめてよろしいのでしょうか。従前は一切行わないというような強い口調で言っていたような気がしましたので、そこら辺の考え方について話をちょっと伺いたいというふうに思っております。

それと23ページの児童福祉総務費の扶助費の中で、保育事業費の効率化事業ということで、非常にいい事業だというふうに思います。子どもさんが午睡しているときに、万が一ということ想定したセンサーあるいは端末の購入という形の説明がありま

したが、従来、子どもたちを午睡しているかどうか見ている、監視というか、はどういう状態で行われていたのか。今回これが設置されるようになって、端末にそれぞれの子どもさんの状態が恐らくつぶさに表示されるのだろうというふうに思いますが、その状況と、今後、恐らく全部は購入されていないので、まだ計画的な購入のあり方というのが決められているのかなと思いますが、その点、お伺いしたいと思います。

あと27ページですね、保健衛生総務費の中で、毎年この時期になって地域センターの産婦人科医の確保という形の予算が計上されてきております。各自治体の負担割合と現在、上富良野町から協会病院あるいは旭川等に通われている妊婦さんというのは、現状では何人いらっしゃるのか、お伺いいたします。

あと33ページの商工振興費でありますけれども、確認したいところがあります。新規開業という形の予算も計上されております。新規開業という形の中で、審査基準というのがあるかというふうに思いますが、3年間、持続的な営業もしなければならぬという形になります。途中で、何らかの要因で営業ができないということはあり得ないと思いますが、返済も当然あり得るというふうに思いますが、この審査基準についてももう一度確認させていただきたいというふうに思います。

次に、37ページの小学校、あるいは留守番電話の問題についてお伺いいたします。

働き方改革という形の中で、この留守番電話の設置ということが掲げられていました。また同時に、町の教育委員会の方針の中で、今後、働き方改革のあり方についての指針というか、そういうものも示されていきました。

そこでお伺いしたいのですが、留守番電話設置によって都合が、当然祝祭日、現場で先生がいなければ行政のほうに来るという仕組みだというふうに聞いたわけなのですが、従来と今回、この留守番電話設置がどういうふうに変ったのか、もう一度確認しておきます。

それともう1点お伺いしたいのは、道が調べた働き方改革の平均的な調査という形では載っているのですが、上富良野町の先生の働き方改革の実態というのは調査された経緯があるのかどうか、この点、確認しておきたいというふうに思います。

今後、この働き方改革という形で言われておりますが、しかし、業務内容、こま数がふえる中で、学力テスト等、さまざまな先生の負担がふえているという現状の中で、そういった現状を変えない限り、あるいは先生の増員がなければ、改革につながらな

い部分もひょっとしたらあるのではないかというふうに思いますが、現場というか、教育委員会から見た場合、こういったものが今必要になっているのかということでお伺いいたします。

この中には、当然、部活動のあり方、必ず休む祝祭日、あるいは夏季休暇などもとりなさいという形の方向性も掲げられていますが、確認しておきたいというふうに思います。

○町長（向山富夫君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 11番米沢議員の社会資本整備総合交付金の1,437万9,000円の減額について御説明申し上げます。

現在、公営住宅南団地4号棟の整備を進めているところでございますけれども、工事費の全体の減が伴いまして、歳出のほうでも執行残の補正をさせていただいているところでございますが、国の交付金の関係につきましては、交付金の対象外となる工事がございまして、その中身といたしまして、仮設駐車場の工事と防雪工事、それと防災無線の関係工事、あと既設の排水設備の工事等々が交付金の対象外となる工事でございます。これらが2,930万円ございましたので、交付金はその約2分の1となります1,437万9,000円、減額となったところでございます。

国の事情によりまして、一律に下げられているのではないかと、そういったような観点もあろうかと思いますが、今回のケースにつきましては、工事そのものが交付金の対象外工事ということで、対象内からは外れてしまったということで、交付金そのものについては2分の1ということになっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありましたラベンダーハイツへの繰り出しの部分につきまして、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

今回、ラベンダーハイツの繰り出しの部分につきましては、ハイツの職員に係る分の人件費相当分ということで出しておりますが、ただ、こちらにつきましては、これまで出しておりましたが、いわゆる児童手当に係る部分につきましては、これまでも繰り出しとして出させていただきました。

それと先ほどの定数条例の関係にもなりますが、介護士職員、正規職員を途中で2名採用したという形になってございます。これにかかわる人件費につきましては、ハイツの中の当初の事業費としては想定しておりませんでしたことから、今回の今年度分に限っては、その相当額を町から繰り入れるという

ことで今回の補正予算のほうに計上させていただいたところでございます。

事業そのものに対する部分につきましては、今後それぞれの中でまた検討していくことかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の3点目と4点目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、3点目のページ数23ページ、教育・保育給付費における保育所等への補助事業でございますが、議員御発言のように、保育所に対する支援としまして、今回、午睡チェックシートを購入するに当たりまして補助するものでございます。

今現在の施設におけるゼロ歳、1歳児の午睡におけるチェックにつきましては、必ず保育士が、その午睡している間については、1人必ず職員がついている状況だというふうに確認しております。この午睡チェックシートが入ることによりまして、常時ついていることは少し緩和できるのかなということでの対応となっております。

なお、今回、4施設で購入していただきますが、1施設2台置きますが、3施設については1台配置するということで聞いておりますが、ゼロ歳から1歳ですので、1年ずつ子どもさんの学齢も上がっていきますので、大体この人数の入所の見込みということで、この整備で対応できるかなということで、各園とは打ち合わせを終えております。

次に、27ページの周産期における地域センター病院の婦人科医療確保対策事業にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

まず、この事業につきましては、28年度から支援をさせていただいておりますが、今年度につきましても、9月末現在で、富良野協会病院の産婦人科の医師にかかわる歳入の事業と歳出につきまして打ち合わせをしたところ、約1,968万5,000円の減収が見込まれるという報告がされてございます。それに対して、富良野広域の保健福祉課長会議並びに沿線の首長会議が開催され、その負担の割合について協議させていただきまして、上富良野町はそのうちの18%が今回の補正として上げている負担割合でございます。

この18%につきましては、27年、28年、29年、この3カ年間の産婦人科に通院されている方の実数を各市町村割の人数で案分したものであるというふうに算定根拠を持っております。

参考に申し上げます。富良野市は64%、中富は10%、南富良野は6%、占冠は2%で、合計10

0%の割合で今回負担割合を決定したところでございます。

なお、2項目めの富良野協会病院への今の上富良野町の通院状況でございますが、今現在、30年の状況については、ちょっと今手元に資料は持っておりませんが、29年度では、78名に対して17名の方が富良野協会病院でお産をしているという実績を持っております。

町としては、約2割弱の方がお産については御利用いただいていると思っておりますが、あくまでも補助金につきましては、産婦人科に通院、お産も含めて、外来も含めての数字で割り返していることで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 11番米沢議員の5点目の御質問でございます。議案33ページの新規開業・特産品開発事業補助に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この事業の採択に当たりましての審査基準ということでございますが、基本的な部分につきましては、週5日以上の日間営業であるということ、あと税の納付がされているということが基本になるかと思えます。あと、審査をする上で提出いただいている書類といたしましても、整備に伴います事業の計画書、あと資金計画、調達の状況、あと開業後の収支の見通しというものを付けていただいた中で審査をして、決定をさせていただいているところでございます。

また、補助金の返還等の自体につきましては、町の補助規則の中で行うこととしておりまして、そういう対応で行っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（及川光一君） 11番米沢議員の6点目の留守番電話にかかわる連絡体制と働き方改革に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず、留守番電話を設置する前の現状の連絡体制と、留守電をつけた場合の連絡体制ということでございますが、各小中学校、現在、電話については留守電機能がない状況にありますので、学校に先生がいるうちはもちろん電話対応になるところですが、いなくなれば、電話がそのまま鳴っているというような現状であります。

また、今回、留守電をつけて、一応7時以降は留守電のオート対応するという事で予定しておりますが、その緊急対応として、平日、夜間は役場、そして、各学校における閉庁日、おのおの出てきますが、その場合の対応は教育委員会ということでの対応を予定しております。

次に、各学校の教職員の勤務実態ということで、道教委における状況ということで、小学校2割、中学校4割が60時間を超えているという実態調査の結果が出ているところでありますが、町の実態につきましては、独自に調査はしていない状況にあります。各学校、管理職、おのおの町外を経験してきておりますが、町の実態としても、勤務実態については同様の状況だということで聞き及んでおりますので、実態については同程度というふうに認識をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員からの教育委員会最後の質問、教員の増員等のお話のことについてお答えをしたいと思います。

働き方改革、うちの町でも改善計画を10月に立てました。道のガイドラインをもとにつくったものでありますが、先日、6日の日に中央教育審議会、中教審のほうで新たな指針が出されました。月45時間以上の時間外は認めないというようなことで、それを週換算にするとおおよそ50時間になります。うちの町で今つくっているのは、週60時間を超えないというものであります。この10時間は非常に大きくて、現場を混乱さすばかりだということで私自身も考えています。60時間を超えないのであれば、何とかする方法はあるのではないかとということで、それでも大変だと思っていたけれども、今回示されたものを見ると、50となると本当に厳しいと。当然60を超さない段階でも、国において教職員をふやしたほうがいい、あるいは外部講師については財政措置を行うべきだということを教育委員会連合会の中での話がされていたわけですが、それが制限が50となった。この週10時間というのは非常に大きいなと思っております。

そういう意味で、国に対して、また、道教委に対して、これらの問題解決するためのさまざまな方法について議論を深めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 社会資本整備の点についてお伺いします。

いわゆる対象外があったという形ではありますが、算定の基礎というのは、算定するに当たってどういふものが対象になるかというのが何でもあるというふうに思いますが、そこら辺の読み取りはちょっと甘かったのか、全くわからなかったのか、そこら辺、一つ確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 11番米沢議員の社会資本整備総合交付金の関係についてお知らせいたします。

交付金対象外の工事ということにつきましてありますけれども、工事を実施する上において必要なものでありますけれども、国の交付の対象にならないということで、町独自のメニューといいたししょうか、そういったことに該当するようなもので、先ほど申しました仮設の駐車場で、4号棟のほうに車をとめられるように砂利を敷くとか、あと今後、防雪ネットをつけるといったような工事、あと防災無線用のアンテナを配置する、あるいは、1号棟の排水の雨水対策をするといったような事柄等々が国の補助のメニューには対象にならないということでございます。

なお、この部分につきましては、起債の対象にはなってきますので、起債を借りるようになしまして、それでも対象にならないものが一般財源ということになるところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ちょっと質問の意味がわかっていないと思うのだけれども。対象にならなかったのは事前にわからなかったのかと聞いている。基準に合わないというのは説明わかるけれども、事前にわかっていなかったのかと。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 一番最初の当初予算におきましては、交付金を1億5,900万円見ておりまして、結果的に1億4,400万円となりまして、1,437万9,000円の減額となったところでございます。

工事費そのものにつきましては、3億2,700万円、全体で見えておりまして、これらのことにつきましては、当初の予定につきましては見込みといいたししょうか、なるといったようなことで計算をしておりまして、北海道とのヒアリングの中で補助対象外ということが確定をしていったということでございます。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 21ページですけれども、確認です。保健福祉総合センター管理運営費の中の、いわゆる燃料費の高騰に伴う12施設の燃料

費の補正の関係についてですが、高騰した場合に対してこの補正ですから、一般的に何割上がったら高騰というふうに捉えておられるのか。そして、今後、例えば燃料が下がりましたと。これがずんずん下がっていったといったときに、それは予算化はされたとしても執行残として残るのかどうか。そこら辺を確認させてください。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました、かみんといいますか、公共施設の今回の燃料費の補正の関係でございます。

幾ら高騰したらということでございますが、明確な基準は持ってございません。これから冬を迎えるに当たりまして、燃料費を試算したときに燃料費が足りるかどうかという部分を積み上げて、今回につきましては、既決の予算では足りなくなることが見込まれることかということで、想定額を補正予算していただいたところでございます。

今後下がった場合ということで、単価も下がりますし、使用量も変わりますので、その分につきましては、基本、決算の中で燃料費として執行残が出るということで予定をしております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 本来であれば、やはり高騰という定義は設けておかなければだめではないのかなという気はするのですが、そこら辺というのは全くないのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員からありました燃料費の基準という部分でございますが、当初予算を組むときには、今回でいきますと85円程度で、そのときの予算の費用ということで見てございますので、それが何ぼになったというところでは実際には明確な、100円超えればなるというふうには見ていないところでございますけれども、ただ、今回においては、途中で補正をしないと間に合わないということもございますし、あと施設の維持の部分でございますので、明確に補正をしない場合については、途中で高騰した場合については、施設によっては予備費等で対応するところもございますし、他の10施設の中での流用で対応できる部分もあるということでございますが、そこら辺、少し変動要素を持ちながら施設運営の経費を賄っているという部分について御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今後もそういったことが考えられると思いますので、やはり平均的な価格はある程度、何割上がったらこういう高騰対策をするのだという目安は設けておいたほうがいいと思いますけれども。

以上です。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質問ございませんか。（発言する者あり）

1回言っていますのでもうだめです。3回。この議案については3回質問していますので、もう質問できませんので御注意ください。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの米沢議員の質問について答弁をいただきます。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

今回、交付金の対象外となった工事でございますけれども、国の交付金の申請のときには、この部分も入ってといいましょうか、全体の工事費として、標準建設費として発注をして、その部分のうちの概算の2分の1ということで交付金の申請をしているところでございまして、この交付金の対象外となるものが実際に何ぼかかるのかは、そのときにはまだわかっておりませんので、秋になって工事費等々が確定した段階で、これらの部分について交付金の減額となったところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか、米沢議員。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開は２時半といたします。

午後 ２時２０分 休憩
午後 ２時３０分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１０ 議案第２号

○議長（西村昭教君） 日程第１０ 議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、１点目、職員の給与費について、上富良野町職員に関する給与条例の改正及び職員の会計間人事異動に伴い、国民健康保険特別会計に係る職員の給与等につきまして一般会計から繰り入れするものであります。

２点目は、国民健康保険制度改正に伴う関連業務経費に対して、北海道からの補助額が決定したことから所要の補正をするものであります。

３点目は、一般会計からの繰り入れに係る保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業等の額確定により所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、１点目、国民健康保険特別会計に係る職員給与費等について所要の補正をするものであります。

２点目は、国民健康保険制度改革に伴うシステム改修及び国保総合システム改修に係る額確定に伴い、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

平成３０年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

７５７万７、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億５、４４８万８、０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

３款道支出金３７万円。

５款繰入金７２０万７、０００円。

歳入合計は７５７万７、０００円であります。

２、歳出。

１款総務費８７万６、０００円。

１０款予備費６７０万１、０００円。

歳出合計は７５７万７、０００円であります。

以上で、議案第２号平成３０年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第１１ 議案第３号

○議長（西村昭教君） 日程第１１ 議案第３号平成３０年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第３号平成３０年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、平成２９年度広域連合市町村事務費繰入金の確定に伴う精算並びに平成３０年度保険基盤安定繰入金確定により補正をするもので

あります。

歳出につきましては、広域連合納付金において所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,547万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金37万1,000円の減。

歳入合計は37万1,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金37万1,000円の減。

歳出合計は37万1,000円の減であります。

以上で、議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきまして、平成29年度地域支援事業費に係る国費、道費の額確定により、追加交付金の通知がありましたことから補正を行うものであります。

歳出につきまして、1点目に、平成29年度介護給付費に係る国費の負担金確定により、返還金について通知がありましたので補正を行うものであります。

2点目は、上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、介護保険特別会計における職員給与費について、給料、職員手当の改定による差額と共済費負担について、歳入は繰入金を、歳出は総務費と地域支援事業費について、それぞれ所要の補正をするものであります。

なお、収支の差額につきましては、予備費から財源を充てるものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明とし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,751万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金62万8,000円。

4款道支出金33万4,000円。

7 款繰入金 8 0 万円。

歳入合計は 1 7 6 万 2, 0 0 0 円でございます。

2、歳出。

1 款総務費 8 0 万円。

3 款地域支援事業費 1 0 万 7, 0 0 0 円。

6 款諸支出金 1, 3 1 8 万 7, 0 0 0 円。

7 款予備費 1, 2 3 3 万 2, 0 0 0 円の減。

歳出合計は 1 7 6 万 2, 0 0 0 円でございます。

以上、議案第 4 号平成 3 0 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 4 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 5 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 3 議案第 5 号平成 3 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第 5 号平成 3 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、職員の年度途中採用に係る人件費分を一般会計から繰り入れの補正をするものであります。

次に、歳出につきまして、1 点目は、職員の会計間の人事異動、年度途中採用及び給与条例改正に伴う人件費の補正であります。

2 点目は、臨時職員の実績見込みによる所要の費用の補正であります。

3 点目は、その他の費用につきまして、実績見込みによる所要の費用の補正であります。

なお、収支の差額につきましては、予備費を充てることによって補正予算を調整するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御承願いたします。

議案第 5 号平成 3 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 3 0 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7 8 8 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4 款繰入金 6 5 4 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計は 6 5 4 万 8, 0 0 0 円であります。

2、歳出。

1 款総務費 9 4 8 万 7, 0 0 0 円。

2 款サービス事業費 1 8 1 万円の減。

5 款予備費 1 1 2 万 9, 0 0 0 円の減。

歳出合計は 6 5 4 万 8, 0 0 0 円であります。

以上で、議案第 5 号平成 3 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 6 号

○議長（西村昭教君） 日程第 1 4 議案第 6 号平

成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第６号平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、主に社会資本整備総合交付金事業の事業確定によります減額補正となっております。

内訳は、まず、歳入におきましては、受益者負担金賦課確定によります分担金及び負担金の増額補正と、社会資本整備総合交付金事業確定によります国庫支出金及び起債借入額の減少によります一般会計繰入金の増額となり、歳入全体では減額補正となるものであります。

次に、歳出につきましては、下水道事業費の一般管理費におきまして、給与改定によります増額補正と、社会資本整備総合交付金事業の浄化センター建設工事委託及び雨水管設計委託費確定によります減額補正となり、歳出全体では減額補正となるものであり、歳入歳出それぞれ同額補正するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第６号平成３０年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）。

平成３０年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１,９６０万５,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４,１１９万１,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

１款分担金及び負担金１２１万６,０００円の増。

３款国庫支出金１,１５１万９,０００円の減。

４款繰入金２１９万８,０００円の増。

７款町債１,１５０万円の減。

歳入合計１,９６０万５,０００円の減額となります。

２、歳出。

１款下水道事業費１,９６０万５,０００円の減。

歳出合計１,９６０万５,０００円の減額となるものです。

第２表、地方債補正。

（１）変更。

公共下水道事業、一般分。補正後の額３,６００万円。１,０３０万円の減となります。

続きまして、資本費平準化分。８,７５０万円となりまして、１２０万円の減となっております。

２ページ以降の事項別明細書につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第７号

○議長（西村昭教君） 日程第１５ 議案第７号平成３０年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第７号平成３０年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

歳出において、給与改定等に伴います給料、手当等を増額し、同額を予備費より充てる内容となっており、総予算の増減は伴わない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第７号平成３０年度上富良野町水道事業会計補正予算（第１号）。

(総則)。

第1条、平成30年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用。

第1項営業費用44万3,000円の増。

第4項予備費44万3,000円の減額となるものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費44万3,000円の増額となるものです。

次ページ以降につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長(西村昭教君) 日程第16 議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の内容ですが、今回、特定防衛施設周辺調整交付金の2次配分を受けましたことから、一般会計からの出資金と合わせまして、医療器械整備のために増額補正をお願いするものでございます。

今回購入予定の医療器械につきましては、一般病棟のナースステーションに設置しております医療用テレメーターの更新であります。医療用テレメーターにつきましては、各病室で測定された患者様の心電図、血圧、心拍数などの生体情報をナースステーションで集中管理するもので、現在、既存の器械につきましては、平成11年に購入して以来19年が経過し、老朽化に伴いまして液晶画面等に故障が発生してきていることから、今回更新を予定しているものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

(総則)。

第1条、平成30年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、平成30年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入300万円。

第1項出資金30万円。

第3項補助金270万円。

支出。

第1款資本的支出300万円。

第2項建設改良費300万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１５号

○議長（西村昭教君） 日程第１７ 議案第１５号財産の取得について（総合行政システム）を議題といたします。

提出から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第１５号財産の取得について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、平成１８年４月から運用を開始している住民記録システムを中心とした基幹系システムであります総合行政システムについて、サーバー機との運用基盤を今回クラウド方式による更新としたことから、その移行に要する経費及び関連するハードウェア、ミドルウェア費用の一時費用について、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により取得としたところであります。

今回の更新については、現行システムの継続利用を基本としていることから、当初導入及び導入後の保守業者であるコンピューター・ビジネスとの随意契約として、本件の議決をいただいた後に、速やかに北海道市町村備荒資金組合とコンピューター・ビジネスとの間において売買契約の締結後、来年２月に北海道市町村備荒資金組合から当町に譲渡されるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に備荒資金組合が定める利息をつけまして、本年度から平成３４年度までの５カ年で支払いをするものであり、１１月３０日に開催された第６回町議会臨時会におきまして、関連予算及び債務負担行為の議決をいただいているところであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第１５号財産の取得について。

総合行政システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的、総合行政システム。

２、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

３、取得価格、２,１３４万２,９６０円。

４、取得の相手方、札幌市中央区北４条西６丁目

北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長菊谷秀吉。

５、納期、平成３１年２月２８日。

以上で、議案第１５号財産の取得についての説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 認定第１号及び

日程第１９ 認定第２号

○議長（西村昭教君） 日程第１８ 認定第１号平成３０年第３回定例会で付託されました議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第１９ 認定第２号平成３０年第２回定例会で付託されました議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、村上和子君。

○決算特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました認定第１号及び認定第２号について、決算特別委員会審査報告書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

１ページをごらんください。

決算特別委員会審査報告書。

平成３０年第３回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第７条の規定により報告する。

平成３０年１０月３日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

決算特別委員長、村上和子。

記。

付託事件名、議案第８号平成２９年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第９号平成２９年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、平成30年10月1日、2日、3日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに別記「平成30年度（平成29年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応して予算執行に当たられたい。

なお、2ページの平成30年度（平成29年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書は、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上、報告いたします。御承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号平成29年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号平成29年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第20 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第1号については、災害発生時等における議会の対応として審議してきた結果、今後において議員派遣が必要になると思われることから、その対応として発議させていただきました。

以下、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年12月11日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。上富良野町議会議員、荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

（1）目的。

上富良野町において火山噴火、地震、大雨その他の事象による災害発生時及び訓練活動に上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

（2）派遣場所。

上富良野町内。

（3）期間。

平成30年12月12日から平成31年の上富良野町議会災害対策支援本部の設置から解散まで及び訓練活動。

（4）派遣議員。

全議員14名。

以上でございます。お認めくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 発議案第２号

○議長（西村昭教君） 日程第２１ 発議案第２号 日米物品貿易協定交渉に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

２番岡本康裕君。

○２番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第２号日米物品貿易協定交渉に関する意見についてを朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第２号日米物品貿易協定交渉に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成３０年１２月１１日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面をごらんください。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書。

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦・大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪ＥＰＡを上回るＴＰＰ１１、それを超える日ＥＵ・ＥＰＡへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、ＴＰＰ１１協定は本年１２月３０日に発効することとなり、日ＥＵ・ＥＰＡ協定も来年２月に発効される見通しとなっている。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車２５％の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがある。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声があがっている。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉にあたっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望

する。

記。

１、日米物品貿易協定交渉は、ＴＰＰ水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年１２月１２日。

北海道空知郡上富良野町議会、議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣。

以上です。御協議賜り、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第２２ 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎町 長 挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、年末に当たりまして町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長、向山富夫君。よろしく願いいたします。

○町長（向山富夫君） ただいま議長からお許しを

いただきまして、平成30年の最後の議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

早いもので、ことしも1年、もう20日足らずで暮れようとしておりますが、ことしを少し振り返ってみますと、今回の一般質問にも多くの方々から御質問いただきましたように、とりわけ自然災害に見舞われる頻度がことしは大変多くて、夏以降、大雨、あるいは経験したことのないような地震の被害と、加えて農作物が極めて不良であったということで、何かしら暗いことが印象に残った1年であったような気がしております。

しかし、そういう中におきまして、子どもたちの元気な活躍ぶりは、全国にもその名が響き渡るような活躍もしていただきまして、大変温かい、町民に感動を与えてくれたところでございます。

そういう中で、行政運営の中におきまして、来年4月からスタートいたします第6次上富良野町総合計画が、順調にその計画策定が進んでおりまして、来年の4月にしっかりと新しい計画に基づいたまちづくりができるように、鋭意これからも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、個人的な私ごとでございますが、ことしはこれまでの中でおおむね3カ月を病気治療に費やすような、そういうことにも経験することになりました、とりわけ9月の定例会におきましては、席をあげることになったことに対しまして、大変御迷惑をおかけして、改めて皆さん方の御理解に感謝申し上げる次第でございます。

結びになりますが、迎える平成31年が名実ともにすばらしい、上富良野町民にとっていい1年となりますことを心から御祈念申し上げますとともに、議員各位におかれましては、忙しい毎日でございますが、健康に十分御留意いただきまして、ますます御健勝であられますことを御祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきますと思います。

本年1年、大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、1年間、大変御苦労さまでございました。

ことしはいろいろなことがあっただろうと思います。特に、気象変動あるいは地震、それから、想定外の大雨の被害と、そういうようなこともありました。9月には、北海道で大きな台風が来た次の日ですが、胆振東部大地震ということで、北海道も大きな被害があったのですが、風評被害というものの

恐ろしさを感じたという一面もありまして、北海道全体が大変な被害に遭っているというようなイメージがあったというようなこともあって、それはいろいろな観光面だとか何かに影響して、なかなか回復しなかったということでもあります。また、想定しなかった電気の停電、いわゆるブラックアウトといえますか、それによっていろいろなことがまた気づかせられたといえますか、これから課題になるものもあるということでありまして、災害に遭ったことは大変困るわけでありまして、それを糧として、またそれに備えていくというようなことでは、ある意味で非常に気づかない部分を気づかせられたというようなこともあったのかなと思っております。

また、議会に関しましては、特に、ことしは第6次総合計画の策定ということでありまして、議会もそれに向けて特別委員会を設置して、大変短い期間であります。大変な御苦労をいただいて、何とか意見書を出してまとめていただくことができました。大変ありがとうございます。

また、もう一方では、議会運営委員会を中心に、定数の問題、それから議会の運営のあり方等について活発な御討議をいただきまして、それも一定のめどを立てていただきまして、本当にありがとうございました。

議会の定数については、現状維持ということで確認をされたことと思いますので、来年の統一選挙、それから、うちの議会の8月の選挙と。また新しい方々が出てこられるのかなと期待をするところですが、何はともかく、大変時間のない中で、それぞれ議員の皆さんが大変忙しい思いをしたのかなと思っておりますけれども、私も心配をしながらいろいろ見ておりましたけれども、本当に皆さん方、大変な努力をしていただいたこと、改めて感謝を申し上げたいと思います。

こういういろいろな経験が、ある意味では、我々の個々のレベルを上げることにまたつながっていきますし、また、これからのいろいろな形で議会の進め方も元に戻るということの結論もいただきましたので、どういう形でこれから戻ってしっかりとまた検証しながら進んでいくかということ、これからまた課題もあらうかと思っておりますけれども、また議員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

大変いろいろなことがありました年でありまして、来年がまた皆さん方にとりましてよき年であることを御期待申し上げますとともに、またその大きな成果が1年かかったら出るように、それぞれ各自御努力されることを御期待申し上げまして、一言お

礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

新しい年を迎えていただきたいと思いますし、また、町長初め理事者各位、それぞれの課長さん方にも、大変一年間いろいろな形で御協力、あるいは御支援をいただきながら、議会運営に協力いただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げまして、簡単でありますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時24分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年12月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 竹 山 正 一

署名議員 荒 生 博 一